令和4年3月定例会

南伊豆町議会会議録

令和 4 年 2 月 24日 開会 令和 4 年 3 月 17日 閉会

南伊豆町議会

令 和 兀 年 三 令

和

兀

年

三

南

伊

豆.

町

議

会

録

月 月

定 定 例

例

会 会

南 伊 豆 町 議 会

会 会 議 議

録

令和4年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

第	1	号	(2月	2	4	日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○出席議員	1
○欠席議員	·· 1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	·· 4
○諸般の報告	·· 4
○施政方針、予算編成方針並びに行政報告	·· 4
○一般質問	1 4
漆 田 修 君	1 4
加 畑 毅 君	3 2
宮 田 和 彦 君	12
横 嶋 隆 二 君	5 1
○散会宣告	3 6
○署名議員	3 9
第 2 号 (2月25日)	
○議事日程	7 1
○本日の会議に付した事件	72
○出席議員	73
○欠席議員	73
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	73

○職務のため出席した者の職氏名73
○開議宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4
○会議録署名議員の指名7 4
○一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
比野下 文 男 君75
黒 田 利貴男 君86
○諮第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決96
○議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決97
○議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決99
○議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託 100
○議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決102
○議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決103
○議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決105
○議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決106
○議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決107
○議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決108
○議第12号の上程、説明、質疑、委員会付託109
○議第13号の上程、説明、質疑、委員会付託
○議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決
○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決118
○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決119
○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決120
○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決121
○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 2 3
○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決
○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決125
○議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決126
○議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決127
○議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議第 2 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託 1 3 0
○議第26号の上程、説明、質疑、委員会付託
○議第27号の上程、説明、質疑、委員会付託136
○議第28号の上程、説明、質疑、委員会付託
○議第29号の上程、説明、質疑、委員会付託
○議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託
○議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託143
○議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託
○議第33号の上程、説明、質疑、委員会付託145
○議第34号の上程、説明、質疑、委員会付託
○議第35号の上程、説明、質疑、委員会付託
○議第36号の上程、説明、質疑、委員会付託150
○議第37号の上程、説明、質疑、委員会付託151
○議第38号の上程、説明、質疑、委員会付託
○散会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○署名議員
第 3 号 (3月3日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○職務のため出席した者の職氏名
○開議宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程説明
○会議録署名議員の指名
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決160
○散会宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 6 2
○署名議員

第 4 号 (3月17日)

○議事日程	6 5
○本日の会議に付した事件······1	6 6
○出席議員	6 6
○欠席議員	6 6
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名1	6 6
○職務のため出席した者の職氏名····································	6 6
○開議宣告····································	6 7
○議事日程説明	6 7
○会議録署名議員の指名	6 7
○議第12号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決1	6 7
○議第13号及び議第5号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決1	6 9
○議第25号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決1	7 1
○議第26号~議第28号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決1	7 3
○議第29号~議第32号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決1	7 6
○議第33号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決1	7 9
○議第34号~議第37号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決1	8 0
○議第38号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決1	8 2
○議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決1	8 3
○議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決1	8 4
○議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決1	8 5
○各委員会の閉会中の継続調査申出書····································	8 6
○閉議及び閉会宣告	8 7
○署名議員	8 9

令和4年3月定例町議会

(第1日 2月24日)

令和4年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程(第1号)

令和4年2月24日(木)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針、予算編成方針並びに行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 黒田利貴男君 2番 宮田和彦君

3番 比野下 文 男 君 4番 加 畑 毅 君

5番 谷 正君 6番 長 田 美喜彦 君

7番 稲葉勝男君 8番 清水清一君

9番 漆 田 修 君 10番 齋 藤 要 君

11番 横鳴隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

 町
 長
 岡
 部
 克
 仁
 君
 副
 町
 長
 橋
 本
 元
 治
 君

 教
 育
 長
 佐
 野
 薫
 君
 総
 務
 課
 長
 渡
 邊
 雅
 之
 君

 企
 画
 課
 長
 抵
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田
 田</

町 民 課 長 齋 藤 重 広 君 健康増進課長 山 田 日 好 君福祉介護課長 髙 橋 健 一 君 教育委員会 佐 藤 由紀子 君生活環境係長 鈴 木 ミ エ 君 会計管理者 佐 藤 禎 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係 長 内藤彰一

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

〇議長(谷 正君) おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和4年3月南伊豆町議会定例会を開会します。

なお、会議に先立ち、生活環境課長が所用により不在のため、生活環境係長が説明員として出席しておりますことをご報告いたします。

◎議事日程説明

〇議長(谷 正君) 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長(谷 正君) これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(谷 正君) 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

- 8番議員 清水清一君
- 9番議員 漆田 修君

◎会期の決定

○議長(谷 正君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの22日間としたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの22 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長(谷 正君) 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和3年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

◎施政方針、予算編成方針並びに行政報告

○議長(谷 正君) 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針並びに行政報告の申出が ありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) おはようございます。

本日ここに、令和4年度南伊豆町議会3月定例会が開催され、新年度当初予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針とともに予算の概要を申し述べますので、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症は、政府や自治体並びに医療関係者などの懸命な取組 と国民の協働をもってデルタ株による第5波の危機的な状況を脱しましたが、新たなオミク ロン株の爆発的な流行による再感染が日本全国で加速度的に拡大し、回復基調にあった社会 経済活動の停滞や感染拡大によるさらなる不安が続いております。

また、長引くコロナ禍は、社会経済と国民生活にも甚大な被害をもたらし、大規模な経済 対策に加え、ワクチン接種年齢層の見直しや迅速な追加接種、経口治療薬等の開発と普及な ど即効性の高い対策強化が求められております。

このため、本町においても地方創生臨時交付金による経済対策やワクチンの追加接種体制 を強化するとともに、感染対策に万全を期すことで地域の活力と安全・安心な生活を取り戻 すことに全力で取り組んでまいります。

さて、昨年12月の閣議を経て発表された「令和4年度の経済財政運営の基本的態度」によれば、今後の経済財政運営に当たっては、経済対策を迅速かつ着実に実施し、公的支出による下支えを図りつつ、消費や設備投資といった民需の回復を後押しし、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せることで最大の目標であるデフレからの脱却を成し遂げ、その上で、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現に向けて全力で取り組み、「科学技術立国の実現」、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、「経済安全保障」を三本柱とした大胆な投資とともに、規制・制度改革などを通じ、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を推進し、経済の成長を図るとしております。

また、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進し、加えて、自然災害からの復興・創生、高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靭化や交通、物流インフラの整備等の推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資するとしております。

我が国では、本格的な人口減少・少子高齢化を迎え、様々な問題が深刻化する中、とりわけ過疎地域の人口減少は加速しており、人口構造の変化を背景とした社会保障費の増加はもとより、公共交通手段の確保や医療・福祉分野をはじめとした担い手の確保、集落機能の維持・活性化といった課題に加え、社会生活基盤の劣化や地域経済の停滞等による税収減など財政悪化も懸念されております。

これらに加え、新型コロナウイルス感染症による国難にも直面しており、地方自治を取り 巻く環境は、以前にも増して厳しい状況にありますが、コロナ後の社会も見据えつつ、まち づくりの指針である第6次南伊豆町総合計画に基づく施策を着実に進め、町民ファーストの町政実現に向け誠実かつ謙虚な政治姿勢をもって皆様の支えとなる施策の推進に努めるとともに、政策の選択と集中による重点化を図り、限られた財源を有効に活用しながら、その歩みを確かなものとすべく令和4年度における主要施策の概要並びにその方向性について所信を申し述べます。

施政方針。

令和4年度に向けては、ポストコロナを念頭に、町民ファーストの町政実現に向け、誠実かつ謙虚な政治姿勢をもって皆様の負託にお応えするとともに、今後、ますます行政資源が限られていく中で絶えず中長期的な財政状況を把握し、不測の事態にも柔軟に対応できるよう、ふるさと寄附金等の財源確保や財政調整基金等の充実をもって健全経営に最大限の配慮を図りながら事務事業の選択と最適化を推し進め、安定的な行政サービスの提供に努めてまいります。

現下においては、新型コロナウイルス感染症対策が最優先事項であることから、国・県の経済対策等の動向に注視するとともに、第6次南伊豆町総合計画で基本構想・目標に掲げる施策のほか、南伊豆町過疎地域自立促進計画の着実な履行をもって町民の皆様にご賛同いただけるまちづくりを推進し、全ての町民が住みやすく次世代を担う子供たちに自信を持って引き継ぐことができる南伊豆町を目指し、職員一同「ワンチーム」として総力を結集し誠心誠意取り組むとともに、引き続き「子育て支援、観光・地域産業の振興、福祉・防災の充実」を基軸とした町政運営に邁進してまいります。

次に、具体的な施策について申し上げます。

子育て支援。

子供たちは「町の宝」であり、子育て支援の取組に終着点はありません。このため、令和 4年度においても子育て支援・教育環境の整備を推進するとともに、高校生通学バス補助制 度、こども医療費助成制度、インフルエンザ予防接種助成事業、出産祝金制度など各種支援 策の着実な実施に努めてまいります。加えて、新たな取組として、新規婚姻世帯を対象に住 居費及び引っ越し費用の助成または新生活の準備費用の一部を助成する結婚新生活支援補助 金を創設し、定住促進、少子化とする地域課題の解消に取り組んでまいります。

また、一園化に向け整備中の南伊豆認定こども園については、令和3年度の園庭、駐車場の拡張、南伊豆町子育て支援センターの開所に続き、園舎改修工事が完了いたしましたので、ご報告を申し上げますとともに、何かとご不便をおかけいたしました保護者の皆様にも厚く

御礼を申し上げます。

こども園の教育・保育施設使用料の無償化に向けては、保育環境のさらなる充実を推進するため、保護者や子育で支援センター利用者からのニーズ調査を実施し、完全無償化に向けて課題の精査と統合後のこども園の管理運営状況など検証しつつ、本町に即した制度設計とすべく検討をしてまいります。

なお、内閣府の発表では、子ども家庭庁の創設は令和5年度中とされておりますので、今 後の動向に注視しながら令和5年度からの完全無償化を目指してまいります。

世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その運用が遅れておりました外国青年誘致事業JETプログラムによる外国語指導助手(ALT)を活用した外国語教育については、予定する5名のALTのうち来日できた4名が各学校に常駐しており、英語授業はもとより給食や部活動にも積極的に参加することで児童生徒との楽しいコミュニケーションが生まれ、英語に対する興味向上のよい機会となっており、多文化への認識が深まることで児童生徒の国際的感覚が醸成されることを期待するものであります。

また、国が推進するGIGAスクール構想に基づくパソコン等の機器整備も完了し、小中学校におけるデジタル環境での「学び」が始まりましたが、これからの時代に生きる児童生徒にとってICTの活用は必須スキルであり、学びのスタンダードにもなり得るものであることから、高速通信における効率的な環境整備の構築に努めてまいります。

さて、全国各地で少子化が加速度を増す中、児童生徒数の減少や規模縮小に起因する学校 統廃合、通学区域の変更あるいは小中一貫校の創設など地域特性を生かした各種対策が講じ られており、賀茂圏域においても中学校再編の動きは顕著であります。

本町においては、昨年6月に南伊豆町学校教育環境整備委員会から中学校統合については 「速やかに1校にされたい」との答申が示されたことから、統合準備委員会を設置するほか、 本議会にもお諮りしながら、よりよい教育環境の構築を念頭に検討を進めてまいります。

観光・地域産業の振興。

新型コロナウイルス感染症は新たな変異株の出現により流行の波を繰り返し、我が国の社会経済活動に甚大な損失を与えており、緊急事態宣言の発出やGoToトラベルの全国一斉停止などから観光業を中心に地域経済の低迷を招いております。

本町においても低迷する観光業等の立て直しは急務でありますので、地方創生臨時交付金 を最大限活用し、秋の伊勢海老まつり期間並びに来春のみなみの桜と菜の花まつり期間にお ける特典つき宿泊割引キャンペーンをはじめとする誘客促進策を強力に推進するとともに、 本年4月からの第4弾「みなみいず応援プレミアム付商品券販売事業」をもって、町内経済 のさらなる活性化に取り組んでまいります。

また、JRキャンペーンでのCMなどで一躍有名になりました「入間千畳敷」については、その壮大なロケーションを生かした新たな観光スポットとすべく、遊歩道、観光トイレの整備を進め、観光地としての新たな魅力向上と交流人口のさらなる増加につなげてまいります。加えて、本年12月に岩殿地内で稼働予定の木質バイオマス・ガス化発電事業の町内域での事業拡大を推進し、廃校跡地など町有施設の有効活用を念頭にトップセールス体制の下、積極的な誘致活動の展開をするほか、新しい生活様式などニューノーマルと称される社会構造の変革を踏まえ、リモートワークやワーケーションのさらなる進展を見据えた新たな地域産業の振興、活性化に注力してまいります。

福祉・防災の充実。

本町の高齢化率は47%を超え、近年では買物や外出の際の「足」の確保でお困りの高齢者が増加するなど大きな社会問題とされております。

これら課題解決の手法として、高齢者の移動・外出支援に向けた「元気なシニア」が「支援を必要とするシニア」を支える助け合いの仕組みづくりの構築を目指し、モデル事業による実用化に向けた検証を重ねた上で、令和3年度から南伊豆町社会福祉協議会を運営母体とした本格的な事業展開に移行いたしました。今後も皆様から寄せられるご意見を参考に、さらなるサービスの提供、充実に努めてまいります。

また、加速化する人口減少や少子高齢化による超高齢化社会を迎えるに当たっては、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援が必須であることから、高齢者保健事業と介護予防等の一体的な事業展開を推進するほか、さらなる健康長寿社会の実現に向けた各種福祉サービスの提供に努めるとともに、地域包括支援センターを中心とした介護予防や高齢者相談窓口の充実を図るほか、健康・福祉・子育て支援事業などの積極的な事業展開をもって人生100年時代に即した体制強化に努めてまいります。

さて、近年における災害は激甚化しており、大規模な地震や記録的な豪雨、大型台風、大 雪など様々な自然災害が全国各地で毎年発生し、多くの人命や財産が失われております。

本町に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、行政に課せられた最大の使命であり、安全・安心な地域社会を実現し持続可能な活力ある地域を創生するためには、防災・減災対策の取組を一層推進することが喫緊の課題であります。

このため、想定される大規模災害に備えた避難所用資機材、非常用食料や飲料水等備蓄品

の拡充のほか、コロナ禍における感染症対策にも配慮した資機材の配備、マスク・消毒薬といった衛生用品の備蓄に加え、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の下、地震・津波に特化した避難路・避難地整備などにも鋭意取り組んでまいります。

また、伊豆縦貫自動車道の早期全線開通に向けては、引き続き国土交通省や地元選出国会議員、県議会議員への要望活動などを積極的に展開し、道路整備の必要性とその緊急性を強く訴えてまいりますので、本議会からの力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年度町政運営に対する基本的な考え方と概要を申し述べましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の下で極めて厳しい1年となることが想定されます。今後もなお一層の行財政改革に取り組み、町民の皆様と同じ目線で同じ方向を見つめ、我が町南伊豆町のさらなる発展を目指して全力で邁進してまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

先般、内閣府から発表された月例経済報告によれば、我が国の経済は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きが見られる」、先行きについては、「感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」との基調判断を行っております。

政策の基本的態度においては、東日本大震災からの復興・創生・激甚化・頻発化する災害への対策に取り組み、デフレからの脱却に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努めるとしており、新型コロナウイルス感染症に対しては、医療提供体制の稼働、予防、検査、早期治療の枠組みの強化、ワクチン接種のペースアップなどにより経済社会活動を極力継続できる環境をつくり、安全・安心を確保し、感染が再拡大している状況においても国民の暮らし、雇用、事業を守り抜き、経済の底割れを防ぎ、新しい資本主義の起動により、成長と分配の好循環を実現して経済を自律的な成長軌道に乗せるとしております。

また、昨年12月24日には一般会計の総額を107兆5,964億円とする令和4年度予算案が閣議決定され、新型コロナウイルス対策や新しい資本主義の実現、社会保障などの関係費が膨らむ中にあって企業業績の改善を見込んだ税収増により地方交付税の総額は前年度を上回る水準が確保されております。

新型コロナウイルス感染症は、生命の危機のみならず人々に大きな不安と価値観の変化を もたらし、日本社会は新たな日常への適応が求められるなど、社会の仕組みそのものが大き く変わる転換期を迎えております。

このため、町政運営においても「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」社会における新たな 日常に適応する必要があり、町民が何を望むのか常に想像力を働かせ、行政として何をすべ きか、何が必要なのかを見極め、効率性、有効性、緊急性の視点も踏まえた施策の実行に努 めなければなりません。

また、これら感染症により主要産業である観光業の低迷は深刻で、急速な人口減少と相まって町税の伸びは期待できず、約7割を依存財源に頼らざるを得ない現状からも財政状況は依然として厳しい状況にあるため、国・県の動向に十分留意し、将来を見据えた中長期的な財政ビジョンが強く求められております。

以上のことから、第6次南伊豆町総合計画における主要課題を踏まえ、基本構想・基本計画に掲げる各種目標・政策を着実に推進し、地域を経営するという発想の下、「地域力」の強化に努めるほか、政策の選択と集中をもって重点化を図り、限られた財源の中で地域資源を最大限活用し、施策・事業の進捗状況を的確に捉えた中で今後の施策展開に反映させることが極めて重要となります。

さらに、住民満足度を重視した効率的・効果的な行政運営が強く求められていることに鑑み、常に歳出削減・費用対効果・平準化等を念頭に政策選択の最適化に努めるものであり、 具体的な施策・事業等においては、多様化・複雑化する住民ニーズや自治体を取り巻く環境などを的確に把握し、適切な予算配分に努めたところであります。

結びに、円滑な町政運営に資するための財源確保に向けては、町税等の適正なる賦課徴収に加え、国・県支出金や町債のほか主要財源である地方交付税及びふるさと寄附金等を堅実に見込み、一般会計に係る予算総額を前年度比5.3%増の52億円としたほか、一般会計、12特別会計及び水道事業会計の総額では、前年度比2.8%増の88億9,964万5,000円といたしました。

これら各事業の詳細については、令和4年度一般会計及び特別会計並びに当初予算に係る 主要事業説明書をご確認いただき、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各会計別予算総額及び一般会計歳入予算に係る前年度との比較は次の表のとおりで ございます。

以上をもちまして、令和4年度施政方針並びに予算編成方針とさせていただきます。

引き続きまして、行政報告を行わせていただきます。

令和4年度南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、令和3年度12月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、新型コロナウイルスワクチン追加接種について。

我が国でも新たなオミクロン株による爆発的な流行が始まり、多くの都道府県に「まん延 防止等重点措置」が発出されております。

とりわけ飲食店等での対策の徹底や人流抑制、検査・サーベイランスの強化、医療体制の 確保などに加え、期間の前倒しによるワクチン追加接種も始まるなど各自治体では感染拡大 抑止に奔走しております。

本町においては1月から医療関係者への追加接種が始まり、高齢者施設及び通所介護の従事者、同利用者へと順次接種範囲を広げ、65歳以上の高齢者への迅速な追加接種に対応するため、下田メディカルセンター並びに町内各診療所の協力の下、モデルナ製ワクチンによる前倒し接種を実施したところであります。

このことから、6月中旬と想定していた集団接種終了時期は2か月程度早まり、4月末には完了する見込みとなり、3月には5歳から11歳までの小児接種も可能となることから、対象児童生徒の保護者への周知に努めております。

各診療所の先生方をはじめ、集団・個別接種に深いご理解とご協力をいただいております 医療従事者の皆様には衷心より感謝を申し上げますとともに、さらなるワクチン追加接種体 制の確保に努めてまいります。

2、栃木県壬生町との災害時相互応援協定の締結について。

東日本大震災を契機とし、災害発生時における応急・復旧活動や人道支援に関する人的・物的支援の取組は加速化し、とりわけ自治体や民間事業所間においても災害協定をはじめとする連携強化の動きは活発化しております。

本町においては、既に4自治体との災害時相互応援協定を締結しておりますが、一昨年に 東京都で開催された「安全・安心の道づくりを求める全国大会」に参加した際に栃木県壬生 町との親交が始まり、今般、新たに壬生町と災害時相互応援協定を締結する運びとなりまし た。

これら締結式については、2月17日に壬生町長をお迎えし、式典を開催予定でおりましたが、新型コロナ感染症の拡大を受けてオンライン形式に切り替え実施いたしました。

本協定に基づき、大規模災害の発生時における食料・飲料水及び生活必需品の供給、必要

とされる資機材提供や救援及び応急・復旧に必要な職員派遣、被災者の受入施設の提供のほか、要請があった事項について相互応援を実施するものであります。

今後想定される南海トラフ巨大地震、富士山噴火などの大規模災害発生時においては、円滑かつ迅速な被災地・被災者支援が求められることからも、本協定を契機に平常時における 各種交流事業等で自治体間相互の連携を深め、さらなる体制整備に努めてまいります。

3、令和4年南伊豆町成人式。

新型コロナ感染症再拡大が懸念される現況下、昨年と同様に徹底した感染予防対策を講じ 挙行することができました。

当日は穏やかな晴天の中、凛々しいスーツ姿やあでやかな晴れ着姿の新成人49名が参加し、 来賓には議長、副議長及び恩師の先生方をお迎えし、厳かな中にも笑顔が絶えない成人式で ありました。

また、新成人おのおのが感染対策を意識した中で、久しぶりに再会する友達との写真撮影や会話の様子などからも、一生に一度の本式が開催できた意義と新成人としての自覚を感じ取っていただけたものと喜ばしく思っております。

本来ならば、本議会も含め多くの来賓や保護者の皆様にもご参列を賜り新成人の門出を盛 大に祝福したいところではありましたが、現状に鑑み、ご遠慮いただきましたことをこの場 をお借りいたしまして改めておわび申し上げます。

- 4、商工・観光振興の取組。
- 1、ふるさと寄附の状況。

令和3年12月末現在での寄附件数は8,574件で、寄附総額は1億8,201万8,000円となり、 前年比で21.3%増となりました。

これらは、長引くコロナ禍の影響を受け主力返礼品である体験型クーポン券「ふるさと感謝券」が苦戦を続ける中、都内ケーブルテレビでのCM放映や専用ホームページでのPR効果、業界新聞等への広告掲載に加え、新たな返礼品創出、事業者獲得などによる成果と分析しております。

いまだ新型コロナ感染症の先行きは不透明な状況にありますが、さらなる寄附拡大に向けて魅力ある返礼品の創出、ソーシャルメディアや各種イベント、誘客キャンペーン等を介した実効性の高い広報活動の推進に努めてまいります。

2、第24回みなみの桜と菜の花まつり。

近年においては桜の開花時期が早まってきていることなどから、開始日を2月1日に早め

たほか、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「みなみの桜と菜の花まつり宿泊特別割引キャンペーン」500人分を準備し、誘客体制の強化に臨んだところでありましたが、1月中旬以降には首都圏を含む34都道府県に「まん延防止等重点措置」が発出されました。

このため、祭り予定期間の半分以上がその適用期間と重なったことから各種イベントの中 止を余儀なくされ、規模を縮小しての開催となっております。

日常生活において人流抑制や人数制限の動きが強まる中で、来訪者も例年並みには遠く及ばず、2月14日現在の来訪者は3,132人で、開催期間や開花状況にもよりますが、例年の50%程度にとどまっております。

2年連続の規模縮小による開催となり、町内観光事業者にとっては極めて厳しい状況となりましたが、本年4月から実施予定の第4弾みなみいず応援プレミアム付商品券販売事業など効果的な町内経済施策を講じることで、この局面を打破し、来年こそは第25回という節目を迎えることからも盛大な催事が挙行できるよう万全な体制で臨みたいと考えております。

3、観光施設の入り込み状況。

令和3年1月から12月までの町内観光施設等の入り込み状況は、別表のとおりであります。 分野別では、主要観光施設で15万1,239人、前年比で89.8%となり、宿泊施設では8万 6,372人、前年比75%、温泉施設では5万9,840人で前年比92.2%と全ての施設で前年を下回 りました。

これら要因は新型コロナ感染症拡大によるものであり、緊急事態宣言の影響は極めて大きく、GoToトラベルや伊勢海老まつりクーポン事業等をもって減少幅は若干縮小したものの、最終的には厳しい結果となりました。

以上です。

○議長(谷 正君) これにて施政方針、予算編成方針並びに行政報告を終わります。 ここで、10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時20分

○議長(谷 正君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長(谷 正君) 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

〇議長(谷正君)9番議員、漆田修君の質問を許可します。漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番(漆田 修君) 9番、漆田です。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に先立ち、コロナ……マスクをとらせていただきます。

コロナオミクロン株による第6波は、全国に多大な影響を及ぼしており、お亡くなりになった方々や感染された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げたく思います。

さて、通告に従い、道の駅の運営・整備についてとGIGAスクール構想の推進と学びの 充実の2点につき質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第1点でありますが、道の駅関係では持ち時間15分の中、許す範囲で、足湯、みいず、環境整備の3点に絞って話を進めさせていただきたいと思います。

2009年10月1日オープン道の駅は、県内で20番目で伊豆半島最南端にあり、軽食やショップ等もあり、近場に温泉があるということで足湯も完備という最初の触れ込みでありました。指定管理者は南伊豆町観光協会であり、さきの12月議会では改めて指定管理期間5年を再決議したところであります。

2021年4月から、足湯が休止状態になり、道の駅全体の魅力の低下は否めないものとなっています。当局は承知済みと思慮いたしますが、昨年12月20日、観光協会とNPO湯の花売店との間で意見交換会がなされましたが、足湯の件が議論の俎上に上がったそうであります。

そのときの協会側の答えは、これは既に当局には書面としてお渡ししてありますが、現在 のところ再開は考えていなく、温泉供給会社が一般社団法人弓ヶ浜温泉協同組合に経営主体 が異動し、権利金等の支払いも含め膨大な金がかかり、現在3口利用で2万6,000円掛ける 3の7万8,000円が月に費用として要し、閉塞部分の修理代もあり、その上、利用者もほとんど地元の人が多く、観光客はイベントのときに多少顕在されるほどで、湯の花売店がそこまで必要性を感ずるなら独自に町に要望したらいかがかということであったということです。そこで、当局のほうに観光協会から足湯跡を休憩所として用途変更したいという申出があったと聞いておりますが、その内容についての説明をまず最初に求めたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

道の駅「下賀茂温泉 湯の花」の足湯については、平成17年度に敷地内に存在する町有源 泉厚生湯を活用し供給を開始いたしましたが、湯量の低下が著しく、平成23年度に弓ヶ浜温 泉株式会社からの引湯に切り替えて運営してまいりました。

このような中で経年劣化など機器の不具合や施設管理の難しさ、特に湯温調整などが困難になったことで、加えて温泉事業者の変更などもあり、令和3年4月より運用を休止しております。現在はさくら祭り期間でもあることから、最小限の改修を実施し、さくら祭り実行委員会のほか、以前から湯の花直売所の関係者からも要望がありました休憩所として暫定的に利用しております。今後における当該施設の在り方については、施設運営に係る費用対効果なども踏まえた中で判断していきたいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

- **〇9番(漆田 修君)** 今のお答えですと、まだ完全にそれをクローズするという決断には至っていないという部分という捉え方でよろしいんですか。
- 〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

現時点では、完全に閉じるというふうには決まってはおりません。 以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

〇9番(漆田 修君) ありがとうございました。

さきに述べた2つの団体との間の意見交換会では、経済的理由が前面に出ていたということなんです。ですから、先ほど町長が言いました平成23年にそれを、内藤湯を利用することになりまして、その後、種々の問題がありましたね。今、答弁のとおりですが。そこでたまたま出が悪くなったという、そういう背景があったと思うんですが、それでそういう経済的な理由であるならば、例えば、これは企画課長の所管だと思うんですが、50メートル上に3分の1南伊豆町所有の源泉が実は実在するんです。ですから、そこは目的がちょっと違うとは思うんですが、その辺の、であるならば、閉塞部分の修理だけで日々発生する費用については、町の所有ですから、足湯利用としては非常に有効性が高いんではないかということ。

それから、あと1点、今の足湯から100メートル上流にある方が源泉を持っておりまして、その方が公共性の高いものであるならば廉価に、安く町にそれを使用料としてだけ頂けるというような内諾も実は頂いておるんですよ。ですから、そういうことも併せて、その理由であるならば町はどこまで、当然町の所有ですから、管理者の所有ではないですから、所有者である町としてはどういう認識を持っているのか。経済的な理由であるならば、その辺はちょっとお答えいただけませんか。

〇議長(谷 正君) 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

経済的な理由も当然ございます。そして、100メートル上流ですか、そちらからという引 湯の工事に対してもまた費用がかかるのかなというところですので、それに対しては、全体 的なことは先ほども言いましたとおり、現状では特に廃止するというふうに決まったわけで ではございませんので、またその辺のところも総合的に費用対効果を鑑みまして決定したい と思います。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番(漆田 修君) ありがとうございました。

明確な利用計画のないまま時間だけが進行するということは、極めて異常な状態と言わざるを得ないと思っているんです。私自身はそう思っていますが、先ほど、実は町長、いいことを言ったんですよ。

予算編成のところで効率性、有効性、緊急性、これ行政評価でいうところの3Eなんです。 それにプライオリティー、緊急性、3Eプラスプライオリティーを上げながら、日々の行政 活動については実行に、そういった視点を踏まえて実行に努めなければならない。それが基 本的な今回の予算編成のベースに思考としてあるということを私、理解したんです。先ほど の町長答弁でね。ああ、町長、たまにはいいこと言うなと思ったんだけれども、結局そうい うね、僕は姿勢で常に当たってもらいたい。

それで、今回予算増額しましたね。それで、おとといの地元のローカル新聞ですと、観光の施策、支援策としてそれをやった。結局大きな金額としては、歩道の整備とその周辺の観光の施設を造った資金が何億円と億単位に増えているんですが、そういったことを今回、岡部町長は目玉にしたんだなと思っております。

ですから足湯については、これは大きな観光施策だと思いますよ。ですから、その辺も現状、観光協会、管理者がそう言ってきたから唯々諾々とそれに従うんではなくて、その中でさっき言った3Eプラスプライオリティー、その精神に戻って、それを再考するというような考えをぜひ持っていただきたい。これは要望です。

次の質問に行きます。

要望、いいですね、町長、これは頭に入れておいてください。

次は、みいずの関係であります。

観光協会の施設は、1から7まで実はございますね。1から7、家屋別に、構造別に7つ あるんですが、その中にみいずというのがございます。これ2022年3月末日をもって、指定 管理者である観光協会との間の一般の委託管理契約は満了するわけです。

ですから、昨年の11月から12月頃、協会より日詰遺跡建物の保管場所としての目的のために出ていってくれませんかと。事前にそれちゃんと法律の手続をしたがって、期間を置いて申出があったから何も問題はないと思いますが、そういうことについて、その間、私もちょっと関わっていろんな紆余曲折があったんですが、その後、どうなったんだろうか。その後、何も聞いていないんです。そして、その問題は、その話のソース源はどこか。大体類推はしていますが、ソース源はどこであったのか。まず最初、この2点についてお答えをいただけませんか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

湯の花観光交流館の展示室につきましては、本年3月末までみいずが陶芸等工芸品の展示、販売を継続いたしますが、4月からは町の貴重な文化財である日詰遺跡からの出土品、遺物などを展示、紹介する場として活用するための改修を予定しております。県内外も含めて多数の人が集う道の駅は、町の歴史、文化をPRするのに最も最適な場所であるとともに、遺跡群からの出土品等は、来訪された小中学生などの学業においても極めて意義のあるものと自負いたします。

また、これら遺物類の適正なる利活用の推進については、過去の定例会においても、漆田 議員ほか数回にわたりご指導をいただいてきたところであります。このたび、みいずの代表 者である島川先生には過分なご理解とご英断を賜りましたが、これまでの活動に敬意と感謝 を申し上げる次第でございます。

なお、活動団体としてのみいずにつきましては、法人格を有しない私的な団体組織でありますので、運営等について町から何か申し述べる立場にはないと認識しておりますが、新たな活動拠点を模索し、今後も活動されていくと伺っておりますので、行政として何かお手伝いできることがあればと考えております。

今回のいわゆるソース源ということですけれども、今回のお話の発端というかは、やはりこの文化財をどうするのか、そしてどこに飾るかということで適切な場所はないかということを検討した中で、私のほうで道の駅のみいずさんのところはどうだろうかという話をさせていただきました。そして、指定管理者である観光協会の局長のほうにお願いを、打診をしたというところでございます。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

〇9番(漆田 修君) これソース源は町長個人だというお答えですけれども、それはそれでいいと思います。

それで、実はちょっと関連なんですが、教育長にお聞きしたいんですが、加納の森条というところに日詰遺跡の発掘された遺物が今、格納されていますね。あと、須恵器と土師器の関係は、旧社協の倉庫にそのまま眠っているんです。ですから、私自身、非常にもったいないなとは思うんですよ。ですからそこの、教育長ご自身はどう、今回のみいずの移転であそこに日詰遺跡の遺物、遺跡物ですか、それを陳列するということに対するお考えはどう感じておりますか。考えておりますか。

- 〇議長(谷 正君) 教育長。
- ○教育長(佐野 薫君) お答えいたします。

町長さっき答弁されたように、町の子供たちにとっても、町の文化財を見る機会というのはそう多くないんです。それを非常に見やすい場所に移すということについては、大変ありがたく思っています。現状、さっき議員もおっしゃられたように、今、保管している場所、老朽化がひどくて大事な遺物も下手をしたら壊れかねない状況にあります。もちろん社会教育の倉庫もそうです。倉庫は壊れませんけれども、そこに入れていくことが決していいことではない。もう今の郷土館も大変手狭で、しかも日詰遺跡に限らず石切り場の遺跡もあったり農具等もあったりということで、ちょっとまとまりのない展示を余儀なくされております。そういった中におきましては、日詰遺跡という私どもの町の誇りにすべきだと、これは発掘の指導に当たられた外岡龍二先生からもそのように言われていますので、いち早く広い場所に移すべきだよと、佐野君と言われたことがございますので、今回みいずの跡地、跡の場所を頂けるということは、日詰遺跡に、案はまだこれからなんですけれども、日詰遺跡の展示を確実に進めていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番(漆田 修君) 極めて正常な認識だと思います。私もこの案件では、かなり前から質問、かなりしておりますけれども、教育長はご存知だと思うんですが、みいずへ入りますと、奥のほうに左側に古代の製鉄址跡の搬出されたものと、それで右側に日詰遺跡の杯であるとか、それが復原されたものが陳列されておりますが、私は、この古代製鉄址の鞴であるとか、それから、あと鉄滓、そういったものが非常に僕は大事だと思うんですよ。

かつて、ちょっと余談になりますが、出雲の国と、あるいはこの伊豆の国というのは鉄の 国であると。それで、伊豆の国は、全部で今、26あるんです、遺跡が。そのうちの19までが 実は賀茂郡にあるんですよ。とりわけ大鍛冶といいまして非常に大きいものなんですが、1 つだけ小鍛冶というのがあるんです。小さいものは8センチ四方、40センチ四方の今でいう 溶鉱炉なんですが、それがあるのは唯一、日詰遺跡だけなんです。伊豆の国26のうち1つだ けなんです。ですから、そういうことを教育の場でももちろんそうですが、陳列を通しまし てそういったところをぜひとも今後、教育委員会が主導となって進めてもらいたいというこ となんです。 ですから、お金の問題も当然、行政する側、町長側としてはお金の問題もあろうかと思うんですが、今現在、十数万の家賃収入は指定管理者に入ってくるということですね。その分が当然観光協会に支出する支援費の中で減額されるという要素になっておりますけれども、そういうお金の問題も実はあろうかと思うんです。ですから、その辺のお金と教育的な有効性ということをバランスをとりながら、ぜひとも教育委員会側でそれを主導してやっていただきたい。ちょっと時間がありませんから、それは、今日は要望だけにしておきます。

あと、みいずからの今、蔵ギャラリー、地元の、町長の地元の一番奥に蔵ギャラリー、こういうのを当局に渡してあります。ですから、これ6つのコンセプト、里山のコンセプトに基づきまして、その中で個別をこううたっているんです。ですから、観光支援の当局側のサポート、支援という形ではぜひともお願いしたいなと、併せてそれを要望しておきます。

次の問題に移りたいと思います。

次の問題は、GIGAスクール構想の推進と学びの充実ということであります。

今日、議場に入りましたら、これは教育委員会かな、これ教育委員会ですね。違うんですか。ああ、こっちですか。これがありましたんで、これはありがたいなと思います。これは令和4年度の文科省の新年度予算のGIGAスクールの講義、実はこれを、これは集約したものですが、個別にずっとうたってあります。これは資料として教育委員会には既にお渡ししてありますが、その中で政府が言っております、3つの大きな要素別に、個別に町の対応はどうなんですかということをちょっと質問に入らせていただきたいと思います。

これは、スタートは昨年の6月、成長戦略のフォローアップというのがございましたね。 これは内閣府の主導でありますが、それを踏まえて、コロナ禍による学校、学級閉鎖などに 起因するGIGAスクール構想により整備された1人1台端末構想環境による本格的な経済 活動が全国の学校で展開される中、その円滑な運用を支え、子供の学びを保障するための運 用面の支援であるとか、教師を中心にする指導面の支援、そしてデジタル教科書の普及促進 などについて本町の対応と個別認識、これ教育長の認識でいいと思いますが、について質問 をさせていただきます。

まず第1点目ですが、令和4年度の文科省のGIGAスクール関連予算は、対前年比約3倍強の131億6,800万、これは概算要求金額でありますが、政府としての相当の入れ込みがうかがえるということです。そして、そのような中で通告に従い、第1番目の運営支援センター整備事業から進めさせていただきます。

これ教育長のところには資料いっていると思いますが、いいですね。1人1台タブレット

配布により、人中心の支援から組織中心による広域的な支援体制へ発展、充実させて、より 安定的な支援体制の構築を目指すものと予算概要要求書上は記述されております。当局は承 知済みと思いますが、その事業内容は、GIGAスクール運営支援センターを整備するため の民間事業者への業務委託費等を補助、これ補助は2分の1割合になるんですが、それをす るとともに、実施主体は都道府県及び市町村とし、具体的な業務内容は次に申し上げますが、 まず第1番目がヘルプデスクの開設及びサポート、2番目がネットワークアセスメント及び その応急対応、3番目がICT支援人材育成及び確保、この辺が一番重要になると思います が、そして3番目は、これはタブレットを貸した場合、持ち帰りいいよといった学校のみ対 象となりますが、休日とか休暇、休業に長期休暇トラブルによる対応、そして5番目……あ あ、今言った4つですね。

それで、業務の対応はどうかということになりますと、これ教育長知っていると思うんですが、単独の実施型、これは大きな市町村の場合ですね。それから、あとどういうことかといいますと、単独で設置者や学校のニーズに合致した事業、あと連携実施型、これ小規模、本町のような小規模な自治体、市町村からの委託や協定に基づいて設置者分と合わせて一括して補助事業を実施する対応であると。これは後ほど、教育長、今、賀茂郡の広域連携というのはやっていますね。教育については、西伊豆が中心になって教育主事のシステム化を図りましたが、この辺も併せて広域連携の議題にぜひとも上げてもらいたいということもお話、後ほどいたします。

それで、いずれにしても学校や家庭、地域及び前に述べた事業内容に即して事業展開することになると思慮されますが、質問要旨 4 で言っていますモディスです。モディスの関係との関連もあろうかと思いますが、今後どうなるのか。あわせてタブレット持ち帰りの際のトラブルの対応や家庭内Wi-Fiの環境整備、光ファイバーを入れていない家庭に対する補助などについての当局の見解、その 2 点、ちょっと先にお答えいただけますか。教育長でいいです。どっちでもいいですよ。

〇議長(谷 正君) 教育長。

〇教育長(佐野 薫君) お答えいたします。

本町の小中学校では1人1台端末の活用を始めておりますが、今後、円滑な運用を進める ためには様々な支援が必要であると考えており、令和4年度には家庭への持ち帰りも実施予 定であることなどから、どのような支援体制が望ましいのかなど先生方とも協議してまいり ました。 学校サイドからはICT支援員の配置を要望する声があり、地域活性化企業人制度を活用した中で派遣される法人のエンジニアをICT支援員とすることで、各学校の巡回や相談対応などの支援に当たっていただくことといたしました。また、新年度の家庭への持ち帰り実施に向けては、各家庭のインターネット環境に係るアンケートを実施した結果、12世帯でルーター等の貸出希望があったことから、当該世帯の負担が大きくならないよう環境整備を支援していく予定であります。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番(漆田 修君) それは後の質問の答えですね。さきの質問は、答弁。

ああ、いいです。後で、4番目で一緒に答えてください。4番目の質問で。

実はICT活用についてでありますが、運営支援センター整備事業というのはご存知ですよね。これ文科省が中心になりまして、全国の市町村に最終的には運営支援事業センターにぜひお入りくださいと。その中で単独型か、あるいは連携複合型かそれぞれ選択して次の事業展開に進めていこうということらしいんですが、私もそこはよく理解していないんですよ。政策立法局の資料だけに基づいてやっていますんで、ですから、その関係ですが、デジタルの教科書の普及促進事業の動向を注視しながら課題の把握に努めて改善を求めていく必要があると私は思っておりますが、本町においては、まだそこの段階まで組織というのは、賀茂郡内の組織というのは、形はつくられていないんですか。ちょっと答えてください。

- 〇議長(谷 正君) 教育長。
- ○教育長(佐野 薫君) 賀茂圏域内の枠組みといいますか、組織体制というのは整ってはおりませんので、各市町独自の対応という形になっています。

デジタル教科書についても少しお話をしておきますと、デジタル教科書については、まだ 試用期間で、お試し期間でございまして、国のほうは全国4割の配置という形になっておりまして、本町におきましては非常に偏りが大きくて、社会が当たった学校が南上小の5、6年生、音楽が当たった学校が南中小の5、6年生、英語が当たった学校が南伊豆中の全学年というのが国が最初に、国から頂いたデジタル教科書です。

ただ、希望ができたもんですから、さらにこれ追加希望として、南伊豆東小学校では5、 6年の算数を希望してオーケーになりました。それから、南伊豆東中学校では英語と数学を 希望して、これ全学年です。頂いています。それから、南伊豆中学では数学の全学年を希望 して頂いておりますので、中学校においては、英語、数学ですので、ほぼほぼ今、活用できているかなというところです。小学校については、算数はいいんですけれども、できれば国語も頂きたかったなというところ、音楽は、ちょっとあまり使い道が限られてしまうなというところでございます。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番(漆田 修君) ありがとうございます。

このお答えは、次の次の質問なんですよ。いや、いいんです。

実は令和3年度は、特別支援学級ってありましたね。それは当然4割という数字はいって おりますけれども、また令和4年度については、国の予算そのものも倍増になっているんで す。50億数千万、ちょっと今、忘れましたが、そういった金額でやろうということになって おります。

これは教育委員会には、質問の資料としてこういうのを渡しているはずです。その中に書いてありますので、またそれをよくお読みになって、次の次の質問のときにも改めてまたお答えください。

それで、次の質問に行きますが、今度2番目が文科省の言っておりますGIGAスクールの予算の2番目の大きなスケルトン、要するに骨組みとしてGIGAスクールにおける学びの充実という項目がございます。これは、教育長のところへこれ行っていますよね。行っていますね。

ですから、これに書いてあるとおりなんですが、実際は多分モディスが派遣されたシステムの担当の方が主導的な、学問的な主導をしながら物事を進めていくと思うんですが、それに本町の教育委員会としてどうなんだという質問をさせてもらいたいんですが、質問要旨4の設問と一部重複すると思いますが、1人1台端末環境の本格運用を踏まえて、効果的な活用を通じた児童生徒の学びの充実に向けて自治体の指導、支援、教師の指導力向上、支援等の強化を図るとともに、情報モラルを含めた情報活用能力の育成及びその把握を踏まえた指導内容の改善などを一体的に行うことが主たる内容であります。この予算のね。

まず最初、実は3つありまして、アドバイザー等による自治体の支援事業、多分これモディスさんがやると思うんです。4番目に質問するモディスが。文科省が委嘱した教育課程の専門家、これ全国で100人以上おりますが、及びそのGIGAのスタディクスというんです

ね、推進チーム、これ現場の情報ノウハウを熟知した文科省の特設チーム、それが連携した 指導内容の助言、支援、これは令和4年度でやりますが、そういったことが1つ目、アドバイザー。

2番目が、これ一番関心があると思うんですが、ICT活用指導力向上やICTを効果的に活用した指導の実施に関する助言、支援です。それで、3番目が学校の持続可能なICT環境に関する助言、支援、これ共通委託先は民間企業ですね。多分モディスになると思うんです。新聞どおりいきますとね。それが、委託対象経費は、人件費、これ教育委員会の事務局長が言っていました謝金、もろもろの謝金、人件費足す謝金が必要な経費。

かつて私、コンピューターやっていた頃、25年前ですが、優秀なSEを依頼しますと1日 10万ないし15万なんですよ。極めてAクラスのSEを依頼しますとね。ですから、あれから 二十数年たっていますから、相当な金額の謝金を払うんではないかなと推測されますが、そういったこと、この3つが今の学びの充実のためには、そういうフォローが必要ですよということなんですね。

また、令和4年度の新規事業として、県と市町が連携したモデル事業の実施による好事例の発信や事業公開の実施など情報モラル教育の推進などが実在して、これも民間企業です。 民間企業もしくは自治体ですね。これは次のステップです。一応一通りうまく乗りますと、 実はそれフィードバックしないといけませんね。文科省にフィードバック、そのことを言っているんですよ。ですから、これは次の段階ですから、今はお答えしなくて結構です。

以上、述べた支援事業に対して、本町の対応とそれに対する認識はどうなんでしょうね。それをお答えください。通告していますので。

〇議長(谷 正君) 教育長。

○教育長(佐野 薫君) 1人1台端末の活用を進めていく中では、学校からICT支援の要望の声が多いというのは、先ほど申したとおりでございます。地域活性化企業人制度を活用したエンジニア1名をICTの支援員として受け入れていただくことになりました。ただ、拠点校に配置することで学校現場の状況を客観的に把握していただけるようになるために、課題が明確になるものと考えています。

また、先行実施してGIGAスクール構想に取り組んでいる沼津市教育委員会を視察訪問し、沼津市のGIGAスクール構想の現状や推進方法、ハード面、ソフト面での環境整備をはじめ、学校の取組への働きかけについてアドバイスを頂きました。今後も情報共有させていただきながら、本町のGIGAスクール構想を進めていきます。

賀茂地区では、行政の担当者、指導主事が連携を図りながら情報支援や共通で取り組むことを決定するなど、教員への支援体制、環境の整備を継続し、進めていくこととしています。 このようなことから、教育委員会としても、今後想定される支援等についても対応ができるものと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番(漆田 修君) ありがとうございました。

ここで先ほどのデジタル教科書の質問に入らせてもらいます。

非常に細かく学校別の学年まで、要するに校種というんですね。学校の種類、何学年まで何々というのを校種といっております、文科省では。ですから、それはお答えいただきましたけれども、そこで、GIGAスクール構想により1人1台端末環境が整備される中、ICTを最大限に活用しつつ学習環境を改善し、学校教育の質を高めていくため、令和6年度、デジタル教科書の本格的な導入の最初の契機と捉え、その活用を一層推進する必要が、その背景であると、背景ですよと言われております。

今後のデジタル教科書の在り方等に関する検討会議、これは第1次報告にある今後の在り 方というテーマで既にこれは討論されておりますが、そのときの政府の骨太の方針や成長戦 略において、次の1から5までありますが、が要求表示され、まず最初に申し上げます。

1番目として、学びの保障、充実のための学習者用デジタル教科書実態事業、これは教科書の発行業者への業務委託、これ業務委託。2番目がクラウド配信等の設計に関する検証事業。3番目が効果、影響等に関する実証。4、5はちょっと問題ありますが、4番目がデジタル教科書を活用した教師の指導力の向上事業。5番目がデジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究。これは民間企業等、団体に業務委託をするという、それぞれのその各フェーズが5つあります。

そこで、そのフェーズは何かということを言いますが、さっき言いました4、5です。ちょっと失礼します。

4、5の活用事例は別紙添付の資料、別紙添付、これ行っていましたかね。これ教育長のところに行っていませんか。画面がありまして、それぞれ階層構造で下位構造のところ、次から次へ展開していく。こういう画面があるはずです。これ行っていますよね。行ってないですか。行ってない。

それをちょっと簡単に申し上げます。

こういったものが、ちょっとこれはお話ししないと次へいかないものですから、それをお話し申し上げますが、GIGAに慣れる、これですね。GIGAに慣れる。そのタイピングの習得、これを子供たちが常日頃、タブレットでやるようになると思いますが、その後、家庭学習カードのオンライン化、これはアドバイザーからのコメントも出ていますけれども、こういった内容。後で差し上げます。

それから、あと子供同士でつながる。子供同士で、タブレレット同士でつながる付箋操作のオンライン化、それから学校と家庭がつながる。学校と家庭がつながるのは2種類あります。それから、あと職員同士でつながるという場合ですね。職員会議等で遠隔地でも会議ができるというような、そういうシステムが用意されているんですね。ですから、こういったことが、これ、ご承知なんですが、諸画面からどんどん下位の高層に階層構造別に下へ下へ下りていく。戻る場合もできますが、そういう内容のものなんですね。

ですから、そういったものが今後、本町のGIGA教育の環境と対応を考えた際に、担当部局としてはこの問題に対してどういう見解を持っているか。いいに決まっていますけれども、ただいいだけじゃなくて具体的なこと。さっき言ったような何年、何々小の何年については、要するに校種ですね、学校の種類、校種ではこうなっていますよと。ですから、令和4年度は40%がさらに上がるのは目に見えて分かっていますから、当然、政府の予算も増えていますからね。その辺はどうなんでしょう。ちょっと認識をお答えいただけますか。

〇議長(谷 正君) 教育長。

○教育長(佐野 薫君) まずデジタル教科書の効用というものについては、各学校から教科書自体に書き込みができたり色づけができたりすること、個人の教科書ですね。さらに図形の分野では自分の教科書の角度を変えて発想することもできるといったことが可能なので、その効用については大きく賛同するものです。

その後、議員からお話のあった家庭とどう結ぶかとか、あるいは先生方がどうつながるかとかということについては、本町の子供たち、先生方全員グーグルアカウントを取得しています。グーグルクラスルームというものを使って、現在、先生方が自作の教材づくりに励んでおります、日々。これは、例えば小学校3年生のある先生がつくった教材を町内の違う小学校の3年の担任が共有できる。それから、今度は4年生の担任がつくったものを当然同じように共有ができる。それをまた、すぐ自分の学校で活用することができる。あるいは課題を見つけてつくり直すこともできるという教師間のつながりがあります。

それから、学校は今後、子供たちが今、持ち帰りをするために鋭意努力をしている最中です。バッグを決めたり、セキュリティーはもう入れました。それからタッチペンを今、購入しました。そういったことで今、家庭への持ち帰り、さっき12軒だけがWi-Fi環境がないよと。ここの手当てをすれば全員が家庭でも使えるようになります。

そうしたときに、例えば学校のスケジュールプラン、スケジュールというのは学校の教育計画ですね。そういったものを家庭に送って、カレンダーアプリを使えば、保護者は今日、自分の子供の学校で何があるということが瞬時に把握できるわけです。あるいは面談の希望調査等も飛ばして返ってくるだけで、ほんの数分で可能になるというようなことで、そういった活用もこれからどんどん進んでいくだろうなと思います。今、その下準備をしている最中です。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番(漆田 修君) ありがとうございました。

先ほど12軒のお話に戻りますが、光ファイバーね。具体的にはファイバーを接続するということなんですが、その費用というのは町のほうで正味の費用分については負担をいただくということで、そういう理解でよろしいんですか。

- 〇議長(谷 正君) 教育長。
- ○教育長(佐野 薫君) 実はそこが今、思案中でございまして、当初、町から貸し出しをしようかという、移動可能なものをですね。というふうに考えたんですけれども、実はそれのほうがコストは高いようなんですよ。なので、WiーFiを引いてもらったほうがいいんですけれども、いいに決まっているんですけれども、そこのところでどれくらいコストがかかるのかというのを今、思案中でございます。
- 〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番(漆田 修君) ありがとうございました。

ぜひとも町の公費負担の方向でお願いしたいと思います。そんなにかかりませんよね、何 千万はかかりませんので。

そこで最後の質問になりますが、これは1月26日ですか。伊豆新聞に実は1面の左下のほうにこういう文章が載っていました。これはオンラインで先方のモディスですか。昔のVS

Nですね。社長さんかな。それと町長とオンラインで法人ふるさと納税の贈呈式をやったということで、非常に私、一般の町民の一人として感謝を申し上げたいと思っております。

昨年の秋以降、定例議会で質疑の通り、ちょうどGIGAスクール支援体制として、南伊豆町の東中の校長先生を核とした、それで小学校3、中学2の各学校から教師を選抜して一つのチームをつくって、GIGAスクールの推進を図ろうというような、そういう昨年の教育長答弁でしたね。教育長の答弁がありました。その後、取組が今どうなったのか。その件について、まだほかにもたくさん質問ありますが、その件について今どうなっているというところを最初にお答えいただけませんか。

〇議長(谷 正君) 教育長。

○教育長(佐野 薫君) ICTの担当者研修会ですね。これにつきましては、実は県教委の教育政策課から3名の指導員の方をお招きして、南東中を会場に、2日間かけてグーグルクラスルームの活用の仕方を講習していただきました。この会は各校1名だけではなくて、近隣の市町からも担当者を招きましたので、多い学校は3名ぐらい来ていましたね。時間が許す限りということで、それで2日間のクラスルームの研修を受けて、そこから大きく向上したイメージが自分の中にはあります。

それと、あとGIGAスクールのキーワードとしてAIドリルというのを議員もお聞きになったと思うんですけれども、このAIドリルというのを12月まで無償提供を受けておりました。ところが、これが非常に使い勝手がいいもので、現在、3学期においても有償で活用したいという申出が教育委員会にございまして、これについてはやってみようということになって、今やっている最中です。

何がどうなのかといいますと、やはり個別最適化というのがキーワードですが、これ個別化するには誠にいい材料でございまして、発展的にやりたい子はどんどん進む。また、学び直しをしたいことは自分の分かるところに戻ってということができるんですね。これを子供たちもこぞってやるものですから、端末の使い方というか利用の仕方も非常にスムーズになってきました。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番(漆田 修君) ありがとうございました。

その後の動きについて、今の教育長答弁のとおりで理解をいたしました。

そこで、例の新聞報道に戻りますが、2021年度から地方創生を推進する研修プログラムですね。これは地方創生VIシステム、モディスは固有の名称を多分挙げたと思うんですね。ですから、南伊豆町を研修地としてプログラムに取り組んでいるとのことでありました。そして、町は来年度から当該コンサル企業のモディスから人材派遣を受け、GIGAスクール構想推進などに取り組むとの記述がありました。

ここで、昨年度からの研修プログラムの実施に対し、子供たちの学力向上の観点から幾つか質問をしますが、第1点目はモディス、地方創生VI人材育成プログラムの事前研修、普通は全体で通しますと6回あるんですよ、モディス側のあれを見ますとね。6回あるんですが、それは多分、そのうちの何回かは開催されたと思うんですが、してなきゃないと後で言ってください。

その内容、骨子はいかがであったか。またフィールドワーク以前に視察をしたと考えられますが、ヒアリングや現地でのキーマンとの課題のすり合わせなどが行われたと推理をいたします。これ、キーマンである人に私、直接聞いてみました。そしたら、GIGAスクールじゃないよと。新しい社会システムの創成に対する提案が幾つかあって、それにお互いやり取りをして話を進めたというような、その経緯があったそうです。

ですから、その内容がもしあればいかがであったのか。そして住民主体フィールドワークで各種の分析や交流をする中で6つの資本フレーム、モディスはフレームを提示するんですね。提示して、南伊豆町さん、どうですかとやるわけですよ。そのフレームを活用して分析し、最終日にプレゼンテーション。これ、矢祭町は既にプレゼンテーションが済んでいますが、その説明は受けているのかどうか。幾つかまとめて質問しましたが、まとめて順番にお答えいただけませんか。局長でもいいんですよ。どっちでもいいです。

- **〇議長(谷 正君)** 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(佐藤由紀子君) お答えいたします。

まず、地方創生VI事業についてお答えさせていただきます。

感染症にも経済危機にも強い、強靭かつ自立的な地域の社会経済の構築に向けて、自治体と課題解決に向けたソリューションを有する専門家をマッチングする地域未来構想20を介して、モディス株式会社の社内研修である地方創生VI人材プログラムの一つとして今年度、取組が開始されました。プログラムは事前研修、現地フィールドワーク、課題設定を行い、継続した取組として次年度以降も続いていきます。

事前研修では、プログラムに参加する人材決定のための総合的な研修、フィールドとして

こちらのプログラムにつきましては、モディス株式会社の社内プログラムということで、 事前研修につきましては、今回、南伊豆町に入っていただく人材の決定ということで、町で はなくモディス株式会社のほうで事前研修は行っております。その後、実際にこちらの町に 来ていただきまして、コロナ禍というこことで、フィールドワークについては2回の実施と いうことでしたけれども、教育委員会をはじめ湯の花直売所、また分校やPTAの方ですね。 こども園の親御さんとか保護者の方たち等々、実際にヒアリングを重ねて、その人たちがキーパーソンということになるかと思っております。

その中で中間報告を受け、最終的に年間報告会を一緒に受けさせていただきました。漆田 議員が先ほどおっしゃいました福島県の矢祭町につきましては、昨年から地域活性化企業人 制度を活用しておりますので、私どももそこに参考にしながらということでZOOMの会議 を介しまして、矢祭町のほうからはいろいろご意見等を、またいろいろご相談をさせていた だいている状況です。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

〇9番(漆田 修君) ありがとうございました。

キーパーソンの話までお話しくださいまして、実は先に言いましたキーパーソンがどなたかということもちょっとお聞きしたかったんですね。ですから、それはありがとうございました。PTAの代表も当然入ってくるということでありますが、ある程度、ドキュメンテーションがまとまった段階で、ドメスト側もこちらに来町して、ある種のプレゼンテーションをすると思うんですね。ですから、そういったことを踏まえて、本町の意向を最優先した形のシステムにしていただきたいということです。

ですから、この人材派遣側は令和6年を見越していると思うんですね。それぞれの大きな、

3つのスケルトンごとの事業、これは当然、交付税措置になりますから、交付金措置になりますからね。今、事務局長言いましたね。ですから、そういうことも踏まえながら、新しいことをどんどん言ってくると思うんですね。ですから、そこは取捨選択してください。全部受け入れますと相当な金額になって、ドメスト側の言いなりになっちゃうとまずいんですからね。いいですか、そこはお願いしたいと思います。

そこで、もう一つ、ちょっとまだ時間ありますが、今年度の予算で、これ教育委員会の予算ですが、事業ナンバーの464、ここは教育用情報ネットワーク環境構築事業というのが1,600万。当然、今年度、予算計上されておりますが、その中でその費用も、費用というか謝金ですよね。ほとんど謝金だと思うんですよね。お礼金だと思いますが、それもこの中に入っているんですね。入ってないんですか。

- 〇議長(谷 正君) 教育委員会事務局長。
- **〇教育委員会事務局長(佐藤由紀子君)** お答えいたします。

新年度予算で計上させていただきます1,600万円の教育施設の環境整備のネットワーク工事になるんですけれども、こちらのほうは小中学校の特別教室へのWi-Fi環境整備工事に係る事業費ということになっておりますので、全てが工事費となっております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 漆田議員。

[9番 漆田 修君登壇]

〇9番(漆田 修君) 時間もほとんどありませんので総括させていただきたいんですが、総括というか、お願いをね。

ここでICT活用については運営支援センター整備事業、これは文科省が当然、核になってやろうと思っております支援事業ですね。そして、あとデジタルの教科書の普及促進事業などの動向を注視しながら課題の把握に努めて、本町独自の課題ですよ。課題に努めていただいて改善を求めていく必要があろうかと思います。ぜひとも教育委員会が主導的に各学校をまとめてやっていただきたいと思います。これは要望いたします。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(谷 正君) これで漆田修君の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

〇議長(谷 正君) 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 加 畑 毅 君

〇議長(谷 正君) 4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑議員。

[4番 加畑 毅君登壇]

○4番(加畑 毅君) マスクを外させていただきます。

4番議員、加畑です。よろしくお願いします。

今回の質問の内容ですけれども、まず最初にGIGAスクール構想の現状、これは先ほどの漆田議員の内容とかなりかぶる部分がありますので、切り口を変えて聞いていきたいと思います。

2番目に観光地メタバースの活用~バーチャル南伊豆国の設立というテーマで質問をさせていただきます。

まず最初の質問です。

今から六、七年前、PTAの会合等では、いかにして子供たちにスマートフォンやタブレット端末を使わせないかの方向で議論が進んでいたことを記憶しております。使用時間の制限や有害サイト閲覧の遮断方法が講演会等のメインテーマになることが多かった。これが事実です。行き着く答えは、小中学生にはスマートフォンは必要ない、高校生になってからで十分だとなってしまいまして、困惑する保護者が多く見受けられました。その保護者の一人が、私もそんな考えで当時はおりました。その理由は、いずれ使いこなさなければならないツールとしてのスマートフォンを触らせずに時間を経過させて高校生まで引っ張ってしまおうと。小中学生のうちは使わなくていいでしょうというような内容に違和感を覚えたからでありまして、本来の解決にはなっていないと、私自身もPTA保護者の立場として強く感じておりました。

そんな中、時代が令和になってから根本的に考え方が変わったと感じましたのは、令和元

年12月に萩生田光一文部科学大臣からのメッセージであります。1人1台端末環境はスタンダードであり、これからの学校教育は劇的に変わるという内容です。

これを踏まえて、南伊豆町のGIGAスクール構想の現状を伺うということで質問させていただくんですけれども、まず萩生田大臣のメッセージをここで改めて朗読させていただきたいと思います。

「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 I C T環境の実現に向けて~ 令和時代のスタンダードとしての 1 人 1 台端末環境~。

文部科学大臣メッセージ。

12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれました。

Society5.0時代に生きる子供たちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界からも遅れたままではいられません。

1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」であり、特別なことではありません。これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のI CT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わります。

この新たな教育の技術革新は、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広げるものです。

また、1人1台端末の整備と併せて、統合型校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資するものであり、 学校における働き方改革にもつなげていきます。

忘れてはならないことは、ICT環境の整備は手段であり目的ではないということです。 子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、 予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実 に育成していくことが必要です。その際、子供たちがICTを適切・安全に使いこなすこと ができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要です。

このため、文部科学省としては、1人1台端末環境の整備に加えて、来年度から始まる新

学習指導要領を着実に実施していくとともに、現在行われている中央教育審議会における議論も踏まえ、教育課程や教員免許、教職員配置の一体的な制度の見直しや、研修等を通じた教員のICT活用指導力の向上、情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実など、ハード・ソフトの両面からの教育改革に取り組みます。

今般の補正予算案は、すでに児童生徒3人に1台という地方財政措置で講じたICT環境整備に取り組んできた自治体、またこれから着実に整備に取り組もうとする自治体を対象に、1人1台端末とクラウド活用、それらに必要な高速通信ネットワーク環境の実現を目指すものです。そして、この実現には、各自治体の首長の皆様のリーダーシップが不可欠です。

この機を絶対に逃すことなく、学校・教育委員会のみならず、各自治体の首長、調達・財政・情報担当部局など関係者が一丸となって、子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に取り組んで頂きますよう、心よりお願い申し上げます。

令和元年(2019年)12月19日。

文部科学大臣 萩生田光一。」

これが文科大臣からのメッセージとなります。これを踏まえて、切り口を変えながら、教育長にまずお聞きしていきたいと思うんですけれども、まず一番最初の質問で1人1台が端末が整っているかというところ、これは先ほど漆田議員の質問の中にありました。それから、家庭環境と学校だけで使うのか、それとも家庭でも使えるのかというところのお答えをいただきました、新年度から検討していくと。家庭環境も考慮していきましょうということなんで、この質問はクリアしていると思います。

それから、2番目ですね。教える側の教員の苦戦する場面が想定されるがいかがと。これは先生方のほうがむしろ苦労するんじゃないかなというところありまして、今までと教え方が全く違う形です。教える内容は同じだとしても使うツールが違ってくるわけですから、それで苦労する場面ないのかなと思ったんですけれども、先ほどのお答えの中に、支援員の人がいて、アドバイザーチームも参入するというような話がありましたので、これも解決しつつあるという認識で、その点はよろしいでしょうか。

〇議長(谷 正君) 教育長。

○教育長(佐野 薫君) 取りかかりの部分については議員おっしゃるように解決が進んでいるという状況でしょうか。まだ済んでいるところまでは当然いきません。というのは、個別最適化を狙った1人1台端末ですが、実際には一人一人が1時間の間で別々のことをやっているということはあり得ないわけですね。そこでは、当然最適化と同時に共同的な学び、こ

れがもう一方で求められているものです。ですから、教員にしてみると、どのような形で共同させていくのかということがこれからの大きな課題になってきます。

例えば、今まで前面の大きな黒板に先生が書いていたものが、子供たちの考えを小さな白いホワイトボードで書いて、それを集める形の授業が行われました。これは個人の考えを集約するには本当に画期的と言われてきましたけれども、さすがに十数年経ちますと古いですよね。それに代わるものが端末です。これは個人が考えたもの、ノートでも何でもいいです。ノートはやっぱり使います。これを端末で写真に撮って先生のところに送ります。そうすると、先生のところへは瞬時にいろんな考えがまとまるわけですね。それを大きなテレビで全体に見せる。そして、そこでみんなでそこに集中して考えをまとめる。まとまったものをもう一度、再度子供たちに個々に返すというような活動をしていくことが望まれます。

ただ、そこまでまだ、実は話はできるんですけれども、じゃ実際にそれができる先生どれ くらいいると言われるとほんの1割です。ので、これからそこが大きな課題になってくるか なという気がします。

以上です。

〇議長(谷 正君) 加畑議員。

[4番 加畑 毅君登壇]

〇4番(加畑 毅君) ありがとうございます。現状を詳しく聞けて、本当にありがとうございます。

今の教育長のお答えは僕の中で想定内を超えていまして、かなり進んでいるななんていう 印象を受けました。というのは、私の中では、もしかしたら今の時点でも、ベテランの先生 方の中にはコンピューターとか言っているんじゃないよみたいな雰囲気があるのかなと思い まして、人間と人間の関係でしょうというような形で、本当に六、七年前、私、PTA役員 なんかやっているときはそういう論調が多くて、そっちが押し切っているんですよ。使わな きゃいけないものを使いこなせてないところを置いておいて、使わなくてもいいんだみたい なところでいってしまうのがあったんで、先ほど漆田議員の質問の中にもありましたけれど も、情報共有という形で、一人の先生がつくったものを同じ教材を使えるような形にもしよ うというところまで進んでいますと、もうそういう論調の先生方というのはいないんだろう なと思いまして、それは愚問だということで、質問をちょっとしようとしたけれども取り消 します。分かりました。ありがとうございます。

一番肝の部分が3番なんですけれども、子供たちの取組姿勢がいかがかというところです。

これが一番だと思うんですよ。実際に学校ではそれを使って遊んでいる子まではいないとは 思うんですけれども、例えば今、体調が悪くて学校を休みました。次の日を待たずに午後に なったら体調が回復しました。リモートで授業を受けてもいいよとか、そんな環境が整うん じゃないかというところも聞いてみたいですし、それが出席日数になるのかというところも 聞いてみたいですし、例えば家庭訪問の形も変わってくると思うんですよ。今までは家庭訪 問というと、その日、親が仕事を休んで先生方が来る時間を待っていてというところが、今 後は空いた時間でお話するだけで足りることもあるのかもしれません。そんなところの話っ て、今、出ていますか。

〇議長(谷 正君) 教育長。

○教育長(佐野 薫君) 実は子供たちの端末活用につきましては、当初はプログラミング教育から入ったものですから、割と操作しやすいソフトを使って慣れさせてきました。ただ、現状、AIドリルというものをやるにはやはり英文字入力があったりするんですね。これもローマ字をやるのは4年生からなんですけれども、2、3年生においてもかなりのスピードでローマ字入力ができるという段階にまで至っております。やっぱり子供たちというのは覚えるの早いんだなというふうに感じています。

それから、休んだ場合の子がリモートで授業受けられるかということについては、まだそこは未開拓の部分でございまして、今やれていることをお話ししますと、不登校の子がございます。そういった子にAIドリルを渡しておいて、自分で授業ができて、先生とやり取りができるというところはいっていますので、健康確認であったり先生とお話であったりというのが、そういった形で実現しているというところでございます。

以上です。

〇議長(谷 正君) 加畑議員。

[4番 加畑 毅君登壇]

〇4番(加畑 毅君) ありがとうございます。

そこが聞きたかったところなんです。不登校の子供たちに対しての対応にもなるんじゃないかというところがありまして、その部分を聞こうと思ったんですけれども、先に答えていただきました。ありがとうございます。そこ、解決しました。

家庭訪問のことなんかさっきも言いましたけれども、かなりこれで状況が変わるんじゃないかなというふうに思っています。昔、僕らの時代、昭和時代ですけれども、先生が家庭訪問に来るというと、友達がみんな家に集まっちゃって家庭訪問にならないような状況で、家

庭訪問へ行く先の家に子供たちが集まってしまってというような状況の昭和時代のところから、個々にそういう取組ができていればかなり問題が解決していくんじゃないかなと思いまして、1番の質問は納得です。GIGAスクール構想の現状、正直に答えていただいて全部分かりました。ありがとうございました。

そのまま続けて2番の質問に移らせていただきます。

「観光メタバースの活用~バーチャル南伊豆国の設立」と、ちょっとテーマ、大風呂敷広 げましたけれども、私、この分野、詳しいわけでもなんでもないですし、スキルを持ってい るわけでもありません。ただ、この時点でなぜこの質問をしたかというのは、後ほどちょっ と質問の中で織り交ぜていこうと思います。

2020年から世界を騒がせている新型コロナウイルス感染症、コロナ禍で物理的な接触や交流が大きく制限される中、2022年となった今では人々の生活のデジタル化は進み、リモート会議等はもはや当たり前の状況。その中でインターネット上の仮想空間メタバースの活用が注目されている。フェイスブックが社名をメタに変更したことでも注目を集めたメタバース。ネットワーク上に構築された巨大な3次元の仮想空間全般を指す言葉だそうです。メタというのは、超えるという超越の超というところとユニバース、これは宇宙という合わせた造語で、主にインターネットに構築した仮想空間を指します。

経済産業省は2020年12月から2021年3月に仮想空間の今後の可能性と諸課題に関する調査 分析事業を実施し、7月にその報告書を公開と。要するに国のほうももう注目し始めている という形になっているわけです。

メタバースは実際に生活、存在するための空間となり、この点で今までのインターネットとは異なります。ユーザーは分身キャラクターのアバターという形で仮想空間に入り込んで、そのアバターがメタバースの中でまちを歩き、買物をし、ほかのユーザーとコンサートに参加するなど思い思いの時間を過ごすことができます。

実例として、2020年5月にインターネット上でサービスを開始した日本で初めての自治体、公開、公認したメタバース配信プラットホーム「バーチャル渋谷」があります。ネットワーク経由で自宅からバーチャル空間上の渋谷で開催されるイベントに参加できるというものです。

実際は、バーチャル渋谷に参加するほどの僕、技術ないので、動画の中で見てみました。 そうすると、やっぱり渋谷のイメージということで常に夜だそうです、今の段階では。渋谷 の文化を発信していこうという状態で、人が集まることができない中でも継続して情報発信 していこうという形のためのしつらえということなんですけれども、都市部でしかこれが通 用しないのかというと、そうではないと僕は思うんですよ。この渋谷の部分を南伊豆に入れ 替えまして、イベントの部分を観光旅行に入れ替えまして、メタバース上に仮想の南伊豆国 をつくって仮想空間の体験、まずしてもらうと。

これは忠実にとまではいいませんけれども、ほぼ同じような状況の南伊豆町をつくってしまって、その中でまずは遊んでもらおうと。要するに、ここに来るまでのハードルというのは時間的制約がある。距離も遠い。そのためにいろんな調整をしなければならないというところを、仮想空間であれば時間と距離はこれは関係なくなるわけです。仕事が終わった後に、家に帰ってから仮想空間の中でどこのまちに行こうとそれは自由にできると。まずはこの町を知ってもらってから、南伊豆町に行きたいなという状況までつなげてみてはどうかなという提案です。これであれば、かなりの人たちが南伊豆に興味を持ってくれるんじゃないかと。それから、素材のよさでは負けないと自負しているうちの町ですので、同じことをやっていれば、ほかとは距離と時間の制約でないわけですから、勝てるんじゃないかなという感覚でいるんです。

なぜこのタイミングでこんなことを言い出したかといいますと、やはりまだこの分野、手を出すのは早いんじゃないのかというような感覚も多分お持ちの人も多いと思いますけれども、10年前、私が議員になって最初の質問の中でフェイスブックの質問をしました。当時、当局とかに質問してもやはりきょとんとされまして、「フェイスブックって、いろんな人の顔が書いている本を加畑君、読んでるの」ぐらいの答えでした、それは面白いのかと。そうではないということを言いながら、SNS上でこれからはそういう戦略できるんだと、観光分野もできると、情報発信もできるという質問をしました。

ところが、その時点で私は実はフェイスブックやってなかったんです。やってなかったどころか、スマホさえ持っていませんでした。だけれども、その質問をしたというのは今でも後悔してないんです。その時点で質問して、そこから先、どうなっていくかということを考えることが大事だと。

実は、私、今回このメタバースの質問をしたんですけれども、多分、私が思いつくぐらいのことですから、全国でこのことをぴんと来ている議員はたくさんいると思うんです。これから先、多くの人がこの質問をしていって、観光戦略等につなげていこうという方向が出てくるはずだと思うんです。ここまでの展開で町長、いかがでしょうか。感覚的にどう感じられていますか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

仮想空間内に仮想南伊豆町を構築し、そこで疑似南伊豆観光を体験していただき、興味を 持った方々がリアルな体験として実際に南伊豆に訪れていただくといった想定のお話かと思 います。

仮想南伊豆町の設立に当たっては、現存するメタバースサービス運営会社のサーバー内などに町を構築し、運営会社の管理の下、サービス利用者が疑似体験者となるという一連の流れになると思われ、必要経費としては、仮想南伊豆町の構築費及びサーバーや仮想南伊豆町の維持管理費等が想定されます。いずれにいたしましても、その方面に精通した事業者の力が必須であると考えられます。

現在、本町でも取り組んでおりますワーケーションやサテライトオフィスにおいて、これら事業に興味をお持ちの事業者が出てくる可能性も十分考えられますので、時勢に乗り遅れることないよう前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 加畑議員。

[4番 加畑 毅君登壇]

○4番(加畑 毅君) ありがとうございます。

当然、町長の答弁の中にありますように、経費の部分、絶対出てくると思うんですよ。私は、トップバッターでやるというところの必要性は感じておりません。というのは、先ほど言ったように、この町の素材という部分では負けてない部分がたくさんあると思いますので、後発でも勝てると思うんですね。乗り遅れないようにという感覚だけは持っていただきたいなというところがあって質問させてもらったんです。

先ほどフェイスブックの例を言いましたけれども、もう一つ例を言いますと、我が町で成功しているイベント、イベントといいますか事業の中でヒリゾ浜の例があります。ヒリゾ浜、今では全国的に知られる素材になったんですけれども、実は二十七、八年前、私ども20代の頃、一人の友達が先輩からの命を受けて、これ造ったのが最初なんです。ヒリゾ浜というよりも海中散歩とかそういうところをメジャーにしたいと。これを何とかしろという命を受けまして、趣味の範囲でやったのがうまく当たったのがこれ、現状なんです。時間と労力とお金をかけないで、なるべく更新しなくてもいいような形でヒリゾ浜を、中木をPRするため

にどうしたらいいか。掲示板を使ったんです。掲示板を使って、勝手に皆さんが入り込める ようにして、そこにきれいな写真を放り込んでいくと勝手に皆さんが盛り上がってくれて、 実は埼玉のほうでオフ会が開催されるとかというところまで盛り上がっていくと。実際にこ れを設立した本人もここまで盛り上がるとは思っていなかったという証言は受けております。

今回、質問に関しまして、もう一回確認のため聞いたんですけれども、やはり当時はそんな形から始まったと。十分に準備をしてから始めたわけではなく、時の状況を読みながらつなげていったところが、ヒリゾ浜がこれだけ、今で言うバズったというところまで来ているわけですから、ここにはやはり着目していくべきだと思います。

実際の熊本県の天草市の取組の中でも、天草メタバース計画というのがあります。ここは、 先ほど私が言いましたバーチャル渋谷とは違いまして、都市部とは言えないと思います。そ の内容の中には「物理的に離れている地域間をメタバースでつなぐことで新しい観光を創造」 と。この方向性だとかなりうちの町は近づくんじゃないかなと思います。

そうなりますと、町の魅力をたくさん伝えていくという意味では、ふるさと納税にもつながっていくんじゃないかなということも考えております。実際にふるさと納税というのは真水で入ってくるお金になりますので、この金額というのはやはり町の財政においてはかなり大きな影響を与えるものと思います。

ちょっと、これをどうですかという質問をしても、まだここから先へ進んでいないと思いますので、これは町長にも教育長にも聞かないでおきますけれども、この仮想空間の中を見て楽しんでいただいて終わるのではなくて、最終的には来てもらわなきゃならないんです。 というところで出てくるのが、最後のマースということです。観光型マースです。

これは、スマートフォンの中で電車、バス、タクシー、あるいは自転車までを使って、複数の交通が一括して予約決済でき、利活用できる仕組みということです。これは賀茂郡の課題だと思うんですけれども、交通機関が電車が来ているのが下田まで。うちの町も松崎も西伊豆も来ていないと。その中で、つながっていないだけに時間が余ってしまって、せっかくここまで、遠くまで来てもお客さんはメインのところだけ見て帰ってしまう。

これが時間を無駄にすることなく交通機関がつながっていけば、多分空いた時間でぐるっと回って楽しんでいくことができると。この予約一括を観光型マースの中でしてはどうかという提案があります。

実はこのマースなんですけれども、先日、2月2日に議長、副議長の研修会の中で、これ は谷議長と一緒に受けたんですけれども、実際これは地方のほうに、過疎地域こそこれは必 要だということで、そういう活動を普及していきたいという流れはあります。

伊豆半島の中で、実は日本初の観光型マースということで、今日、「izuko(いずこ)」という資料をつけさせていただいたんですけれども、実は静岡県というのは県道の8割が点群データ、3Dデータ化されていて、実はデータにおいては先進県であるという状況もあります。その中で伊豆半島もそのデータを駆使して、今までの距離と時間を、距離は縮まないですけれども、時間を縮めるという方策はできていけるんじゃないかなと。バーチャルの世界から観光型マースへ引っ張っていくという戦略をぜひとも首長の会議の中で提案していただきたいんですけれども、町長、その点、いかがでしょうか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

南伊豆町を目的地の一つとして訪問される観光客の大半は自家用車での来遊であり、下田駅からバス、タクシー等を利用するに当たっては、2次交通の脆弱性などから敬遠されがちにあり、2次交通を利用した周遊促進が課題となっております。これらは鉄道路線のない自治体には共通の課題であり、単独自治体での課題解決は難しいとの認識から、静岡県、本町を含む美しい伊豆創造センター加盟の市町、各交通事業者等で構成された伊豆における観光型マースの実証実験実行委員会が創設され、現在活動中であります。

ご指摘のとおり、賀茂地区に特化して進めることも意義あることと考えられますので、まずは賀茂圏域内の首長と現状を把握し、その必要性を確認した上で、交通事業者等の協力がいただけるよう協議してまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

〇4番(加畑 毅君) はい、ありがとうございます。

まとめに入りますけれども、このマースが確立していけば、多分、今、土肥まで来ている 船の関係も新松崎港のほうに来てくださいという話も多少進むのかなと思うんです。という のは、そこまで船が来てもその先どうするんですかと。その地域だけが潤って終わりじゃな いかということになりますと、協力したくても行政側も協力できませんし、西海岸のほうだ け盛り上がるんだったら東海岸のほうは関係ないよという話になってしまって、どうしても 鉄道の東側と船の西側というところの分断が生まれてしまうような気がするんです。 だとすると、このマースを使いまして観光地を連動させていくというのが今後の課題になると思います。というところを強く町長に、今後、町長会や首長会の中で押していただきたいということを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(谷 正君) 加畑毅君の質問を終わります。 ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長(谷 正君) 休憩を閉じ会議を再開します。

◇宮田和彦君

〇議長(谷正君)2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。宮田議員。

[2番 宮田和彦君登壇]

〇2番(宮田和彦君) お昼から一番最初に質問させていただきます。 2番議員の宮田でございます。よろしくお願いします。

質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、命と暮らしを守り、経済活動を支えるために、ご自身及びご家族の感染のリスクと大きな不安の中、我が身を顧みることなく、献身的に、尊い使命と責任を果たしていただいていらっしゃる全てのエッセンシャルワーカーの皆様と、私たちの生活を支えるために懸命にご努力いただいている事業者の皆様方に心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

ご存じのとおり、新型コロナウイルスの感染は瞬く間に世界中に広がり、多くの人々が罹患し、尊い命が失われております。その影響から、私たちを取り巻く生活環境も劇的に変化し、かつての日常を取り戻すことのできない状況にあり、地域経済にも与える影響は大変大

きく、懸念されております。

とりわけ観光飲食業に関しては、既に壊滅的な打撃を受けており、本来、稼ぎ時であった 昨年のゴールデンウイークには、新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が東京都や大阪府 など4都府県に出される中、大型連休が始まり、国内全ての観光地で閉鎖状態となりました。 それ以降も宿泊施設等では予約キャンセルが相次ぎ、予定されていた地域イベントについて も、そのほとんどが中止や延期を余儀なくされている状態が続いております。

本町においてもコロナ禍の影響は大きく、昨年のみなみの桜と菜の花まつりの中止に続いて、夏の弓ヶ浜スプラッシュウオーターパークの中止など観光産業は大打撃を受け続けております。今年も新年早々からコロナウイルスの感染拡大によりまん延防止等重点措置が発令され、この3月6日まで延長された次第でございます。そのため、みなみの桜と菜の花まつりの縮小などいまだ先の見通せない状況にあります。

しかしながら、こうした状況の中、コロナ収束を見据えて、観光振興に向けて独自の取組を始めた地域もあります。事業者を対象に接客サービスの向上や経営の健全化を図ることを目的とした無料オンライン研修を行いながら、地域の魅力を感じる動画を配信するために専用ページを開設するなど、顧客との関係性を維持するための取組を行っているところもあります。このすばらしい自然環境があるこの地域の魅力の観光資源は、コロナ禍によりいささかも損なわれてはおりません。

伊豆縦貫道の交通インフラも少しずつではありますが進んでおります。ある報道でのアンケートでは、コロナの危険性が解消されたときに最初にやりたいこととして、短期間での国内旅行が第1位に挙げられました。今後、国内旅行の需要は確実に高まっていくものと予想されます。コロナ禍を反転攻勢に備えるためのその契機として捉え、今だからこそこの地域の観光振興にとって何が重要かをしっかり見定めた上で取組を行っていくことは何よりも大切であると考えます。

そこで、宿泊施設の宿泊状況、また交流人口変化についてお聞きします。

この新型コロナウイルス感染症における観光産業への影響についてお伺いしたいと思います。

令和元年から3年まで、宿泊施設の宿泊状況・交流人口、その変化はどのような状況・変化になっているのでしょうか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

平成31年1月から令和元年12月までの観光施設等への入り込み状況では102万7,426人となっており、平成19年以来の100万人超えとなりましたが、これらは石廊崎オーシャンパークがオープンしたことが大きな要因であります。内訳としては宿泊施設が18万2,091人で、宿泊施設以外の観光施設が84万5,335人となっております。令和2年では総数79万619人で、内訳では宿泊施設で11万5,434人、宿泊施設以外の観光施設で67万5,185人となっております。令和3年は総数で55万4,075人で、内訳では宿泊施設が8万7,584人、宿泊施設以外の観光施設が46万6,491人となっております。

令和2年、3年と観光交流人口は大幅に減少しており、これらの要因は明らかに新型コロナウイルス感染症拡大によるものであり、1日も早い収束を願うものであります。

以上です。

〇議長(谷 正君) 宮田議員。

[2番 宮田和彦君登壇]

○2番(宮田和彦君) 今、お答えいただいてありがとうございます。

元年が102万ということで、3年が全部合わせて55万4,000ぐらいということですけれども、約50%、半分ぐらいなのかなという印象を持ちました。今も大変ですけれども、観光行政側が。これからも強く、いろんなものを推し進めていただきたいと思います。

次に、まいります。

みなみの桜と菜の花まつり特別キャンペーンの期間縮小と中止の判断についてお聞きした いと思います。

みなみの桜と菜の花まつり宿泊割引キャンペーンですね。ウェブ限定で2月1日から3月10日までの宿泊者、先着500名、これは早々に完売したということを聞いております。大変お得というのは、ホームページをちょっと見たんですけれども、宿泊料金から4,000円割引、体験クーポン券2,000円贈呈ということで、これは昼食もオーケーということを聞いております。それと、プラスですよ。プラスタ食にアワビの踊り焼きがつくという文句があったんですよ。これも大変お得だなと感じております。もし500人完売しなかったら、個人的な意見ですけれども、私が行きたかったなというふうに思います。

その中、一番下のほうにお知らせというのがありまして、「新型コロナウイルス感染拡大 等により期間の縮小もしくは中止する場合がありますのでご了承ください」という文言があ りました。政府は新型コロナウイルス感染の深刻さを示す区分、レベルですよね。レベルを ゼロからレベル4の5段階に分類しています。緊急事態宣言の発令はレベル3相当が目安となっております。病床使用率が50%を超えることなどが2から3に引き上げる基準になるというんですけれども、みなみの桜と菜の花まつりが今、縮小されていますけれども、宿泊事業者、飲食店等の事業者ですね。特別割引キャンペーンに大変期待しています。大変お得な割引キャンペーンの期間の縮小、また中止の目安はどのレベルで判断するのか、お聞きしたいと思います。

〇議長(谷 正君) 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

本キャンペーンは、桜まつり誘客促進クーポン発行事業として、みなみの桜と菜の花まつり期間である2月1日から3月10日までの期間内の宿泊予約について、一般社団法人南伊豆町観光協会の特設サイトから申込みの手続を経て実施されるものであります。予約の受付は1月15日から開始され、2月5日には用意した500泊分の枠が全て埋まっております。

静岡県が実施する宿泊割引キャンペーン「いまこそ!しずおか!!元気旅」はオミクロン株の感染拡大を受け、1月12日以降、新規受付を停止いたしましたが、1月11日までの予約分は割引対象としております。本割引キャンペーンは500泊分の予約枠は全て埋まり、受付を終了しておりますので、縮小や中止は考えておりません。

なお、桜まつり自体は静岡県に緊急事態宣言が発出された場合や静岡県の評価レベルが引き上げられた時点で、実行委員会において、縮小・中止の検討がなされることとなっております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

- ○2番(宮田和彦君) 今、お答えで中止は考えてないということで、実行委員会が緊急事態 宣言が発令された場合に考えますよということでございました。じゃ要するに、特別、静岡 県の緊急事態宣言が発令されても、実行委員会の諮問といおうか、そういうものが出てから じゃないと判断はしないということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えします。

そのとおりでございます。町としては中止ということは一切考えておりません。実行委員 会のほうに委ねるという形です。

以上です。

〇議長(谷 正君) 宮田議員。

[2番 宮田和彦君登壇]

○2番(宮田和彦君) はい、ありがとうございます。

要するに、次もキャンペーンの縮小、中止時の延長ということでお聞きしたかったんです けれども、答えが出ましたので、その次にまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が発生してから2年以上、3年目に入りますけれども、経過しております。首都圏に限らず、この伊豆地域にも影響が大変大きく、特に首都圏を中心とした顧客が多い我が町の宿泊施設や観光施設への影響が甚大となっております。

また、ホテルや旅館等の休館等に伴い、就業時間が短縮し、パート社員として働いている人の収入が低下している。ともに、今、ウクライナ情勢等の影響でガソリン価格の上昇、また生活必需品の軒並みの価格上昇により町民の皆さん、生活は非常に苦しいものとなっております。また、他の業種でも大変大きな影響が出ています。仕事が少なくなるということは収入が減り、貧困に直結いたします。我々、政治に関わる者として、社会的弱者と言われている高齢者、障害者、児童、女性、失業者等の生活に大きく関わっていることと、私は肝に銘じなければならないと考えております。

そこで、観光事業者の支援状況と今後の支援対策ということで、コロナ感染症の影響が長期化している。宿泊施設も含めた観光事業者に対する長期的な支援が必要と思います。観光事業者の支援状況と今後の支援対策をお聞きしたいと思います。

〇議長(谷 正君) 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

今年度においては、コロナ禍における観光事業者への支援策として、伊勢海老まつり及び みなみの桜と菜の花まつりの両期間に合わせた宿泊割引キャンペーンを展開したことで、町 内宿泊施設、観光施設、飲食店等に対する地域経済への波及効果は見られたと自負しており ます。

今後も国・県が実施する各種事業者支援策の周知に努めるとともに、本年度と同規模の誘 客促進事業を展開した中で観光事業者への支援につなげてまいりたいと考えております。 以上です。

〇議長(谷 正君) 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番(宮田和彦君) ありがとうございます。

その予算の中にも、令和4年度の予算の中にもそのように、伊勢海老まつり、また来年の 菜の花、それと桜まつりの予算がついておりましたので、観光に対して一生懸命力を注いで いただいているなという感じがいたしました。

今後も観光振興に対する継続した支援を、先ほど町長おっしゃったように、国・県へ力強くお願いしていただきたい。なぜならば、観光事業は雇用の裾野が大変広いんです。例えば電気、ガス、水道、食品、寝具事業者をはじめクリーニング業、室内のクロスや床が汚れれば内装、清掃業者が仕事を受けることになります。空調のモーターや水洗器具、配管等もいつまでも新品じゃありません。劣化します。修理が必要となる。関連する職種は大変多く、携わる人が多い産業でございます。基幹産業を後押しするということは多くの人の雇用を守ることになり、結果、収入を得ることができ、生活の安定にもつながるのではないかと思います。長期にわたる力強い支援が必要です。よろしくお願いしたいと思います。

次にまいります。

新型コロナワクチン交互接種についてお伺いいたします。

現在、日本では追加接種が進められております。初回と2回目接種においてファイザー社、 武田モデルナ社、また3回目の接種では初回、2回目接種時に用いたワクチンの種類にかか わらずファイザー社、またはモデルナ社のワクチンのいずれかを使用することが可能ですが、 オミクロン株の市中感染の広がりが大変大きく、懸念される中、ますます注目度が集まって いるのが新型コロナワクチンの3回目接種です。

政府は一般高齢者への接種を前倒しして1月からスタートしておりますが、全国の新規感 染者数の最多は第5波で2万6,000人だったのに対し、第6波では10万人前後に上がり、絶 対数の増加が死者数を押し上げています。特に目立つのが高齢者の死亡です。第5波の7割 を上回って、第6波では70代以上の死者が9割を占めています。

厚生労働省の集計で、高齢者施設でのクラスター件数は第5波のピークだった去年の8月で135件。今年に入りまして、1月10日から2月6日はその5.5倍の742件に上がったと。このオミクロン株は重症化しにくいとされるとおり、第5波では2,000人前後で推移した重症者数は、最近では千四、五百人前後に抑えられております。

問題は高齢者の割合なんです。大阪府の調査では、重症者に占める70代以上の割合は第5 波は18.4%だったのに対し、第6波は67.7%に急増いたしまた。このオミクロン株のウイル スは喉付近にとどまり、デルタ株のようなウイルス性肺炎を起こしにくい。その反面、高齢 者らに広がり、腎臓や呼吸器の持病が悪化して死期が早まるケースが相次いでいると。医療 ガバナンス研究所の上理事長は、感染を機に持病が悪化し、誤嚥性肺炎で死亡する例もある と。入院が強制される高齢者は寝たきりとなり、免疫力がますます落ちてしまうと、こう指 摘しております。

さらに、オミクロ株がやっかいなのはいきなり重症化する傾向があることだと。広島県の調査では、発症から中等症2以上へ3日以内に移行する人は第5波で10%だったそうです。 6波に入ると約35%になった。3.5倍になったということです。上氏は、ワクチンの3回目接種の遅れが響いていると。接種を早め、重症化しやすい人を早く検査し、治療につなげることが重要だと話しております。

我が町の高齢者の割合は、先ほどというか、町長、前に、午前中におっしゃっていましたけれども、50%に近づいております。高齢者に一日も、また基礎疾患にある方に一日も早いワクチンの接種が必要と考えます。

町でも今月から接種を始めていると聞いています。新型コロナウイルスの3回目接種は、ファイザー製は1、2回と同様ですが、モデルナ性は半分に設定されている。効果が大丈夫とか、またモデルナワクチンの副反応に対する不安の声を聞いております。町としてどのように受け止めているのかお聞きしたいと思います。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

本町における新型コロナウイルスワクチンの配分量を申し上げますと、ファイザー社製が3月中に納入される5クール目までの5箱、975バイアル、5,850回分、武田モデルナ社製については3月中旬までの納入される5クール目までに10箱、100バイアル、1,500回分が予定されており、ファイザー社製のワクチンが約8割を占めております。

このため、配分量が多いファイザー社製のワクチンを主に集団接種に使用し、前倒し接種の日程に基づく早期接種の希望者にはモデルナ社製のワクチンを使用するなど、接種形態に応じた区分けを予定しております。

なお、先行接種の予約状況やワクチンに関する問合せ状況などについては担当課長から説

明をさせます。

以上です。

- 〇議長(谷 正君) 健康増進課長。
- 〇健康増進課長(山田日好君) お答いたします。

モデルナ社製ワクチンについての副反応等のお問合せについては、コールセンターや健康 増進課で受け付けておりますが、現状においてはほとんど副反応に対する問合せはないとい うところです。また、65歳以上の方につきましては、これまで予約時の混乱等を回避するた め、町から接種日を指定する方法に切り替え、日程の変更を希望される方や前倒し接種によ る早期接種を希望される方はコールセンターにご連絡をいただき、予約変更の手続を行って いただくこととしました。

65歳以上の方のモデルナ社製による先行接種の予約状況では、私たちが想定していたものより低い予約状況となっておりますが、その理由としては予約が確定しているための安心感のためか、モデルナ社製ワクチンの接種後の不安によるものなのかは、聞き取り調査などを行っていませんので分からないような状況です。

3回目接種による副反応については、厚生労働省のホームページに記載されており、2回 目接種と比較し、出現割合はおおむね同様であるとされております。ただし、リンパ節の腫 れについては発現割合が高いというような状況です。

国では、モデルナ社製ワクチンによるワクチン接種の加速化を図っており、厚生労働省のホームページには順天堂大学による接種後の健康状況に係る調査なども公開されていますので、住民から議員にお問合せなどがあった際にはその資料を参考にしていただき、安全性の説明や早期ワクチン接種を勧めていただければ幸いでございます。私からは以上でございます。

〇議長(谷 正君) 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番(宮田和彦君) 課長のおっしゃるとおりです。私も調べたんですよ。問合せがないよというお話しでしたけれども、今まで、3回目もあるんですけれども、2回目まで。2回目までのワクチンの副反応しか大体、皆さんの頭にないと思うんですけれども、ファイザー、ファイザーですね。ファイザー、ファイザーで打った場合、一番皆さん、熱を気にしているんですね、熱を。38度以上あったよというのがファイザー、ファイザーで21.3%、モデルナで打った方が61.9%、約3倍になっています。これは厚労省のホームページに載っています。

こういうこともありまして、先ほど順天堂大学の件も私、調べました。順天堂大学はモデルナワクチンの接種を受けた自衛隊員です。自衛隊員のうち、2回目を受けたおよそ1,000人について接種後の症状を調査したと。その結果、37度5分以上の発熱が見られた割合は、2回目の接種後の翌日75.7%と、4人に3人が発熱していたということが分かったということでございます。

それと、2月18日、今から6日前ですか。6日前に国のほうでワクチン交互接種有効性と 副反応のデータが発表されました。そこでは、3回目の接種で2回目までと異なるメーカー のワクチンを打つ交互接種について、国の研究班ですね。これが副反応のデータを初めて公 表したと。2回目までファイザーを接種した人が3回目でモデルナを打つと、3回ともファ イザーを打った人に比べて感染を防ぐ抗体が上昇した。一方、発熱などの副反応が出る割合 は高かったというデータが出ております。

これは、有効性についてはファイザー、ファイザー、ファイザー、3回目はファイザーだったよという人は54.1倍に上昇したと。ファイザー、ファイザー、モデルナで打った方は67.9倍に要は上昇したという発表でございました。副反応はどうだということで出ていましたけれども、ファイザー、ファイザーですね。要は3回ともファイザーだよという人は38度以上の発熱が21.4%、2回目までファイザーで3回目がモデルナだよという人は38度以上の発熱が49.2%だったと。あと倦怠感とか頭痛というのはそんなに10%ぐらいの誤差はありますけれども、同じようなものかなというのが出ておりました。

その結果、私から個人的な意見になりますけれども、ワクチンを打てるときに打つのが一番いいんじゃないかと。モデルナにしろファイザーにしろ、チャンスがあるわけですから、要するに6か月たてば前倒しで打てるわけですから、チャンスといいましょうか、何といいましょうか、機会があったらそのように打つのが一番いいじゃないかと思います。

現在の主流は、オミクロン株のBA1です。皆さん、ご存じかと思います。感染力が1.5 倍高いと言われているBA2、今後、どのように広がっていくか注視していく必要もありま す。神奈川県と愛知県で確認されていますので、注視していくことと思います。

私は、自分を守るため、家族や大切な人や地域を守るために、ワクチン接種を希望する人は打てるときに打つことが大切ではないかと思います。今後も町民の皆さんに丁寧な説明と情報の提供を行っていただいて、安心してワクチン接種を受けていただく環境を整えることが重要かと思います。

最後になりましたけれども、町民の皆さんをはじめ、日本、世界中の人が一日も早く、普

通の生活に戻れることを願いまして、一般質問を終わります。

O議長(谷 正君) 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。自席で休憩をお願いいたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

〇議長(谷 正君) 休憩を閉じ会議を再開します。

◇横嶋隆二君

〇議長(谷正君)11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番(横嶋隆二君) それでは、11番の横嶋です。

通告に従って、私は南伊豆の町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

新型コロナの感染が始まって3年目に入ります。オミクロン株が急速に拡大している。ウイルスの感染症パンデミックで100年に一度と言われておりますけれども、侮れない状況が続いております。

政府に対しては、やはり専門的な所見に立って、先手先手の対応を、ワクチンの3回目の接種に関しては後手を取ったというふうに言われても仕方ない状況であります。こうした状況が第6波をつくっているわけですが、収束を願いながらも、政府のいち早い対応と今後に対する対策を強く求めるものであります。

今回の質問は、新型コロナ禍で3年目に入るわけですが、今、町民の置かれている状況の中でこれまでも様々な対策を求めてまいりましたが、それにプラスする問題。と同時に、この対策だけでは済まない、継続して過ぎている中で見落としてならない問題についての質問、それと財政の在り方に関して質問を行います。

まず、第1番目は町独自の奨学金制度・資格取得支援創設をということであります。

その①として、新型コロナ禍は現在も収束の見通しはついておりません。家族の仕事や家計の状況はかつてなく厳しい状況にあります。職種によっても違いますが、こうした状況はコロナが収束したとしても以前の状態に戻るには時間がかかります。これは職種によっても、状況によっても、かなり時間がかかる場合があります。

こうした中で、家計の苦境の中で進学などを諦めることがないように町独自の奨学金を各種奨学金に上乗せして支給する制度をつくるべきではないかと。まず、状況の把握も含めて、ご答弁を願いたいわけですが、こうした観点に関して、今、お知らせ版で回っているのは、奨学金の利子補給の申請をしてくださいというお知らせ版が回っています。利子補給そのものは大事なことでありますが、100年に一度というパンデミックの中で、これを攻勢的に捉えて、この時期に。

子供によっては20年、一昨年のコロナが始まって以来、ずっと中学校、高校ですね。コロナ禍で過ごしている子供たちが生まれています。こうした状況、本当に胸が痛いものでありますが、こうした状況に関してどのように考えを持っているか、ご答弁いただけますか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

いまだ収束の見えないコロナ禍において、全国的に経済的不安を持たれている家庭も多く、 経済的理由などから将来の夢を諦めざるを得ない子供たちがいることも認識しております。 また賀茂圏域においては、高校を卒業後に進学する場合、自宅からの通学は困難であり、学 費にプラスして、一人暮らしなどの生活費を含めれば大きな負担であることも承知をしてお ります。

大学や専門学校等への進学においては様々な奨学金制度があり、独立行政法人日本学生支援機構では、世帯収入の基準を満たし、しっかりした学ぶ意欲があれば、授業料等の免除や減額のほか、返済不要の給付型奨学金を受けることができる新制度も令和2年度からスタートしております。

また、本町においては以前から、経済的な理由などから将来の夢を諦めることのないよう 教育資金に対する利子補給も実施しており、所定の条件の下、利子補給期間は5年間で、利 子補給金額の上限はありません。加えて、奨学金返済に係る利子についても対象としており ますので、それぞれのご家庭に適した奨学金制度をご利用いただき、これら利子補給などで 支援体制を継続してまいりたいと考えております。 ご指摘の基金創設などについては、今後の状況によっては調査検討が必要とも思われますが、まず、これら奨学金利子補給制度の周知に努めてまいりたいと考えております。 以上です。

〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

- **〇11番(横嶋隆二君)** この点、今、町長、ご答弁いただきましたけれども、教育長、もし お考えがあったらご答弁。
- 〇議長(谷 正君) 教育長。
- **〇教育長(佐野 薫君)** 町長と基本的には同じ立場でございます。
- 〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) 執行部の考え方もあるかと思いますけれども、いわゆる給付型の奨学金を学生支援機構のホームページから当たってみても、いわゆる貸すんではなくて給付型の奨学金を実施している自治体も20自治体ぐらい全国にあります。静岡県内にも若干あります。利子なしの貸与ですね。貸すほうで、利子なしの制度を持っているところは319自治体で384制度を持っている。これが学生支援機構に出ております。

貸与型で利子なしというのができていると。利子補給をやっていることに対して、もちろん否定はしないんですけれども、利子補給じゃなくて利子なしで貸与型、できれば我々は、いわゆる親にとっても、半島先端で非常に地理的、経済的にハンディがあるところであります。

100年に一度のパンデミックがまだ収束しない中では英断をして、財政を住民の生活、そして将来に向けて学ぶ、その意欲を持ちこたえられる、希望が持てる、そういう状況は迅速に考えていかないと、その短い時間、大体先の将来考えていくのは中学とか高校ももちろんなるわけですけれども、刻々と過ぎていくと。

パンデミックが始まってから2020年の3月に入学した子供たちは中学卒業する、高校も卒業してしまう。親は大変な状態のまま続いていくと。これは一刻も早く検討すべきだというふうに思うんです。

どうでしょうか。この貸与型自治体の例、挙げましたけれども、奨学金がこういう状態の 国というのは、いわゆるG7とか先進国の中では日本だけなんです。様々な高等教育の状況、 種類がありますけれども、特にG7の国の中では大学進学では無償であります。一部、非常 に高い学費の表示のところもありますが、給付型の奨学金が充実している。

そうではなくて、貸与型でかなりの借金を卒業後に背負うというのが日本の状況です。しかも、この間も、ここの場所から主張していますけれども、日本の労働者の平均給与というのはG7の中でも半分以下です。30年間、給与の伸びがないという国は日本ぐらい。そういう状況の中で今、さらにそれが劣悪な状況に置かれているという点では、もっと迅速な対応をして、検討して、そうした原資を積み立てながら、そういう声があれば答えていくのが役割ではないかというふうに思うんですが、改めてご認識をお答えしていただけますか。

〇議長(谷 正君) 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

議員のおっしゃることも十分理解しておるつもりでございます。何しろその辺のところは 実際に保護者様がどのようにお考えか、現状を私たちも把握し切れておりませんので、今後 しっかりとした調査をした中で、住民に即した方策を考えていかなくてはいけないというふ うに考えておりますので、その期間が重要かと思います。アンテナを張って、しばらく調査 させていただきたいと思います。

以上です。

〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) 実際に様々な状況がありながら、なかなか手を挙げて、制度がない中で手を挙げるというのは難しいことで、そうしたことを、いわゆる学生支援機構の制度がありながらも、それ以上にプラスアルファしてやるということであります。これは、ぜひ周辺事情も踏まえて検討を始めていただきたいと。

これは、私、意欲がありながらというか進学ということだけではありません。今、職種の中では失業も含めてこの先どうなるかという、そういう状況もあります。町内の主要産業の観光の面でも、これほど長く続いていくと持ちこたえられないという状況もあります。これは何とか支援しながらも、一方では一昨年、雇用調整金とか政府の制度ができましたけれども、私も議会で2回目、3回目の支援制度って政府もやっていますけれども、それをまともにやると今度は多額の税負担をしなきゃならないと。仕組みが、いわゆる政府は支援をしても後で吸い上げると。そういう状態でもう申請をしないと、そういう状況も町内にあります。そうするとどうなるか。

我慢をしてやっていると本当にとんでもないことになるもので、こうしたことは、これは 支援金の中身を制度、税負担も含めて検討すべきだと思いますが、同時に、いわゆる就職あ るいは転職などで資格取得に向けた取組をする。そういう場合に当たっても奨学金に似たよ うな支援制度をつくったらどうかと。かつての議会でも質問した議員がありましたが、単純 に一般論でスキルということではなくて、この地域で生活をして、根を張っていくという点 では私は必要ではないかと。

別ラウンドの話でありますけれども、政府は新規就農の制度に関しては初期投資が重要だということがようやく分かって、これまでの月15万円という、就労何年かという制度ではなくて、初年度に1,000万をしっかりと初期投資も含めた対応ができる。いわゆる軌道に乗せる、そういう制度に変えてきていますけれども、パンデミックの中で様々な選択肢、現業を続けていく上での支援ももちろんですけれども、いわゆる転業や資格取得に対して制度を設けて、あらゆる方策を選択できるものを、受皿をつくるべきではないかというふうに思います。資格取得ですね。そうしたものに対する制度の考えについての認識をお答えしていただけますか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

コロナ禍の中、町民の皆様の家計の現状は想像以上に難く、本年度においては国・県による各種支援策に加えて、町における経済支援策として、新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業や伊勢海老まつり、みなみの桜と菜の花まつりにリンクした宿泊割引キャンペーン事業などをもって所定の成果が得られたものと思慮いたします。

議員のご指摘については、現状のコロナ禍という特殊事情の下で、経済的な側面から資格 取得等に係る助成制度の創設ということであろうかと思いますが、地方自治体においては、 地方自治法の下、公金の適正化が追及される中において、公平公正な判断が求められている ものと認識しております。

私自身も、家計が苦しいため取りたい資格が取得できず、希望する職を断念したという事 案を耳にしたことがありますが、現状において金融機関等からの幅広い借入商品や各種民間 事業者等による奨学支援制度など多数用意されており、これら適時、組み合せ、ご利用いた だくことが肝要かと思われます。 また、厚生労働省のホームページを見ますと、教育訓練給付制度がアップされており、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指摘する教育訓練が修了した際、受講費用の一部が支給されるもので、対象となる資格、講座は多岐に及んでおります。窓口はハローワークとなっておりますので、担当部署を中心に希望される方々への広報など適切に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ご指摘にありました助成制度なるものがこのような国の機関の 事例にかかわらず、他の自治体などでも実践されているのかなども含め、調査研究し、可能 であれば前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) 今、地方創生の名の下に移住者支援等々やられております。それにはかなりの国の予算が使われております。そもそも移住定住の問題、根本論から言えば、いわゆる国家全体として人口増の方向の政策、あるいは地域を本当の意味で、本質的な意味で活性化する事業かというと、いわゆる数年あるいは積み重ねてきた中でこれが必ずしもそうかという実績が出ているものではありません。

問題はそこで生活している様々なシチュエーション、地理的環境、経済的な位置、特に地理的環境は大きいと思います。こうした中で、それぞれの自治体がどう考えるかということなしには地域の発展や継続というものはないものというふうに思われます。

国は地方創生、地方創生といって、また様々なことをやっておりますが、この半島先端の町の状況から、私たちが他の、いわゆる地理的に有利なところの自治体じゃなくて、ここ独自で考える。今の状況、100年に一度のパンデミックの中で、またこの影響が今後響いていく。こういうことを想像を膨らませて、ぜひ制度に関して速やかな検討を進めるように強く働きかけたいというふうに思います。

2番目です。

町の文化財の保護と継承と、活かす道です。

町の文化財の扱い、評価については、議会でこれまでもたびたび取り上げられてきましたが、個々の文化財の中には風化または足を運ぶこともままならない状況もあります。また、南史会が機関紙「南史」を通して、包括的に南伊豆町の歴史を整理、継承していく上で精通

している関係者の状況を考えていくと、やはり一日も早い対応が求められる。

この間、定年退職後、この町に移住してきた方に指摘された件と一昨年、コロナ禍の中で、 南東小の3年生の担任の教師が、子供たちに町の歩み、あるいは町の中を子供たちにマイク ロバスで連れて歩いて、南伊豆町を実感としてつかむ。そういう取組をしました。まさにE SDというか継続的な開発というんですかね。ための教育なんですけれども、非常に大事で ありました。

こうした中で、私もはっと思ったのでありますけれども、町の文化財のリストには、これは船でしか行けない弥陀窟があります。これは国の指定天然記念物になって、弥陀山の海から入るところになりますけれども、同時にそこには明和4年(1767年)の3月に大相撲の初代式守伊之助で立行司をやった式守伊之助ですね。初代式守伊之助の墓もあります。

その周りには、いわゆる江戸湾の砲台を構築するに当たって寄進した伊豆石の碑、これも南史でも過去にも紹介されておりますが、こうしたものは風化してしまうんではないかというふうに指摘をされて、私も非常に、小学生の3年生の子供たちはそこには整備をされてないので入ることはできませんでしたけれども、私はそれと退職した人の指摘を受けて、改めて南伊豆町の文化財、江戸の海上交通しかなかった。ペリーが来航する前に今の日本の文化の大相撲ですね。この行司をやった人間を輩出したところ。ここは文化財になっていないんですが、弥陀窟ですね。この一帯、ここをやはり町でしっかりとした認識を持って、光を当てて、整備をする。現在、狩猟期で、あそこもいわゆる狩猟地域になっているということであります。入れません。イノシシ等々に荒らされて、墓もその周りの石柱も掘り返されてもおかしくない状態にあると。

私は本当に、やはりこれは町の文化財保護条例があります。これの問題では保護や等々に関しているいろなプロセスがあって、またそこの所有者や財産権の問題等々もありますが、やはり町の歴史の中の非常に重要なものとしてしっかりと位置づけをして、弥陀山一帯はイノシシ等々に入られない。しかしながら、しっかりと整備をして、式守伊之助や品川砲台に伊豆石を寄進した記載がある碑。碑文がもう風化して、拓本も取れるかどうか分からないような状態になっている。こうしたことを、今の段階でやはりしっかりと町が認識を持ってこれを保存する、後世に伝えていく役割があるんではないかというふうに思いますが、まず、こうした点の認識、どのように考えられているか、ご答弁いただけますか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

本町においては、平成30年3月に彫刻4体、絵画2点を町の指定文化財に指定いたしましたが、これら指定に際し、指定したもの以外にも保護、管理すべき地域の重要な文化財がまだまだ存在するとの報告を受けております。また、町の歴史や重要な文化財を後世に継承していくためには、貴重な資料整理、保護・保存の適正化などが求められていると認識しておりますが、本委員会においては文化財に精通する職員はおらず、南史会や近隣の学識経験者の方々におすがりしている現状にあります。

このような状況を踏まえ、静岡県教育委員会等からの専門的なご指導も仰ぎながら、文化 財保護に向けた具体的なスケジュールなども検討する中で、国、県、民間等の補助金の活用 を念頭に、さらなる保護、継承に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) ぜひ、いわゆる継承という点では関係者も齢を重ねておって、それをしっかりと記して、残していくという点では、県教委等々の、町長の答弁もありましたけれども、予算化をしながら対策は、この間、長く言えば、合併や病院問題や生活に、この町そのものの土台の問題で頭に来て、その後も直近では地熱開発だなんだありましたけれども、やはりふと思って、子供たちにこの町の歴史をといったときに、目の当たりにして示せる場所がないし、行こうと思ってもそういう状態になっている。これは町がしっかりとやって、繰り返しになりますが、弥陀山一帯に関しては銃猟禁止区域にして、少なくともイノシシ等々は入れない状況で、転落防止を含めて、柵を含めて、そこに行ける。

一部の観光情報誌、最大手ですね。の中で、南伊豆町のどこに行きたいかというのでは、 式守伊之助の墓が一番に出てくるんです。2番目に、中には役の行者の像とかニール号の遭 難碑、これは事実であったあれですが、役の行者はまたちょっと別ですけれども、そういう ものがあります。

私は、この南伊豆町が輩出した偉人、それと先ほど町長が言われました文化財、過去のかって指定した以外に指定すべきもの等々をしっかりと把握をして、やはり予算立て。それそのものの基金対応もして計画的にやっていくと。時間的な問題からしても優先順位をつけながらやるべきではないか。

また、同時に南伊豆が輩出したということではありませんが、この南伊豆町が誇る下賀茂

温泉を愛して、第1回文化勲章を取られた幸田露伴さんの句碑は、銀の湯会館の敷地にありますけれども、やはりこの地で、また陸上交通がほとんど大変なときに下賀茂に逗留して執筆なさった。こういう方がいたことをやはりしっかりと継承していくということは非常に重要で、その予算化も含めた対応をすべきだというふうに思いますが、今度は教育長さんのご答弁、認識をいただいてよろしいでしょうか。

- 〇議長(谷 正君) 教育長。
- ○教育長(佐野 薫君) 今、議員が述べられたことに関しましては、私のほうも刷り込み済みでございますが、今、計画的にということでございましたので、計画を持って、ロードマップをつくって、進めてまいりたいかなと思います。

ただ、式守伊之助さんの墓のところは非常に危険なところで、南東小3年生が行くのは、地主さんのほうから危険だからということで断念をしましたけれども、そういったこともございますので、どこまでどういう形で進められるかというのもこれからまた考えていかなければなりませんし、また、仮にそこに行けないとしたらどういう形でそれを後世に残すことができるのかと。展示の仕方ですとか、そういったものを写真に撮って、そういったことも考えておりますし、またルートを造っていくということも大事になってくると思います。ただ、これからの作業になると思いますので、その点はご理解いただきたいと思います。

〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) いわゆる3年生の体験というんですか。町内巡りに関しては、関係者の方から非常に詳しい資料を、DVD等も頂いて、それを子供たちが見て、それを受けて学校にそのまま置いてあると思いますけれども、やはりしっかりとした整備をして、いわゆる観光客もそこに行けるような、狩猟期間中でも行けるように、銃猟禁止区域、こうしたものの申請を関係機関からしてもいいかというふうに私は思っております。こうした点を含めて対応をしていただきたいと。

同時に日詰遺跡の問題ですね。私も先ほどのコロナの問題で、この半島先端の厳しい状況という話をしておりますけれども、繰り返し、この間、していますけれども、かつては陸上交通が成り立たなかったときに、海上交通で南伊豆はかなり非常に重要な地であったと。日詰の鉄器、製鉄跡というのも静岡県伊豆半島でも最大規模だと。これが、直近の発掘である美加奈志の、平成23年、24年の発掘でもそうした日野遺跡とともにこの痕跡が出て、弥生後

期から平安に続く、そういう文化が、製鉄文化が続いてきたと。こうしたことは、今の子供たちにしっかりと伝えて、この地の誇りをしっかり持って将来につなげていく。アイデンティティーをしっかり持っていただきたいなという思いがあります。こうした点についてはどのように考えておられるか、ご答弁いただけますか。

- 〇議長(谷 正君) 教育長。
- **〇教育長(佐野 薫君)** 日詰遺跡の展示ということでよろしいでしょうか。
- ○11番(横嶋隆二君) 扱いですね。
- ○教育長(佐野 薫君) 扱いでございますか。

先ほど、午前中も答弁をさせていただいたように、日詰遺跡につきましては非常に大事に 考えておりますので、子供たちの見学等もできるように、みいずの跡地について、日詰遺跡 中心に展示をしていきたいというふうに考えています。よろしいでしょうか。

以上です。

〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

- ○11番(横嶋隆二君) どこに展示するかあれですけれども、今の質問は②番目で南伊豆町の歴史・歩みを町の子供たち、そして来町者、さらにこれを視覚的に提供することで町への愛着と関心を高めること、町の魅力醸成につながる。こうした展望ですね。
 - ②と③ですね、文化財を活用した観光誘客。これは学術的な問題だけでの取組というと非常に専門的な見地で入りにくい等々もあると思います。別個に、先ほど紹介した大手の観光情報誌で南伊豆町のどこといった場合に、式守伊之助の墓とかニール号とか役の行者とかって出てくるんですけれども、併せて南伊豆の弥生からの歴史の問題や幸田露伴の問題も含めて、こうしたものをしっかりと認識した上で、いわゆる企画展示、これは単純に教育委員会だけではありません。観光部門にもなります。誘客企画をすることによって南伊豆町をさらにアピールしていく。

この間はジオパーク等々の取組なんかやられました。それだけではなくて、やはり人がつくった文化、南伊豆町に流れている文化をしっかり、こうしたものをアピールする。そういうことが大事ではないかと。そういう構想を持っているかということ。もちろんそれをする上では、先ほど答弁もありましたけれども、専門的な観点が必要だと。学芸員の資格を持った職員を採用して、しっかりこれを当たっていくと、町独自でですね。こうしたことが考えられるわけですが、この点についてのご見解。まず町長、そして教育長。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

本町で管理する貴重な文化財等の一部については、南伊豆郷土館1階に展示しておりますが、土日や祝日は施設を閉館しているため見学することはできません。また、これまででも、本議会において文化財の適正管理に係るご指摘などもたびたびいただいてきた経緯も踏まえ、町内の子供たちや多くの来訪者の方々にも本町の歴史ある遺跡や出土品など遺物に身近に接していただける施設の確保と整備が求められていると強く認識しております。

このような中で、展示場所を湯の花観光交流館内へ整備する方向で令和4年度から準備することといたしました。当該施設においては、平成31年4月に文化財保護法が改正され、過疎化・少子高齢化といった社会変化に即した、これらの時代にふさわしい文化財の保護の在り方や、未指定を含めた有形・無形の文化財を今後のまちづくりに活用することなどが強く求められておりますので、これらを踏まえ、本町の基幹産業である観光と連動した、さらなる情報発信ができるよう、本町文化財保護審議会委員でもある田島先生をはじめとして、伊豆半島ジオパーク推進協や町内外の学識経験者の方々にもご指導を仰ぎ、展示方法なども調査研究してまいりたいと考えております。

午前中、漆田議員への答弁と重複いたしますが、湯の花観光交流館内の展示室について、 4月から町内の貴重な文化財である日詰遺跡からの出土品、遺物などを展示、紹介する場と して活用するため建物一部改修を予定しております。県内外も含めて、多くの人々が集う道 の駅は南伊豆町の歴史・文化をPRするのにふさわしい場所でありますので、まずは日詰遺 跡跡出土品の常設展示に注力しながら、魅力ある南伊豆の情報発信に努めてまいります。

また、町内に数多く点在する文化財の活用に向けては、権利関係も関わるデリケートな課題にも踏まえた中で、文化財に精通する知識人や専門分野の先生方などからもご指導・ご助言を仰ぎながら、さらなる観光振興につながる環境整備に取り組むとともに、適正なる保存活動を推進してまいります。

学芸員の資格、町で持つべきというところについては教育長のほうから答弁をしていただきます。

以上です。

- 〇議長(谷 正君) 教育長。
- ○教育長(佐野 薫君) お答えいたします。

文化財は多岐に及び、時代背景、作成時期などを踏まえ適切な保護・保存を進めるため、 専門的な知識を持つ学芸員の必要性は感じておりますので、可能であれば学芸員資格を有す る職員採用も検討したいと思いますが、現状におきましては、本町文化財保護審議会委員と して文化財に精通しておらせる上原美術館学芸員の田島整先生を委嘱し、ご指導、ご助言を いただいております。

現下におきましては、田島先生に引き続きご指導を仰ぎながら、文化財の保護、保存、継承に努めたいと考えておりますが、議員のお知り合いで学芸員資格を有する方の情報などございましたら、ぜひご紹介をお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

- ○11番(横嶋隆二君) 前向きな答弁をいただいて、非常に重要だと思いますが、同時に目 詰遺跡の展示、交流館のところにするということでありますが、それは置いておいて、日詰 遺跡の出土品は埋蔵文化財センターから返されたものも含めて非常に膨大になります。これ に関してはどのように展望しているか、その点はお答えしていただけますか。
- 〇議長(谷 正君) 教育長。
- ○教育長(佐野 薫君) 議員おっしゃるとおりでございますが、そのあたりのところも午前中の答弁いたしましたけれども、発掘の指導をしていただいた外岡龍二先生等々のご指導を仰ぎたいと思います。ただ膨大な量がございまして、しかも非常に重要だということでございますので、土日どうするかというのは大きな問題でございます。または常に施錠ですとか、そういったこともしなければなりませんので、そのあたりが現在の課題とはなっております。以上です。
- 〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) 交流館の展示とかということだけじゃなくて、かつて埋蔵文化財を 引き受けるときに、南崎小学校の跡、2階に置いてあるのも若干あるんですかね。社協の跡 とか隔離病棟の場所とか、こうしたものをもっと安全なところでしっかりしたところに、保 管も含めて、また将来、空き教室とか学校の問題ですね。先々の問題が出たときにそういう 展望を持たれているのか。

観光交流館の話は午前中の同僚議員の質問等で聞きましたけれども、もちろんそこには到

底収まり切れないものでありますし、そうではない考えはあるかと。じゃ、かといってそれ を全くさらに新しいお金を使ってというんではなくて、有効活用しながら、しっかりとこれ は見られるようにしたほうがいいというふうに思うわけですが、この点について。

- 〇議長(谷 正君) 副町長。
- 〇副町長(橋本元治君) お答えをいたします。

私のほうからで大変恐縮でございますが、ご案内のとおり、施設規模というのは現状、展示館ですね。あそこについては規模が決まっておりますので、議員のご指摘のとおり、一度に全てのものが見られるというような状況では全くないというふうに理解をしております。ただ、見る側からしてみると、同じものが3年も4年も飾ってあるというのはいかがなものかというのも当然ありますので、中の展示物についてはある程度の期間でローテーションをしていくのがいいんじゃないかというふうには考えております。

そのためには、先ほど教育長が申し上げたように、学識経験者の方からご指導いただいた中で展示物のローテーションをしていくと。当然これは、先ほど土日の話もしましたけれども、道の駅ですので、土日も当然これは開館時間中、施設が開いているとき、夜は当然これは施錠しなければいけないと思いますが、しっかりとご案内ができるようなシステムにしなければいけないというふうに考えています。

前にも、以前、議員からの同様なご質問が過去にもあったかと思いますが、これから学校 統合が進む中で、それをどのような形で保存していくかというときの中に、空き教室の利用 だとか、そういうものもあったかというふうに思います。ですから、その辺はしっかりと皆 様に見ていただくような施設整備というのは適切に考えていかなければいけないというふう に理解をしております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 横嶋議員。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番(横嶋隆二君) 広い展示というのは学校統合等々が進んだ中でこれは検討していく ということですね。学芸員の配置も含めて、ぜひ期待をしております。

最後です。

新型コロナ禍の財政運営と、1市3町ごみ処理施設計画。

①として、新型コロナ禍は現在、第6波が急速に拡大中で収束の見通しはついておりません。このような状況下では、自治体は住民の健康と福祉を守ることを最優先にした施策と財

政運営を基本に、地域内経済を支える生活を守る施策とポストコロナを見通した布石を行う べきで、不要不急の大型事業については凍結、見直しを図るべきだという観点。

②のCO₂削減の観点から、焼却ありきのごみ処理施設はやめるべき。プラスチック資源化法が施行され、関連の新規展開が各所で進行する中で、燃やさない処理技術の普遍化は時間の問題。凍結見合わせの間に技術革新を見守ることを求めるということでありますが、昨年の12月議会の最中ですか。岩手県の久慈市で、積水化学の子会社が進める会社が一般廃棄物からエタノールを取り出す施設を、これは積水化学工業ですね。それとアメリカのランザテックが共同開発した、微生物触媒を活用して可燃物からエタノールを作り出すということで、私は2年前の1月30日の香川県三豊のトンネルコンポストの視察に行っておりますが、これはRDF、固形燃料ができるということでありますが、この積水化学がアメリカのランザテック社と共同開発したのは、生ごみ、もちろん一緒に投入するんですが、これが微生物が分解をしてエタノールを作る。この研究が実証実験として10分の1の規模で岩手県の久慈市で昨年の12月に稼動を始めたということなんです。

様々な企業が一般廃棄物、これに対応して研究が進んでおりますけれども、質問通告をした時点ではまだこれに取りついていなかったんですが、いろいろまた調べるうちにこれが引っかかったというんですか、当たって。それまで基礎研究をやってきて実証実験を10分の1規模でやっていると。これを、いわゆるコストも含めた実証を進めた中で全国展開ができるということでありまして、まさに CO_2 削減に向けた実証段階が急ピッチで進められております。

私は、プラスチックの問題、廃プラ法が4月から施行されますけれども、廃プラ法も含めて今、石油以外からもプラスチックができるというのは、バイオプラスチックが進んでおりますが、プラスチックの原料、いわゆる石油由来のプラスチックを混ぜなくても、混合しなくてもできるプラスチックがもうじき出てくるということを含めたら、考えたら、想像すれば、このエタノール化技術というのは非常にすばらしいもので、やはり三豊の時代からまた進んで、三豊はイタリアから入れた技術ですけれども、今、国内でもそういう技術が、新たな技術が進んでいるという点ではここに焦点を当てるべきではないかと。

今年度予算に関しては、1市3町のごみ処理の問題に関して協議会の予算、組まれておりますけれども、改めて繰り返しますけれども、1市3町の中で、これ県の広域会議で配られたデータでも、最大稼動年限として上げられているのが、一番短いのが下田市の2027年、改修を繰り返してどうかという点で。南伊豆町は2036年、あと14年あります。松崎町に至って

は2044年。造られたのは1999年ですから、今年度いっぱい稼動しても23年しかたっていない。 西伊豆町に至っても1998年稼動で、ここも2043年まで可能だと。

こうした場合に、どこに基準を合わせるのか。100年に一遍のコロナパンデミックで、本当に限られた、いわゆる財政資源も含めてこれを活用するとしたら、寿命が長い、まだ使えるところに、ここに依存をしながら、新たな施設を造る場合にはその最先端の技術をもってして、そして今、最大限寿命があるところを生かしながらこれを延ばして、次のステップに進むべきであって、そうでなければこの検討はやめるべきだと。

今、南伊豆町もいわゆるごみの分別等々、ごみの本年度の予算で、令和3年度予算でごみの中身分析しておりますけれども、いわゆる生ごみ等々の減量した場合にこれをどうするか。これの対応することによって、いわゆる1市3町で100億以上のものをこの時期に急いで造る必要は何もないのではないかと。

それはなぜか。南伊豆町も今年度、本当に起債を3億ちょっとで抑えて、かなり抑えて、 大型事業も抑えております。大変だけれども当然だと思います。実質起債と債務負担行為と 貯金、これが標準財政規模に資する試算では、平成31年度、ごめんなさい、令和元年度です ね。2年度はまだ決算出てないんで、令和元年度の試算で108%、令和2年度になると110% ぐらいになってくるかと思うんですが、かつて南伊豆町が財政が大変だ、合併だなんて言っ たときには、これが150までいったんですが、1市3町の枠組みの中で一番人口が多い隣の 市は、同じ数値比較が135.5%で財調は10億もありません、7億程度。で、庁舎建設やある いは社会資本整備等々大型事業がある。

こうした点を考えてみても、これはやるべきではない。かつて隣の市では、観光のリーディングプロジェクトを多額のものを抱え込んで、この元利償還というか起債返還が数年前までにようやく終わった状態。無理してできないことはないにしても、やはり住民負担、住民のところにいく教育の予算も含めたこういうところにしわ寄せがいくと。それがあってはならない。

町長、こうした点で改めて財政の問題からしても在り方としても、この1市3町のごみ焼却計画から離脱をして、新たな方向をにらんでいく必要があると思いますが、ご答弁をお願いたします。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

長引くコロナ禍は社会経済と国民生活に甚大な被害をもたらしており、大規模な経済対策に加え、迅速なワクチン追加接種や経口治療薬の普及などその対策の強化が求められており、本町においては、地方創生臨時交付金を最大限活用した経済対策に加え、ワクチン追加接種の体制強化などから感染対策に万全を期し、地域の活力と安全安心な生活を取り戻すことに全力で取り組んでいるところであります。

また、本町の財政状況は極めて厳しい中にあって、町民の暮らしに直結するごみ処理事業は喫緊の課題と捉え、これまで全員協議会においてもたびたびご説明させていただいたところでありますが、ご案内のとおり、本町清掃センターの老朽化は著しく、現有施設の更新または適正なる維持管理には多額の経費が見込まれることから、令和元年度に実施したごみ処理の在り方検討に係る支援業務委託をもって、財政負担において最善とされる南伊豆地域広域ごみ処理事業への参画をご判断いただいたところであります。

また、本議会のご理解の下、令和3年度には広域ごみ処理基本構想が策定され、令和4年度では施設整備基本計画、生活環境影響調査、地質調査、PFI等導入可能性調査を実施予定であり、本町から職員1名を当該準備室へ派遣するため、これら負担金を令和4年度予算に計上いたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、ごみ処理施設の更新は喫緊の課題と捉え、今般、南伊豆地域広域ごみ処理事業への参画を進めているところであります。当該広域ごみ処理基本構想においては、現状における国内でのごみ処理技術の下、安定してその処理が可能となる最新技術をもって比較検討した結果、ストーカ式焼却炉での整備が計画されているものであります。

また、令和4年4月から施行されるプラスチック資源循環促進法については、本年度に策定する南伊豆町ごみ減量化推進ロードマップにおいて、国の動向と今後の広域ごみ処理状況に鑑みながら検討を進めておりますので、収集、持込みの可燃ごみに混入する紙類、繊維類等の資源化についても的確に対応していきたいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 横嶋隆二君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長(谷 正君) 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、3月定例議会の2日目を明日9時半から本議場で引き続き開会しますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

散会 午後 2時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署名議員 清水清一

署名議員漆田修

令和4年3月定例町議会

(第2日 2月25日)

令和4年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

令和4年2月25日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議第 3号 南伊豆町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正 する条例制定について
- 日程第 5 議第 4号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定 について
- 日程第 6 議第 5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定に ついて
- 日程第 7 議第 6号 南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 7号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第 8号 南伊豆町立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第 9号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第10号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第11号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第13 議第12号 南伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について
- 日程第14 議第13号 南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第15 議第14号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第16 議第15号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議第16号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議第17号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

-14 fets	
議第18号	令和3年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第1号)
議第19号	令和3年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
	主事共同設置事業特別会計補正予算(第1号)
議第20号	令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議第21号	令和3年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1
	号)
議第22号	令和3年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1
	号)
議第23号	令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2
	号)
議第24号	令和3年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)
議第25号	令和4年度南伊豆町一般会計予算
議第26号	令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
議第27号	令和4年度南伊豆町介護保険特別会計予算
議第28号	令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
議第29号	令和4年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
議第30号	令和4年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
議第31号	令和4年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
議第32号	令和4年度南伊豆町土地取得特別会計予算
議第33号	令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
	主事共同設置事業特別会計予算
議第34号	令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
議第35号	令和4年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
議第36号	令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
議第37号	令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
議第38号	令和4年度南伊豆町水道事業会計予算
	議議基第第第333 <th< td=""></th<>

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

 1番
 黒田
 利貴男
 君
 2番
 宮田
 和彦
 君

3番 比野下 文 男 君 4番 加 畑 毅 君

5番 谷 正君 6番 長 田 美喜彦 君

7番 稲 葉 勝 男 君 8番 清 水 清 一 君

9番 漆 田 修 君 10番 齋 藤 要 君

11番 横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岡 部 克 仁 君 副 町 長 橋 本 元 治 君 教 育 長 佐 野 薫 君 総務課長 渡 邊 雅 之 君 君 智 企 画 課 長 菰 田一郎 地方創生室長 勝 史 君 田 地域整備課長 飯 田 満寿雄 君 商工観光課長 大 野 孝 行 君 健康增進課長 町 民 課 長 齌 藤 重 広 君 Щ 田 日 好 君 教育委員会事務局長 福祉介護課長 髙 橋 健 一 君 佐 藤 由紀子 君 会計管理者 佐藤 禎 明 君 上下水道係長 山田 亘 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係 長 内藤彰一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長(谷 正君) それでは、定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和4年3月南伊豆町議会定例会本会議第2日目の会議を開きます。

なお、会議に先立ち、生活環境課長が所用により不在のため、上下水道係長が説明員として出席しておりますことをご報告いたします。

◎議事日程説明

○議長(谷 正君) 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

.....

◎会議録署名議員の指名

○議長(谷 正君) 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

8番議員 清水清一君

9番議員 漆田 修君

◎一般質問

○議長(谷 正君) 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 比野下 文 男 君

O議長(谷 正君) 3番議員、比野下文男君の質問を許可します。

比野下議員。

[3番 比野下文男君登壇]

O3番(比野下文男君) マスクを外させていただきます。

改めて、3番議員の比野下です。よろしくお願いします。

通告書に従い質問させていただきます。

質問件名の1番、岡部町政2期目の公約と今後の展望についてと、件名2の空き家対策について質問させていただきます。

それでは、1番の岡部町政2期目の公約と今後の展望について、質問させていただきます。 国内での新型コロナウイルス感染は既に2年を経過し、現在も頻繁に変異な姿に変え、6 度にわたり流行の波を繰り返し、人類の脅威となり増え続けています。再びのまん延防止等 重点措置の発出は、本町の基幹産業である観光をはじめ、飲食・一次産業に大きなダメージ を与えております。

町長は就任当初より町民ファーストをスローガンに町民の意見を聞き、まちづくりを進めてとの公約でした。しかし、このような状況下にあり、ほとんどのイベントは縮小、延期、中止等で、思うような経済対策を打ち立てることは非常に厳しいと私も認識しておりますが、何とか町民に活力を取り戻してほしいとの思いは誰もが望むことであります。

そこで、町長に質問させていただきます。

町民のため、就任当初よりすばらしい公約を掲げています。町長は2期目をスタートして から1年になろうとしています。コロナ禍等厳しい財政状況にありますが、本町の景気浮揚 策をどのように考えを持っているのか、町政運営をされてきたのか伺います。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

本年1月発行の広報みなみいずでも、新年のご挨拶としてその取組をお示ししたところではありますが、町の第6次総合計画を基盤とする中で、本町の主要産業である観光事業を主体としてさらなる誘客の向上を掲げさせていただき、これらの相乗効果の下で町内経済の活性化に取り組む所存であります。

このような中、一連の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は極めて大きく、長期間にわ

たり町内経済に暗い影を落としていることは誠にゆゆしき状況であります。このため、国・ 県においても様々な景気浮揚策を打ち出し、その対応に努める中で、本町においても基幹産 業である観光関連事業者への支援策として、ポストコロナに対応した伊勢海老まつり、みな みの桜と菜の花まつりでの宿泊割引キャンペーンによる誘客促進事業を展開し、あわせて、 町内全域の消費拡大の底上げを図るために、プレミアム付商品券事業を実施したところであ ります。

特に、伊勢海老まつりにおける宿泊割引キャンペーンにおいては、受付から僅か数日で予定していた1,000泊分の予約が埋まり、急遽400泊分を追加したほか、現在開催中のみなみの桜と菜の花まつりでは、予定していた500泊分が全て埋まるなど、宿泊事業者からもご好評をいただいております。

また、町内の経済活性化支援策として取り組んだプレミアム付商品券事業については、昨年度から本年度にかけて3回実施させていただきましたが、これらの経済波及効果は4億円を超えるものと評価されております。

現下においては、オミクロン株が主体とされる第6波の感染状況を踏まえた上で、再び冷 え込んだ町内経済の活性化を目途に、本年4月からは、4回目となるプレミアム付商品券発 行事業を予定しており、これらポストコロナを見据えた各種取組の推進をもって、さらなる 地域経済の活性化に邁進してまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番(比野下文男君) 観光事業には懸命に努力していることは私も認めています。

しかし、現在も町民はコロナ禍にあり、自らの生活は制限され、巣籠もり状態は続き、満足にふだんの生活に戻れていないのが現実です。このような状況下に町民の唯一の楽しみは、地元の情報を知り得る地域の新聞ですが、本町に関する新しい記事はほとんど掲載されていません。町内の読者からは、地域情報が分からないと不安の声を嘆く町民が多くなりました。他の市町は、地域おこしの一環として、起業される方への技術面や資金面など、地元の食材を食レポした多岐にわたり官民一体でアピールされており、新聞紙上にも積極的に取り上げ、元気なまちおこしにつなげております。数あるネット情報を駆使し、埋もれている町の魅力を再発見し、町へニーズとして新聞に掲載され、伝えていくことがメディアとして非常に大切だと思います。

既に、就任後に町長は、地熱開発事業は中止、共立湊病院跡地の取得は中止、そして、その事業経過間の進展はなく、今もって凍結状態が続いており、最近明るいニュースを見ることも知ることもありません。重点事業であるまち・ひと・しごと創生事業戦略は、国の交付金の支援により本町のまちづくり事業に貢献されております。

最近、杉並区内にて、当町の地場産品等の即売会等は大変人気があったと聞いております。 また、杉並区の保養所の改修は移住・定住の誘致に向けたワーケーション施設整備を進めて いるとのことも聞いております。このようなすばらしいニュースを知っている町民は少ない と思います。職員の地道な業務の活動を含め、積極的に広報を活用し、情報の共有をもって 図っていくべきではないでしょうか。いかかでしょう。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束はいまだ見えておらず、今後しばらくの間は、ウィ ズコロナの状況が続くものと推測されます。

新年度に向けては、本議会の冒頭で施政方針並びに予算編成方針を申し述べさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による経済対策の継続や、ワクチン追加接種体制の強化とともに、各種感染対策に万全を期すことが地域の活力と安全・安心な生活を取り戻すことになると解しますので、総合計画に掲げる事業の推進とともに全力で取り組んでまいります。

また、当面のコロナ対策、経済対策の具体的な内容については、新年度予算案の上程時に ご説明させていただきますが、今後のビジョンとしては、ウィズコロナ期の感染予防対策及 び町の経済対策、ポストコロナ期の町内経済の復興対策を中心に政策展開していくとともに、 町民が何を望み、行政が何をすべきかを見極め、効率性、有効性、緊急性の視点を踏まえた 施策の実行に努めてまいります。

様々な今までの施策を広報誌等で町民の方にはお知らせをしているかなと思いますので、ホームページ、それから広報誌でお知らせはしているつもりですので、まだそれでも皆様のところに行き届かないようであれば、また、いろんな形で、地元の担当新聞記者にもお願いをして、もっと南伊豆のことを発信してもらうように、毎月の定例記者会見では、常にお願いはしているんですけれども、なお一層お願いをしていきたいと思います。

以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番(比野下文男君) ぜひ町民にもう少し広報を広めていただきたいと思っています。

1の2番として、今ちょっとダブっておりましたが、コロナ禍の収束はまだまだ厳しいと 思われますが、新年度は迫っております。コロナ対策を含め、今後、南伊豆町の経済を重点 に、活性化に向けどのような施策を立てていくか、町長のビジョンを伺います。

〇議長(谷 正君) 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) すみません、重複して答弁させていただきます。

当面のコロナ対策につきましては、経済対策の具体的な内容については、新年度予算案を 上程させていただきます。今後のビジョンとしては、ウィズコロナ期の感染予防対策及び町 内経済対策、ポストコロナ期の町内経済の復興対策を中心に政策を展開していくとともに、 町民が何を望み、行政が何をすべきかを見極め、効率性、有効性、緊急性の視点を踏まえた 施策の実行に努めてまいります。

以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番(比野下文男君) ありがとうございました。

先日、新年度予算案が提出されました。

小さな自治体である本町は、少子高齢化は進み、人口減少も加速しております。唯一税収 の源となる観光人口の増加は見込めない状況にあり、財政状況を考えると厳しい行政運営が 予想されます。今や町長は、官民協働の下一致団結し、町を支えていく気構えは誰よりも必 要ではないでしょうか。

本来なら公約である町民に寄り添い、意見交換は重要な一つでありますが、コロナ禍にあり懇談は厳しい状況であります。しかし、町民の皆さんは、新年度に向けての町の運営方針や町長の考えを期待しております。新年度は町長、町内全ての34地区を自らの足で回り、各地区の状況を把握されることは必要であり、可能であれば地区の区長さんとの懇談を通じ、町長は町民の思いを職員に伝えることで住民サービス向上につながっていくことと思います。いかがですか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

大変ありがたいご質問をいただきました。

住民の方とお話をしたいというのは、ここ2年間ほとんどできていませんので、ぜひ行きたい、このように思っておりますが、何せコロナ禍ということで、なかなかその行動ができないというところは、私のほうが逆にちょっと残念なところがあります。この約2年間、コロナ禍でいろいろなことが制限されております。

官民一体、協働ということも上げてきました。しかしながら、町内でもできる限りのことはしてまいりましたが、このコロナ禍において、私も自分で自負している部分では、静岡県内をはじめ、動けるところは動いてきた中で、観光宣伝等をしてまいりまして、コミュニティFMラジオ局をはじめ、先日もSBSラジオにも出させていただきましたが、そのように他の首長がなかなかやっていないようなことをこの2年間やって来られたのかなというところが、逆にコロナ禍だからできたのかなというところもあります。コロナ収束後には、なお、一層のフットワークを生かして、町民のために動いていきたいと考えております。よろしくお願いします。

以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番(比野下文男君) ぜひ、コロナ禍が収束した場合は、お約束お願いします。 新年度も厳しい状況下にありますが、しっかりとしたかじ取りをお願いします。

ところで、町長に一言申し上げます。

この厳しいコロナ禍にあり、100歳になられた長寿のお祝いに町長自ら出かけられていく ことは喜ばしいことです。しかし、非難するわけではありませんが、広報みなみいずの写真 を拝見すると、町長はマスクを外しております。一瞬とはいえ、感染力の強い、密になり、 相手はご高齢者です。マスクの着用には十分配慮されるよう慎むべきだと思います。

意見はありますか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

写真を撮る、会話をするところまではマスクをつけております。記念写真を撮るときには、

マスクを取ってご家族の方、ご本人の方、100歳を迎えられた方と写真を撮ったり、何枚も写真を撮っているうちの1枚を記念にということで、マスクを外してお互いしゃべらずに、外しますよで外して、ぱっと撮って終わる僅か3秒から5秒のことです。濃厚接触にも当たらないという、保健所のほうの指導の中での方針でやっていますので、これは基本的には、ご心配いただくのは、我々も当然高齢者と会うので、そこまでするのかというところはありますけれども、やはりそれはご家族の方や施設の方、それからうちの担当やいろいろな者と話した中で決めてやっていることですので、安全に十分配慮しているつもりでございます。以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番(比野下文男君) 私もそのことについては十分分かっておりますが、町長はあくまでも主役ではありません。一つその点を心得ていただきたいと思います。

次に、件名2番の質問をさせていただきます。

空き家対策についての質問です。

空き家対策については、以前も質問させていただきました。本町の人口推移は、平成24年4月1日現在で9,330人で、令和3年4月1日現在では7,941人と、10年間で1,389人の減少が続いております。そして、昨年12月末では、7,864人で74人の減少がさらに続いています。国は2014年に地方創生を称し、東京圏1都3県への転出入者について、2020年までに均衡させる東京1極集中の是正を目標に掲げ、地方への移住や企業の移転を呼びかけてまいりましたが、大学進学や企業への就職を目的とした地方からの人口流出の増加は続いております。しかし、新型コロナ感染拡大により、働く社員は、東京圏から生活の居住環境を近郊に選ぶ人が増え、企業も社員もオフィスに出社しなくても、テレワーク等の普及に伴って、地方での仕事ができることへ大きく変化しております。既に本町も、人口減少と地方経済の衰退を問題に空き家バンクの登録を推進し、リフォーム等補助金に取り組んでいますが、空き家の増加は一向に歯止めがかからないのが現状です。コロナ禍にあり、東京圏で働く人のピンチを本町へ呼ぶことをチャンスと捉え、さらなる誘致への戦略を発揮していくべきだと思い

町長に伺います。

ます。

空き家の現状と空き家バンクリフォーム等補助金制度について伺います。

空き家は全体でどのくらいの件数があるのか。

空き家バンクの登録は何件ですか。

うち、セールス件数はどのくらいか、リフォーム補助金利用件数、金額を年度別でお願い したいです。

あと、家財処分利用件数、金額もお願いします。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

本町では南伊豆町空き家バンク設置要綱に基づき、町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、平成23年度に空き家バンクを設置、運用を開始いたしました。

同制度の運用開始から4年間の登録件数では8件で、年平均2件の登録件数でありました。 平成27年度に、増加する空き家の有効活用を目的とした空き家バンクリフォーム等補助金の 運用を開始すると、登録件数は年平均18件に増加し、平成27年度からの令和2年度の延べ登 録件数は100件に達し、この間の成約件数は75件となっております。

次に、空き家バンクリフォーム等補助金の利用件数と金額であります。同制度運用開始から令和2年度までの6年間の合計で、リフォーム補助は52件、2,839万7,000円、家財処分補助が27件、287万8,000円となっております。

空き家件数及び空き家バンク登録件数等の年度別数値については、担当の地方創生室長から説明をさせます。

以上です。

- 〇議長(谷 正君) 地方創生室長。
- 〇地方創生室長(勝田智史君) それでは、空き家の件数及び年度別の空き家バンク登録件数 等について、お答えいたします。

空き家の件数につきましては、これまで2度の調査を実施しておりまして、1度目の調査では、平成27年度に、当時の企画調整課が各区に基礎調査を依頼し、それに基づく現地調査と物件所有者に対するアンケートの実施及び集計を民間調査会社に委託しております。

2度目の調査につきましては、平成29年度に地域整備課が各区に依頼し、その戸数について調査を実施いたしました。

平成27年度の調査では、空き家358戸が確認されており、うち1年以上使用されていない ものが233戸、有効活用の意向があるもの18戸、倒壊の危険性が高いもの38戸が確認されて おります。

また、確認された空き家358戸のうち、その後の利活用に結びやすいと判断した56戸について外観調査を実施しておりまして、40戸が居住可能と判定されております。

平成29年度の調査では、223戸の空き家が確認されておりますが、調査内容が物件の居住の可否にまで及んでおりませんので、その数については把握しておりません。

続きまして、年度別の空き家バンク登録件数等についてお答えいたします。

年度、地域登録件数、成約件数の順で読み上げてまいります。

平成23年度、2件、0件、平成24年度、3件、0件、平成25年度、2件、0件、平成26年度、1件、0件、平成27年度、7件、8件、平成28年度、3件、3件、平成29年度、17件、12件、平成30年度、21件、10件、令和元年度、28件、22件、令和2年度、24件、19件であります。

そして、令和3年度の現時点での新規登録件数は29件、成約件数23件となっておりまして、 先ほど町長がお答えした令和2年度までの件数にこれを含めますと、延べ登録件数は137件、 成約件数は98件となっております。

また、現時点で空き家バンクに登録され、入居希望者にご案内できる物件、売り物件で7件、賃貸物件で4件という状況でございます。

続きまして、年度別空き家バンクリフォーム等補助金の利用件数及びその金額についてお答えいたします。

まず、リフォーム補助金につきまして、年度、件数、金額の順で読み上げます。

平成27年度、6件、477万4,000円、平成28年度、10件、604万円、平成29年度、8件、475万4,000円、平成30年度、7件、482万6,000円、令和元年度、9件、336万4,000円、令和2年度、12件、463万9,000円、令和3年度につきましては、9件、441万円の見込みとなっております。

続きまして、家財処分補助金の利用件数及び金額についてお答えいたします。

こちらにつきましても、先ほどのリフォーム補助金と同様、年度、件数、金額の順で読み上げます。

平成27年度、4件、41万8,000円、平成28年度、2件、9万6,000円、平成29年度、6件、69万9,000円、平成30年度、7件、94万6,000円、令和元年度、5件、45万1,000円、令和2年度、3件、26万8,000円、令和3年度につきましては、現時点で3件、55万1,000円となっております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番(比野下文男君) 詳細ありがとうございました。

このように、担当職員はPRに懸命に取り上げており、昨年度も今年度もリフォーム補助金枠はほぼ満額になると思います。移住・定住への誘致は、人口増加につながる大きな目玉です。企業先は近郊での社員の生活を積極的に推進し、副業を可能とした大手企業も増えていると聞いております。本町にとって空き家の解消をさらに図っていくためには、登録者の促進強化や補助金枠の増額は欠かせないと思います。

ぜひ、その際には来年度の予算案として500万円の枠で同額でしたが、利用者が増えた場合は、予算枠の増額を期待していますが、町長いかがでしょうか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

状況を鑑みながら、国の交付金にも関わることですので、なかなか簡単にいかないことも ございますけれども、状況を速やかに対応できるように柔軟に動いていきたいと思います。 以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番(比野下文男君) ありがとうございました。

ぜひ、その点をまた検討していただきたいと思います。

2番目となります。

近隣の市町も少子化、空き家問題は同様な現状で深刻ですが、町を挙げて生業への先を紹介するなど、移住の雇用にしっかりと取り組んでおります。本町は、空き家解消への対策は 一層必要ですが、町長はどのような考えをもって進めていくか伺います。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

本町では南伊豆町空き家バンク設置要綱に基づき、町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、平成23年度に空き家バンクを設置するとともに、平成27

年度からは、増加する空き家の有効活用を目的とした空き家バンクリフォーム等補助金を継続して予算措置しており、先ほど申し上げたとおり、これまで多くの方々にご利用いただき、その後の利活用に繋がっております。

さらに、町内に家屋を所有し、町外にお住まいの方の固定資産税納税通知書に、空き家バンク登録をお願いする文書を同封するなど、登録件数の増加に向け、取り組んでまいりました。

近年では、コロナ禍による地方への関心の高まりから、本町での暮らしを希望される方々の移住相談が増加する一方で、ご案内できる物件が売買、賃貸ともに不足する状況にあることや、放置された空き家については、防犯・防災・住環境等に悪影響を及ぼし、多くの問題を誘発する要因にもなることから、令和4年度には、これまでの対策に加え、町内の空き家に関する調査や、移住・定住、空き家対策に特化した地域おこし協力隊の採用などをもって、空き家解消に向けた対策を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番(比野下文男君) ぜひ、その点の解消にご努力お願いいたします。

私はその点で、入居への受入れとして、テレワークやサテライトオフィスの環境整備、当 地での子育て支援など、促進していく地元でのつながりを持ち、移住者へのよそ者という偏 見をなくすことは孤立を防ぐことで大事なことです。行政側は双方のコミュニティづくりの 後押しをしていくべきと私は思っております。

次に、3番としてお伺いします。

特定空き家対策についてです。

先日、伊豆新聞に、伊東市と県司法書士会とで空き家対策の協定を結ばれたと掲載されて おりました。町内の空き家にも相続人の事情により郷里への出入りがなくなり、老朽化など 諸問題を引き起こしている物件は数件見られます。

今後、本町は、特定空き家を防ぐ解消をしていくためには、どのような施策により進めていくのか伺います。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

空や家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の規定において、「特定空や家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家などとされております。

これらの物件については、区長様をはじめ、町民の皆様からの情報を基に、所有者が判明している場合には、適切な管理をされるよう指導、周知に努めているところであります。

今後も、近隣市町の動向など注視しながら、令和6年4月1日からの相続登記が義務化されることと併せ、空き家等対策計画の作成のほか、特定空き家に特化した本町独自の補助金制度の創設なども検討したいと考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番(比野下文男君) ありがとうございました。

これまで、所有者の許可を得なければ敷地内に入ることはできませんでした。空き家法の施行により、管理されていない空き家に対し、自治体の職員やその委任した者が敷地内に立ち入って調査ができるようになりました。特定空き家の発生を予防していくために、一般的に所有者に対し状況の改善を促すよう啓発していくのが通常の指導ではと私は思っております。

それ以上の指導というのは、実際自治体として指導は厳しいものだと私は思っていますが、 また今後、伊東市と同様な締結関係等は考えているのか伺います。

- 〇議長(谷 正君) 地域整備課長。
- 〇地域整備課長(飯田満寿雄君) お答えいたします。

伊東市の状況を見ながら、今後もまたその辺の勉強をした中で締結のほうを考えてまいり たいというふうに考えてございます。

以上です。

〇議長(谷 正君) 比野下議員。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番(比野下文男君) よろしくお願いします。

特定空き家の解消は大変厳しいと私は思っております。前向きな検討を期待しております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(谷 正君) 比野下文男君の質問を終わります。

ここで10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

○議長(谷 正君) 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 黒 田 利貴男 君

〇議長(谷正君)1番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。黒田議員。

[1番 黒田利貴男君登壇]

○1番(黒田利貴男君) 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、最初の質問が、公共財と民有財の活用について、2番目の質問が新型コロナウイルス対策についてということで、質問をさせていただきます。

まず、1番目の公共財と民有財の活用についてですけれども、昨年6月に南伊豆町教育委員会の諮問機関、町学校教育環境整備委員会が現行の町立2中学校を1校に統合することを求める答申書を提出いたしました。議会にも答申書が提出されたところです。答申書では、生徒数の減少が続き、よりよい教育環境には一定規模の生徒数が必要とし、町教委は新たな検討委員会を組織し、中学校再編を協議する方向になりました。その後、本年1月31日に本年度第2回総合教育会議が開催され、統合準備委員会が設立されると2月1日付新聞に掲載されていました。記事中に準備委員会は、①統合中の在り方、②学校名、校歌、校章等、③通学方法、④その他とありました。

昭和50年代には町内に中学校は4校あったわけですが、少子化の流れには逆らえなかった のが現実と思います。その中での統合は賛成せざるを得ません。平成の時代に入り、町立三 浜、南上中学校が南伊豆中学校に統合され、小学校も町立南崎小学校が旧竹麻小学校に統合 され南伊豆東小学校となりました。三浜小学校が南中小学校に統合されました。

中学校2校は廃校後解体されましたが、小学校2校のうち、旧南崎小学校は南崎認定こども園として活用していましたが、令和3年度で閉園が決まっています。旧三浜小学校は認知 症カフェとして一部利用がなされています。

総合教育会議では、2026年度に開校を前提とし、統合準備委員会を設立したわけですから、 最低1校は廃校となります。旧小学校2校、今回の中学校統合で最低1校の3校の公共財と して残ります。

廃校となる施設の跡地利用については、耐用年数に達していない学校施設は公共用に使用 しない限り補助金の返還対象となるため、廃校となる施設は必然的に公共用施設とせざるを 得ない。従って教育委員会が町長部局と協議して決定すべき問題とあります。

このようなことからも、廃墟を作らない未利用財産の利活用は必要不可欠と考えます。 質問として、①統合準備委員会で統合後の利活用について議論はされているのか。

- ②廃校となる施設は耐用年数に達しているのか。
- ③利活用について教育委員会と町長部局と協議はされているか。
- ④そのほかに、例えば町営住宅などの利用率の低下している公的施設があると思うが再活性化は考えているかについて、お答えを願いたいと思います。

〇議長(谷 正君) 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

学校統合準備委員会につきましては、今年度中に設置規則等を制定し、令和4年度から同委員会を開催する予定であります。総合教育会議においては、中学校統合に向けて意見交換がなされておりますが、その中では、跡地利用の検討も必要であることから、学校統合と並行して進めていくべきであるとの意見も出されております。

今後に向けては、跡地利用など将来的な利活用も含め、教育委員会のみならず、関係課局 と検討を進めていきたいと考えております。

②の廃校となる施設は耐用年数に達しているかという件ですけれども、現段階では、統合後の新中学校の場所については決定しておらず、学校統合準備委員会でご審議をいただく予定であります。一般的な基準として耐用年数は47年とされておりますので、建築年から申し上げますと、南伊豆中学校では令和11年予定、南伊豆東中学校では令和22年までとなっております。

統合後に、いずれかの校舎を新中学校の校舎に活用するとした場合は、老朽化もかなり進んでいることなどからも大規模修繕が必須と考えられますし、廃校となる校舎についても、 解体、あるいは再利用に当たっては適正な修繕が必要となると思います。

③番の利活用についての町長部局との協議という件ですけれども、令和4年度に設置予定の学校統合準備委員会での協議を踏まえ、総合教育会議からのご意見も尊重しながら、関係部局などで構成する跡地利用検討委員会を立ち上げた中で、町民の皆様のご理解をいただけるような、適正かつ効果的な利活用に努めてまいりたいと考えております。

そして、町営住宅などの利用率低下につきましては、町営住宅につきましては、蝶ケ野に 1戸、加納に10戸、中木12戸、上賀茂16戸の39戸を開設しており、現状において、蝶ケ野、 加納にはそれぞれ1世帯、中木7世帯、上賀茂12世帯が入居しております。蝶ケ野及び加納 の物件は、耐用年数が経過しており老朽化も著しいことなどから、入居状況も踏まえた中で 用途廃止する予定であります。

また、中木住宅のB棟4戸は、塩害等も含めて老朽化が著しい状態にあることから、補助 金に係る適正化法の規制期間が満了となった時点で解体なども検討しております。

近年、募集をかけても入居者が集まらないといった傾向が強く見られることから、入居条件の見直しや適切な改修等による入居環境の改善も必要と考えておりますが、これら施設の 集約化を図りつつ、適正な維持管理に努めてまいります。

また、将来的には、町で定める公共施設等総合管理計画なども踏まえた中で、費用対効果を念頭に置きつつ、住宅困窮者等の居住政策に取り組んでまいりたいと考えております。 以上です。

〇議長(谷 正君) 黒田議員。

[1番 黒田利貴男君登壇]

○1番(黒田利貴男君) ありがとうございます。

今の話の中で、新中学校を設置するかもしれないという答弁があったわけですけれども、 私が聞きたいのは、そのときに廃校になる学校の利活用、そこのところについて具体的な話 とかそういったものはあるのかないのかといったところはどうでしょうか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

今のところ、どちらかがいわゆる廃校というか、どちらかを利活用するとなった場合、ど

ちらかを中学校として活用するとなった場合に、もう一つのほうはまた違った形で使いたいなというふうには思っております。

方向としたら、確定している部分はまだございませんが、私の考えとしては修繕をして使っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

〇議長(谷 正君) 黒田議員。

[1番 黒田利貴男君登壇]

○1番(黒田利貴男君) 利活用を考えているという今の答弁なんですけれども、現在、三浜小学校は閉校してから年月がたっているわけですよね。いまだに校舎がうまく利用されていない。利活用されていない。一時は、役場の、役所の倉庫として利用されていたと。もともと学校ですよね。公共財産なわけですよね。それを閉校したからといってただ倉庫にすると、そういった活用が今までなされてきたわけですよ。今後も、もし閉校となる校舎、解体するならする、またはどういった方向に活用していくかというところがすごく重要になってくるんじゃないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(谷 正君) 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

三浜小学校の場合は、補助金の適正化法の中で、年数をクリアする前に廃校になってしまったということで、補助金を全額返還しなくてはいけないという縛りがございますので、なかなか全額一括返済というのはできないので、今の現状の利活用しかないというのが正直なところでございます。

今回の中学校の統合に関しましては、その辺のところがクリアされておりますので、しっかりとした利活用方法を今、検討にもまだ入っていないというところが、方向性としてはこんな形がいいのかなというところは、先ほど述べたように改修して使おうというところは考えておりますが、どちらかの中学校を修繕して使うのか、それとも新しく建て直すかというところもまだ決まっておりませんので、その辺のところからも、やはり新年度、委員の皆さんに協議いただくというところでございます。

以上です。

〇議長(谷 正君) 黒田議員。

[1番 黒田利貴男君登壇]

〇1番(黒田利貴男君) 分かりました。

利活用まで含めて、今後議論をしていってもらいたいと思います。その中で、皆さん覚えているかどうか分かりませんけれども、2004年、環境保護を訴えてノーベル平和賞を受賞したケニア人女性のワンガリ・マータイさんが、日本の伝統的文化である節約、工夫に注目をして、「MOTTAINAI」という言葉を、具体的な事例として世界の共通語にしてくれました。それが、もったいない運動という形で発展をして、今、あまり行われていないんですけれども、強く提唱して実践をしてくれたと。時間の経過とともに風化を今しています。

このもったいない運動ということこそが、今のSDGsにつながるところがあるんじゃないかと。であれば、学校の利活用といった中で、17の柱があるSDGsの、要はワークショップ、または活動拠点、実行部隊、そういったものをそういったところで活用していってもらえるといいのかなというふうに私は思っています。

あるものを壊せばそれでいいやという議論じゃなくて、やはりどう活用していくかという 議論、そこのところがないがために、これは病院組合議会さんの問題ともなるのかと思うん ですけれども、共立湊病院といったような廃墟が次から次に生まれていくような行政運営、 そういったことは避けていかなければならないんじゃないのかなというふうに思っています。 次の民有財の利活用についてですけれども、現在「お試しチャレンジショップ」や「お試 し移住」で利活用されています。最近では空き家も増加傾向にあります。地域で高齢の「お ひとりさま」が増え、体調変化への対応が遅れるだけではなく、特殊詐欺被害やごみ屋敷、 空き家増といったリスクを高める側面もあります。

2020年の国勢調査では静岡県の高齢者独居率は15.3%と、全国平均の19%より低くなっています。全国でも12位です。東京は26.1%、大阪府24%です。一番高齢独居率の少ない山形県でも12.1%です。3世代同居の割合が高い地域ほど高齢独居率が下がるということになります。

例えば、山形県は3世代同居率が19.3%と都道府県トップ。15~20年度、3世代同居の住宅を新築する場合、借入れに対し、最大80万円の補助を実施。208戸の同居を後押ししました。もちろん金銭的なメリットを訴えるだけでは、若年層に同居を促すことは難しい。高齢者を救うという視点ではなく、子育てが楽になるという点を強調するのが鍵です。これは、本年1月28日の産経新聞に載っていた記事です。

また、独居率の上昇には生涯を未婚で終える人の増加とも密接に関係する。50歳時の未婚 率が低ければ、高齢者の独居率は低く抑えられると考えます。独居の高齢者が増えることで、 最終的には空き家が増えるなど、地域社会を維持できなくなるおそれもあります。様々な要因によって町内でも空き家が増えるとともに、高齢独居世帯が増えつつあります。それが限界集落へとつながっていくと思っています。

Uターンを促すのも一つの施策と考えますが、賃金格差やインフラ整備など、この地域はまだまだ時間がかかり思うようにいかないのが現状かと思います。地方に残る若者も独立し世帯を持つようになり、高齢独居はこの先まだまだ増えるものと考えます。その時に出るのが空き家などの民有財です。先ほど、同僚議員が空き家について質問をしておりましたが、空き家のできる原因、そこをまず改善する必要がある、そのように自分は思っています。

このような民有財を、東京や近県都市部で永住を決めた人たちを巻き込んで生かすことで、 活気のある故郷づくりに参加をしてもらうなど、町外町民の活用は民有財産の復活活用につ ながると考えます。

ここで質問です。

まず、最初の質問は、放置家屋等の利活用の考えはあるか。

2番目に、高齢独居にしないための施策はあるか。

答弁お願いいたします。

〇議長(谷 正君) 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) お答えいたします。

町内の空き家は人口減少により増加を続けており、適切な管理がなされないまま放置されたことにより、既に財産価値をなくした家屋も散見されます。

空き家の利活用については、その家屋に財産的価値がある状態で、必要とする方への譲渡や、賃貸に繋げるための空き家バンク制度に加え、空き家バンクリフォーム等補助金を活用した空き家の再生などによる利活用を推進しておりますが、問題の解決には至っておりません。

空き家に対する行政の関与については、権利関係も含め、物件所有者にも様々なご都合があることや、その手法や範囲などについても、個々の事例に応じた多様かつ柔軟な対応が求められる等、極めて難しい問題でありますので、地域の皆様のご協力もいただきながら、これら課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

高齢者の独居世帯の比率を低く抑える施策というご質問でありますが、これは極めて難し い課題であると認識しております。 ただ、先ほど議員からご指摘もありましたが、未婚に起因するケースとして捉えれば、新 年度から、新たに結婚新生活支援補助金制度を立ち上げることといたしました。

当該制度は、内閣府の地域少子化対策重点交付金制度に基づき、静岡県とも連携し事業展開するもので、婚姻に伴う新婚生活における各種支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化並びに町内定住の促進、高齢独居率の低下などを目指すもので、新規に婚姻された世帯に対し予算の範囲内で住居費及び引っ越し費用、また、新生活の準備費用の一部を補助するものであります。また、補助の対象者は両人ともに49歳以下で住居地を町内に置き、結婚後1年以上は本町に居住することが必須としております。

加えて、静岡県では令和4年4月からふじのくに出会いサポートセンターの運営が開始され、県内市町が広域連携の下で結婚マッチングアプリの経営にも乗り出すこととしておりますので、本町も当該事業に参画する中で、これら事業効果に大いに期待するところであります。

以上です。

〇議長(谷 正君) 黒田議員。

[1番 黒田利貴男君登壇]

○1番(黒田利貴男君) ありがとうございます。

やっぱり、婚姻をしていない世代、少しでも減らす。それと、そのことが高齢独居を未然に防ぐ手だてになっていく。そのことによって空き家を少なくする。基本的な部分で、今まで空き家をどうしようといったところでずっと議論がなされてきたんだと思うんです。その空き家のできる原因、そこを今まで手をつけてこなかった。それは来年度からですか、県が主導してそういった形を取っていくということになったということですね。少しでも高齢独居をなくしていく、その方向に向かっていってもらいたいというふうに思っています。

次の質問いきます。

新型コロナウイルス対策についてということで、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株になり、感染が急拡大しています。昨年の第5波のデルタ株の時と比較してもその 感染スピードは脅威と言えます。

1月17日時点での報告日ベース直近1週間合計の対人口10万人当たり静岡県は276人、病 床使用率は3割強となっています。

オミクロン株は通常の新型コロナの感染症とは違う点があります。発熱やせき、だるさ、 喉の痛みなどの風邪症状が中心である点。通常株より潜伏期間が短い。若年での発症、入院 数の増加。この点で17歳以下の若年層や子供への発症が急増しています。また、沖縄の例に 見ると、味覚嗅覚障害がデルタ株に比べて少ない。重症化までの期間が短く陽性判明から二、 三日後には酸素投与が必要なレベルになるのが多い。しかし、沖縄では、若年層では1%未 満との解析結果も出ています。

沖縄ではピークは過ぎたとの報道もありますが、ピークを過ぎた後に入院が増えているとの報道もあります。その原因は、若年層から家族への家庭内感染があり、若者から高齢者へ感染拡大したものであるとの報道もあります。

昨今のニュースでも報道されているとおり、子供の感染拡大が増えてきています。

子供のオミクロン株の特徴としては、感染しやすい。1月に入ってからは10歳以下26.1%、10~20歳26.8%と急増しています。子供も成人と同様、上気道症状が中心。子供の重症化も成人とほぼ同等、オミクロン株感染により入院したのは0.96%でした。

様々な事例から見ると、高齢者や基礎疾患のある者がオミクロン株に感染をすると入院が 必要な重症化リスクがあること。子供が感染すると重症化リスクは低いが、感染が急拡大す る傾向にあります。全国では学級閉鎖や休校という措置が取られています。幸いにもこの地 域はまだ児童生徒のクラスターは発生していません。

この口述書を書いたときはそんなクラスターは発生していなかったんですが、ここ数日、 近隣では増えてきています。

若いから大丈夫、小さい子供だから感染して問題ないと思わず、基本的な感染予防対策を するよう心がけることが必要です。感染予防対策も慣れからの緩みが出てくるかもしれませ ん。

感染予防対策のために、児童生徒は毎日マスクを最低5枚は学校に持っていっています。 50枚入りのマスクなら10日分です。新型コロナウイルスが確認されて2年がたったわけです。 この間の消費金額はかなりの家計への負担になっています。

質問です。

児童生徒に感染が広がった場合の対策。

2つ目に、不織布マスクを児童生徒のいる家庭への配給はできないか。

3番目に、リスクのある人への感染予防対策の周知について、お答えを願います。

〇議長(谷 正君) 教育長。

○教育長(佐野 薫君) お答えいたします。

学校では、養護教諭を中心として策定いたしました小・中学校における新型コロナウイル

ス感染症対策マニュアルに沿った中で、感染症対策の徹底に努めながら学校生活を送っています。

オミクロン株においては、感染力が強く、とりわけ若年層の感染が多く、これら若年層からの家庭内感染などが顕著なことから、本年1月には児童生徒の感染が特定された場合における学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体での臨時休業について、おおよその目安や、感染または濃厚接触者に特定された場合の家庭へのお願いなどを記載した「感染が確認された場合の臨時休業等の対応について」とした文書を、学校経由で保護者に配付させていただきました。

また、マスク着用の徹底をはじめとした日々の感染症対策については、保護者の皆様に多大なるご理解とご協力をいただいているところでありますが、さらなるご理解ご協力をお願いしながら、感染拡大の抑止に努めてまいります。

厚生労働省によれば、新型コロナ感染症対策の基本は、新しい生活様式の中で、手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットとしており、日常生活においてマスクの着用をお願いしているところであります。

このように日々の感染症対策に向けては、教育現場や家庭に捉われずマスクの着用が求められている現状に鑑み、各家庭でのご負担をご理解いただきたいと思います。

以上です。

〇議長(谷 正君) 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) 感染予防対策については私のほうから、周知に対してはお答えをさせていただきます。

国立感染症研究所から発表されておりますオミクロン株のレポートによれば、個人の基本的な感染予防対策としては、変異株であっても従来と同様に、3密の回避、適切なマスクの着用、手洗い、換気などの徹底が推奨されており、個人のリスクの有無に関係なく、従来どおり実践することが求められております。

本町においては、昨年の広報みなみいず11月号でも新型コロナウイルス感染症対策の徹底と継続を呼びかけたほか、本年1月21日には、ホームページに「オミクロン株感染拡大に伴うメッセージ」を掲載し、繰り返し感染予防対策を呼びかけたところであります。

今後も、新型コロナウイルスの感染対策に向けて、適切な広報、周知に努めてまいります。 以上です。

〇議長(谷 正君) 黒田議員。

[1番 黒田利貴男君登壇]

○1番(黒田利貴男君) ありがとうございます。

感染予防対策、これからもどんどん徹底していってもらいたいと思うんです。共同通信の報道によると、新型コロナウイルス下の学校閉鎖などによる学力低下で、生徒らが生涯を通じて得られるはずだった収入を失い、世界全体で損失額が17兆ドル、日本円で約2,000兆円に上る可能性があると世界銀行が警鐘を鳴らしているという報道が最近になって多々出てきました。まだ当町では学級閉鎖、学校閉鎖等はないんですけれども、今後、今オミクロン株のステルスと言われているステルスオミクロン、BA.2ですね。これがじわじわと広がりつつあると。感染力は現在のBA.1オミクロン株の1.4倍ある。BA.1は肺への症状はないけれども、今度のBA.2は肺への症状があると。なおさらその重症化リスクが高まってくるんじゃないのかなというふうに思っています。その中で、やはりこの下にお答えを願いたいと思うんですけれども、これからのステルスオミクロンに対しての周知、今の水準のまま感染者数が増えていくと予測されています。さらなる周知徹底を図っていかないと、今度の場合は、先ほども言ったように、肺への症状が出てくると。今の上気道だけではなく、肺への症状が出てくるということは、さらに高齢者や基礎疾患のある人に対しては、かなりのリスクがあるんじゃないのかなと思っているんですが、担当課長、いかがでしょうか。

〇議長(谷 正君) 健康増進課長。

○健康増進課長(山田日好君) お答えいたします。

国立感染症研究所が出しているオミクロン株についてのレポートによりますと、イギリスの健康安全保障庁が出している結果として、ワクチン接種の関係ですが、ブースター接種後、2週間から4週間はBA.1系統に対して69%、BA.2に対しては74%、また、5~9週間後についてはBA.1系統について61%、BA.2系統に対して67%、ブースター接種10週以降については、BA.1系統に対して49%、BA.2系統に対して46%の有効性があったというようなレポートも出ています。ですので、やはり3密の回避、手洗い、マスクの徹底と併せて、ワクチン接種の推奨を進めていきたいなというふうに思っております。

また、同レポートでは、デンマークからの報告として、BA.2系統とBA.1系統では入院リスクについては違いが認められなかったというような治験も出ているような状況であります。 以上です。

〇議長(谷 正君) 黒田議員。

[1番 黒田利貴男君登壇]

○1番(黒田利貴男君) ありがとうございます。

ワクチン接種をしているから入院の数を抑えることができる。重症化リスクを抑えることができる。高齢者、先ほども口述書の中では触れましたけれども、慣れというのが出てきています。やっぱり先ほど同僚議員が言ったように、役場からの発信、そこをもう少し強く、しつこいぞと言われるぐらいやるべきではないかというふうに思っています。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(谷 正君) 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長(谷 正君) 休憩を閉じ会議を再開します。

◎諮第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) これより、議案審議に入ります。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。 朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長(谷 正君) 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) 諮第1号の提案理由を申し上げます。

本町において、法務大臣の委嘱による人権擁護委員は5名であり、このうち1名が令和4年6月30日をもって任期満了となります。

当該委員の候補者推薦については、人権擁護委員法第6条第3項において、市町村議会の 議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のあ る者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。

このため、諸要件を兼ね備えた髙橋政弘氏をご選任いただきたく提案するものであります。 なお、同委員の任期は令和4年7月1日から3年間であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第1号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、諮第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(谷 正君) 議第3号 南伊豆町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一

部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) 議第3号の提案理由を申し上げます。

本町では、伊豆半島ジオパーク推進協議会に任期付職員を1名派遣しており、令和4年度 からの一般社団法人美しい伊豆創造センターへの統合を受けて、南伊豆町職員の公益的法人 等への派遣に関する条例に基づく職員派遣が必須となりました。

現在派遣している任期付き職員は、専門的知識を有し、語学も堪能であることなどから、 統合後の新生・美しい伊豆創造センターからも継続派遣を強く望んでおり、本条例の一部改 正をもって公益的法人等への派遣対象を緩和するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の意見を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第3号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第4号 南伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) 議第4号の提案理由を申し上げます。

本議案は、人事院による公務員人事管理に関する報告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を受けて、本条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するもので、1年以上とする在職期間を廃止するほか、育児休業制度の周知及び意向確認等に関する規定を追加し、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第4号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条 例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第5号の提案理由を申し上げます。

本議案は、小学校の夜間照明施設及び小・中学校の屋内運動場使用料金の改定並びに南伊豆町加納テニスコートの使用料金を規定するものであります。

なお、使用料の改定においては、本年1月28日の公共料金等審議会でご審議をいただき、 2月8日付で答申を受けたものであります。詳細については、教育委員会事務局長から説明 させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 佐藤由紀子君登壇〕

○教育委員会事務局長(佐藤由紀子君) 議第5号の内容説明を申し上げます。

本議案は、小学校の夜間照明施設及び小中学校の屋内運動場についての使用料金改定及び 後ほどご審議していただきます南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理条例に基づくテニスコートの使用料を追加させていただくものです。 夜間照明施設及び屋内運動場の使用料についてですが、消費税率の引上げや昨今の電気料金の値上げから、光熱水費及び施設の維持管理費に充てるため、料金改定をさせていただくものです。

改正の内容について、お手元に配付してございます資料No. 3の新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表については、左側が改正後、右側が改正前の条文で、アンダーラインを引いて ある部分が改正する箇所となっております。

主な改正について説明させていただきます。

第3条ですが、減免についての基準を明確化し、1号、国または地方公共団体が使用する場合。2号、町または町教育委員会が主催、共催または後援する事業に使用する場合。3号、町内のスポーツ協会、文化協会もしくはその加盟団体または特定非営利活動法人が使用する場合。4号、前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めた事業に使用する場合とさせていただきました。

次ページをご覧ください。

別表第1夜間照明開放施設使用料ですが、小学校3校及び旧三浜小学校の夜間照明開放施設を1回につき525円から600円とします。

宮前テニスコートは今年度末で閉鎖することから削除させていただきます。

続きまして、別表第2屋内運動場開放施設使用料をご覧ください。

午前、午後、夜間、それぞれ4時間を単位として半面1,050円から1,200円に増額させていただきます。なお、南中小学校、南伊豆東中学校、南伊豆中学校については、面積が広いため、半面使用時の使用料とさせていただきます。

続きまして、1枚めくっていただいて、最終ページの前からになりますが、加納テニスコートの使用料について追加させていただきます。

使用者区分は、一般の町内・町外、高校生以下の町内・町外、町内宿泊者とし、使用時間を午前8時30分から午後0時30分、午後1時から午後5時までのそれぞれ4時間単位としました。

料金は、1面使用で、一般の町内者1,200円を基準とし、町外者は倍額の2,400円、高校生以下は半額で、町内者600円、町外者1,200円、町内宿泊者は町内者と同額の1,200円としています。

備考に記載しておりますが、下田市とは施設相互利用に追加を予定しておりますので、下

田市に住所を有する者を町内に含むこととします。

なお、町民への周知を図るため、令和4年7月1日からの施行とします。 内容説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。 よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案は、この後審議します新設条例の議第13号「南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例制定について」と密接な関係があることから、本議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(谷 正君) 異議なしと認めます。

よって、議第5号議案は第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 続きまして、議第6号 南伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) 議第6号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年3月23日に公布された、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第49条に規定する電磁的記録について、諸記録等の作成、保存等における電磁的な対応を明記するほか、同省令との整合性を図るため、条文の整理を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第6号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第7号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) 議第7号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年8月2日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、 並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴 い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第53条に規定する電磁的記録について、諸記録等の作成、保存等における電磁的な対応を明記するほか、同省令との整合性を図るための条文の整理を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第7号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第8号 南伊豆町立認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) 議第8号の提案理由を申し上げます。

本議案は、認定こども園の1園化に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、 所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第2条に規定する表のうち、南崎認定こども園を削除するものであります。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第8号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第9号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) 議第9号の提案理由を申し上げます。

本議案は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日より、未 就学児の保険税額に軽減措置が導入されることから、本条例の一部を改正するものでありま す。

主な改正内容は、未就学児の国民健康保険税に係る被保険者均等割額を5割軽減すること、 及び、未就学児が低所得者世帯に所属する場合にあっては、保険税の減額賦課の基準に従い、 減額後の被保険者均等割額に10分の5を乗じた額とするものであります。

また、保険税の減免規定について、刑事施設に収容されている場合など、特別の事情がある場合の申請期限要件に例外規定を設けるほか、改正に伴う字句等の修正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第9号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第10号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定についてを 議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長(岡部克仁君) 議第10号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年4月13日発出の消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を受けて、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、団員の出動等に対し支給する手当の法的性格を費用弁償から報酬に改めるもので、第13条第1項に規定する出動及び訓練に係る費用弁償支給の規定を削除し、第12条第2項に出動及び訓練に係る報酬として再規定するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第10号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第11号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定に ついてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) 議第11号の提案理由を申し上げます。

本議案は、養護老人ホームとよおか管理組合が令和4年3月31日をもって解散し、本組合から脱退することに伴い、組合規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき構成市町の議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第11号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

〇議長(谷 正君) 議第12号 南伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定 についてを議題とします。

なお、本議案については、地方自治法第243条の2第2項に基づき議長から監査委員に意 見を求めたところ、お手元に配付したとおり回答がありましたので、ご報告いたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第12号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成29年6月地方自治法の一部改正をもって「町長等がその職務を行うにつき、 善意で、かつ、重大な過失がない場合に、賠償の責任を負う額から一部を免責する旨を条例 で定めることができる」とされたことに伴い、所要の条例整備を行うものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上 げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長(渡邊雅之君) それでは、議第12号の内容説明を申し上げます。

平成29年の地方自治法の改正に伴い、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意で、かつ、重大な過失がないときは、損害賠償責任額から地方自治法施行令で定める基準を参酌し、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができるようになりました。

この法改正の背景でございますが、近年の公務員を取り巻く環境では、住民訴訟制度において軽過失の場合でも、町長や職員等が個人責任としては多額な責任を追及されることがあり、裁判官の補足意見においても町長や職員等の心理的負担により、柔軟な職務執行において萎縮が生じ、果敢な施策展開に支障が生じているとの指摘もされていることや、故意または重過失に限定している国家賠償法上の公務員個人への求償要件との不均衡に加え、地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任を軽減する制度が未整備であることから、自治体の債権を放棄する議決も行われていることなどにより、軽過失における損害賠償責任の追及の在り方について見直しが行われました。

それでは、条例制定文及びお配りしてございます資料ナンバー10の逐条解説をご覧いただ きたいと思います。

第1条は、本条例の趣旨を明示するものでございまして、町長等の町に対する損害を賠償する責任の一部免責について、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)による改正後の地方自治法第243条の2第1項に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、町長等の損害賠償責任の一部免責について定めておりまして、「町長等が職務を行うにつき、善意で、かつ、重大な過失がない」とは、町長等が自らの職務行為によって、町に損害を及ぼすことを認識しておらず、または認識しなかったことについて著しい不注意がない場合を指し、この判断については、最終的に住民訴訟等を通じて裁判所によって判断されることになります。

本条では、賠償の責任を負う額から、基準給与年額に町長は6、副町長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員または監査委員は4、農業委員会の委員または固定資産評価審査委員会の委員は2、その他職員は1を乗じて得た額を控除して得た額を免除することとしております。

なお、乗ずるべき数については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和元年政令第156号)による改正後の地方自治法施行令第173条に規定される基準に基づき定めるものでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第12号議案は第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第13号 南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例制 定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

〇町長(岡部克仁君) 議第13号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2の規定により、加納テニスコートの設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 佐藤由紀子君登壇〕

○教育委員会事務局長(佐藤由紀子君) 議第13号の内容説明を申し上げます。

今年度末、加納テニスコートの整備が完了するため、設置及び管理について条例制定し、 必要な事項を定めることといたしました。

それでは、条例制定文をご覧ください。

第1条では、本条例の設置目的を定めており、町民の健康の増進とスポーツの推進を図る ことを目的としています。

第2条では、テニスコートの名称及び位置を定めております。

第3条では、教育委員会が管理すること、その管理については常に良好な状態とし、その 設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならないと定めています。

第4条では、利用時間を定めており、午前8時30分から午後5時までとしております。

第5条では、利用の許可を定めており、利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の 許可を受けることとしています。

第6条では、利用の許可の基準について、原則として許可できない場合の4項目を定めて おります。

裏面にお移りください。

第7条、使用料についてですが、議第5号で上程させていただきました南伊豆町社会体育

施設使用料徴収条例を適用することを定めております。

第8条では、利用権の譲渡禁止について定めており、利用の許可を受けた者以外の第三者 にその権利を譲渡または転貸してはならないとしています。

第9条では、利用許可の取消しについて、具体的な該当項目を定めています。

第10条では、原状回復の義務、第11条では、損害賠償の義務について、また第12条では、 事故の責任について定めています。

第13条では、委任としてこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項について教育委員会規則で定めることとしています。

最後に、附則についてですが、町民への周知を図るため、令和4年7月1日から施行としています。

内容説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉議員。

○7番(稲葉勝男君) 1点お伺いします。今、この管理条例は管理条例でいいんですけれど も、例えば身障者の車椅子テニス、これにもこのテニスコートは対応できると。

それともう一つは、管理棟、設置してありますけれども、そういうことを前提に車椅子とか、そういう方たちが利用できるような、そういう施設に変えてあるのか、その点お伺いします。

- 〇議長(谷 正君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(佐藤由紀子君) お答えいたします。

現状、申し訳ありません、身障者対応のテニスコートということで、申し訳ありません、 想定しておりませんでしたので、また改めてコートの広さですとか入り口について、当然コートへの入り口については、進入はできるかと思いますけれども、もう一度コートの確認は させていただきます。

あと、管理棟についてなんですけれども、一応その点配慮しているつもりなんですが、も う一度その辺を再度確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(谷 正君) 稲葉議員。
- **〇7番(稲葉勝男君)** ぜひ、やっぱり、今は身障者対応のスポーツというのは多いんですけ

れども、特にテニスなんかは活躍されて、オリンピックでもやっているし、そういうことが あるからということではないんですけれども、そういう扱いと言ったら、言い方おかしいで すが、差別でするような、そういうあれはないような、そういうふうには感じられないよう な施設にしていただきたい、このように思います。よろしくお願いします。

○議長(谷 正君) 答弁はいいですか、答弁、答弁。

ほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。 よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第13号議案は第1常任委員会に付託することに決定しました。ここで、少し早いですが、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長(谷 正君) 休憩を閉じ会議を再開します。

◎議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第14号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) 議第14号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から5,543万9,000円を減額し、予算の総額を59億881万6,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費のうち、施設管理費から787万6,000円、民生費の介護保険費から1,508万4,000円、消防費から1,570万円などを減額するもので、歳入では、寄附金2,066万円、基金繰入金1億2,477万9,000円、町債7,480万円などを減額するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上 げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長(渡邊雅之君) 議第14号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から5,543万9,000円を減額し、予算の総額を59億881万6,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。 補正予算書36、37ページをご覧いただきたいと思います。

2款総務費の1項4目施設管理費では、庁舎非常用自家発電設備更新工事の完了に伴い、787万6,000円を減額いたしました。

次に、48、49ページをご覧いただきたいと思います。

3款民生費の4項1目介護保険費では1,508万4,000円を減額いたしました。これは、認定者数の減を受け介護給付費が減少したことにより、一般会計から介護保険特別会計へ繰り出される介護保険特別会計繰出金が1,308万9,000円減額となったことが主な要因でございます。次に、66、67ページをご覧いただきたいと思います。

8款消防費の1項5目災害対策費のうち、防災施設管理事務では840万4,000円を減額いた

しました。これは、同報系防災行政無線のデジタル化工事の施工に当たり、電波を受信する個別受信機の配布について昨年度に貸与希望調査を行ったところ、およそ800人から貸与の希望があったため、町では今後生ずるであろう新たな希望者へ貸与するための在庫200台と合わせ1,000台の購入を予定しておりましたが、昨年度先行して購入し、貸与した300台のうち、貸与希望者から約1割程度の返品があったことから、必要最低限の800台を購入し、予算の減額をするものでございます。個別受信機の購入には1台当たり4万円程度の費用がかかることから、これにより、不良在庫及び不要な予算執行の抑制にもつながると考えております。

減額とさせていただいた項目のうち、主なものについての説明は以上でございますが、本 補正予算におきましては増額要求も幾つかございますので、そちらについてもご説明申し上 げます。

40ページ、41ページにお戻りいただきたいと思います。

2 款総務費の3項1目戸籍住民基本台帳費では357万6,000円を増額いたしました。これは、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップ化に伴うシステム改修に係る経費を計上するものでございます。システム改修につきましては、予算成立後の委託となるため、年度内完成が見込めないことから、10ページに繰越明許費として設定をいたしましたので、併せてご審議のほど、お願いをいたします。

次に、50ページ、51ページをご覧いただきたいと思います。

4款衛生費の1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業に425万7,000円を増額いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、国が3回目接種の方針を決めたことを受け、不足額を予算計上するものでございます。

最後に戻っていただいて、また40ページ、41ページをご覧いただきたいと思います。

2款総務費の1項15目基金費のうち、財政調整基金におよそ1億円を増額いたしました。 普通交付税の基準財政需要額に地域デジタル社会推進費が新設されたことや、12月の追加交 付等に伴い、今年度は昨年度より3億286万2,000円多い23億7,536万3,000円の普通交付税が 交付されること、コロナ禍においてウェブ会議の浸透による出張回数の減少、イベント及び 会議の開催中止などにより、経常経費の多くで不用額が生じ、現段階におきまして例年以上 の決算余剰金が見込まれるため、その一部を財政調整基金に積み立て、今後の財政需要に備 えるものでございます。

続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

28、29ページをご覧いただきたいと思います。

19款1項3目のふるさと寄附金でございますが、令和3年12月末現在での寄附額は1億8,200万円強でありました。今後1月から3月に寄附される額は、税額控除対象期限も過ぎたため例年2,000万円程度でありますので、今年度もほぼ変わらないと見込まれることから、最終寄附額を2億円程度と見込み、2,500万円減額するものでございます。

次に、30、31ページをご覧いただきたいと思います。

20款繰入金の2項1目基金繰入金のうち、財政調整基金を1億2,444万3,000円減額し、取 崩しをしないこととするものでございます。これは、さきに述べた普通交付税の増額が要因 でございます。

最後に、32、33ページをご覧いただきたいと思います。

23款1項の町債でございますが、6目消防債を2,870万円、9目過疎対策事業債を4,050万円、それぞれ減額いたしました。これは、事業の完了や現在進行中の事業についても、その所要額がおおむね見込めたことによります減額でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第14号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第15号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費及び特定健康診査の実績を勘案した保健事業費の歳出調整並びに県支出金及び国民健康保険税の収納実績を勘案した歳入調整などが主なもので、歳入歳出予算の総額から7,673万9,000円を減額し、予算の総額を12億8,300万1,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、2 款保険給付費を6,895万円、6 款保険事業費415万9,000円、9 款諸支出金354万5,000円を減額し、歳入では、6 款県支出金を7,370万8,000円、8 款繰入金138万9,000円、9 款繰越金493万3,000円を減額し、1 款国民健康保険税を588万9,000円増額するものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(谷 正君) 議第16号 令和3年度 南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号) を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第16号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護給付実績を勘案した保険給付費の歳出調整と、それに伴う国県支出金等の歳入調整を行うもので、歳入歳出予算の総額から4,627万6,000円を減額し、予算の総額を12億5,780万5,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、1款総務費を95万8,000円、2款保険給付費を1億470万9,000円、4 款地域支援事業費375万3,000円を減額し、5款基金積立金を5,000万円、7款諸支出金1,314 万4,000円を増額するほか、歳入では、5款支払基金交付金を3,385万4,000円、6款県支出 金1,514万7,000円、9款繰入金1,468万4,000円を減額し、1款保険料213万8,000円、4款国 庫支出金854万4,000円、10款繰越金672万7,000円を増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

〇議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第17号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う歳入歳出の調整及び後期高齢者医療保険料並 びに後期高齢者医療広域連合納付金の調整が主なもので、歳入歳出予算の総額に74万6,000 円を増額し、予算の総額を1億3,743万4,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、1款総務費を4万6,000円減額し、2款後期高齢者医療広域連合納付金79万2,000円を増額するほか、歳入では、4款繰入金78万3,000円を減額し、1款後期高齢者医療保険料を152万9,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第17号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第18号 令和3年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算(第1号) を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第18号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に53万7,000円を増額し、予算の総額を662万8,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、中木漁業集落排水施設改修事業において県補助金額が減額となったため、地元負担金が増額となり、本財産区特別会計から53万7,000円を補塡するものであります。

本会計において、財産区内の行政区などへ個々に補助金を支出することはできません。

このため、当該経費を繰出金として町の一般会計に繰り出し、町から中木区に補助金を交付することになりましたので、会計処理として一般会計繰出金に計上し、財源となる財政調整交付金を増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議案第19号 令和3年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第19号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業の確定に伴う構成市町負担金の精算に係る調整を行うもので、歳入歳出予算の総額に87万2,000円を追加し、予算の総額を3,429万円としたいものであります。

歳出では、共同設置町負担金返還金を87万2,000円増額し、この財源として前年度繰越金 を同額増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第19号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第20号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第20号の提案理由を申し上げます。

本議案は、コロナ渦の経済停滞による使用料の減少と事業費の確定等による調整が主な内容であり、歳入歳出予算の総額から420万8,000円を減額し、予算の総額を2億4,959万8,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、1款下水道費427万円を減額し、公債費6万2,000円を増額するほか、 歳入では、1款分担金及び負担金130万円、2款使用料及び手数料135万1,000円、8款町債 を530万円減額し、5款繰入金を375万3,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第21号 令和3年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第21号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事業費の確定等による調整が主な内容であり、歳入歳出予算の総額から37万円 を減額し、予算の総額を1,946万6,000円としたいものであります。

これら内訳では、歳出で、3款漁業集落環境整備費を37万円減額するほか、歳入では、3 款繰入金を3万円増額し、8款町債を40万円減額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第22号 令和3年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) 議第22号の提案理由を申し上げます。

本議案は事業費の確定等による調整が主な内容であり、歳入歳出予算の総額から31万 1,000円を減額し、予算の総額を4,123万2,000円としたいものであります。

これら内訳では、歳出で、3款漁業集落環境整備費を31万1,000円減額するほか、歳入では、1款分担金及び負担金2万6,000円、8款町債を40万円減額し、3款繰入金2万7,000円、

7款県支出金8万8,000円を増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第23号 令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第23号の提案理由を申し上げます。

本議案は事業費の確定等による調整が主な内容であり、歳入歳出予算の総額から31万 1,000円を減額し、予算の総額を2,405万5,000円としたいものであります。

これら内訳では、歳出で、3款漁業集落環境整備費を31万1,000円減額するほか、歳入では、1款分担金及び負担金7,000円、3款繰入金2万7,000円、8款町債を30万円減額し、7款県支出金2万3,000円を増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第24号 令和3年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長(岡部克仁君) 議第24号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算書第2条に係る収益的収入及び支出について、水道事業収益の総額を3億3,294万3,000円、水道事業費用の総額を3億5,211万4,000円とするほか、第3条に係る資本的収入及び支出では、資本的収入の総額を7,832万4,000円、資本的支出の総額を1億983万2,000円としたいものであります。

水道事業収益については、コロナ渦の経済停滞により、水道使用量が減少したため1,044 万8,000円を減額し、水道事業費用では、水道施設維持管理委託料の精算に伴い413万円を減 額いたしました。

資本的収入及び支出では、主に事業費の精算によるもので、資本的収入で791万1,000円を 減額し、資本的支出で547万1,000円を減額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第24号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第25号 令和4年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長(岡部克仁君) 議第25号の提案理由を申し上げます。

本議案については、予算編成方針で申し述べたとおりでありますので、各科目別の内容については総務課長から説明をさせます。

また、この後の提出議案である議第26号から議第38号までの各特別会計予算及び水道事業 会計予算についても同様でありますので、それぞれの担当課長から説明させます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長(渡邊雅之君) 議第25号 令和4年度南伊豆町一般会計予算案についての内容説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出の総額を52億円といたしました。

また、第2条は、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を定めたもので、予算書6ページにお示しの第2表債務負担行為のとおりでございます。

第3条で定める地方債は、予算書7ページの第3表によるものとし、起債の目的、限度額、 利率、償還方法等は記載のとおりでございまして、総額3億230万円を予定しております。 また、第4条により、一時借入金の限度額を6億円といたしました。

次に、一般会計歳入歳出予算の概要について申し上げます。

予算書36、37ページの歳出からご覧いただきたいと思います。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として6,043万円を計上いたしました。

次ページ、38ページから65ページまでの第2款総務費につきましては、9億7,952万円を 計上いたしました。

その主なものは、ふるさと寄附金返礼品等記念品代で6,000万円、路線バス維持事業補助金7,429万5,000円のほか、地方創生事業に1億8,282万円を計上いたしております。

続きまして、予算書66ページから81ページをご覧いただきたいと思います。

第3款民生費につきましては、11億7,739万6,000円を計上いたしました。

その主なものといたしましては、障害者児福祉事業に係る自立支援介護給付費で1億4,913万5,000円、在宅高齢者等食事サービス事業委託料をはじめとする老人福祉事業に1,778万円、国民健康保険費に1億1,210万9,000円、後期高齢者医療事務に1億7,138万2,000円、児童福祉施設運営事務に1億7,431万5,000円、子育て支援費に1億1,729万7,000円のほか、介護保険特別会計繰出金1億9,450万円などでございます。

続きまして、82ページから93ページをご覧いただきたいと思います。

第4款衛生費につきましては、5億8,697万1,000円を計上いたしました。

その主なものは、各種予防接種委託料等の感染症予防事務に2,395万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に2,971万2,000円、健康診査委託料等の健康増進事業2,262万円、下田メディカルセンター負担金ほかで6,601万円、清掃センター包括運転管理業務委託料等1億3,934万5,000円、ごみ収集事務をはじめとする塵芥処理料7,026万1,000円及び南豆衛生プラント組合負担金3,907万3,000円などを見込んでおります。

次に、94ページから103ページをご覧いただきたいと思います。

第5款農林水産業費につきましては、1億7,970万9,000円を計上いたしました。

その主なものは、有害鳥獣対策事業を含む農業振興費に3,927万7,000円、森林病害虫対策事業をはじめとする林業振興費に2,074万8,000円のほか、漁業集落排水事業費には4,298万7,000円を見込んでおります。

続きまして、104ページから111ページをご覧いただきたいと思います。

第6款商工費でありますが、3億4,834万9,000円を計上いたしました。

その主なものといたしましては、プレミアム付商品券事業費補助金を含む商工振興費に7,705万3,000円、伊勢海老まつり及びみなみの桜と菜の花まつり期間における宿泊割引キャンペーンを含む観光振興事業の宣伝委託料等に8,205万4,000円、観光協会補助金のほか、各種事業負担金等で3,406万2,000円、町営温泉施設指定管理委託料1,597万5,000円でございます。

続きまして、112ページから121ページをご覧いただきたいと思います。

第7款土木費につきましては、5億1,959万6,000円を計上いたしました。

その主なものは、道路改良事業に1億1,401万8,000円、橋梁長寿命化修繕事業6,660万円、 港湾管理事務に1,602万5,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1億9,846万1,000円などを 予定しております。

次に、122ページから127ページをご覧いただきたいと思います。

第8款消防費では、4億4,344万3,000円を計上いたしました。

その主なものは、広域消防組合負担金2億1,342万7,000円、消防団などの非常備消防事務に2,651万8,000円、消防施設管理事務費1,772万9,000円、デジタル同報系防災行政無線整備工事を含みます防災施設管理事務に1億6,339万8,000円などを予定しております。

続きまして、128ページから151ページをご覧いただきたいと思います。

第9款教育費につきましては、3億6,127万1,000円を計上いたしました。

その主なものは、学校給食調理業務委託料を含む事務局事務で1億4,058万4,000円、JE Tプログラムを活用する英語教育事業に2,211万8,000円、小学校管理費及び同教育振興費で 8,071万7,000円、中学校管理費及び同教育振興費で5,230万3,000円のほか、図書館運営業務 委託料及び図書購入費などの図書館費に2,262万7,000円を計上してございます。

また、152ページ、153ページの第10款災害復旧費には100万円を計上し、次ページの第11 款公債費を5億3,231万5,000円としたほか、第12款予備費を前年度と同額の1,000万円とさ せていただいております。

続きまして、お戻りいただいて、予算書12、13ページをご覧いただきたいと思います。

1 款町税につきましては、前年度比 1 億2,663万1,000円の増収を見込み、 9 億2,228万 2,000円を計上いたしました。

16ページの12款地方交付税につきましては1億円の増収を見込み、特別交付税1億8,500万円を含む総額で21億2,000万円を計上いたしました。

また、20ページから23ページの16款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金などを見込み、2億5,468万2,000円増の5億4,550万9,000円を見込むとともに、17款県支出金は196万2,000円減の3億6,466万1,000円とし、28、29ページの19款寄附金におきましては、ふるさと寄附金を2億100万円見込んでおります。

20款繰入金につきましては、1億5,967万6,000円を予定し、21款繰越金を前年度と同額の 1億7,000万円としてございます。

予算書10ページ、11ページの歳入歳出予算事項別明細書におけます歳出の款別一覧表をご 覧いただきたいと思います。

一般会計歳出予算の総額は52億万円でございまして、前年度と比較して2億6,400万円の増となっております。

また、予算の財源内訳でお示しのとおり、特定財源の合計額14億2,643万3,000円を除きました一般財源を37億7,356万7,000円としたいものでございます。

内容説明は以上でございます。また、別添といたしまして、令和4年度当初予算説明資料 を付してございますので、併せてご確認いただければと思います。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第25号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第26号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康增進課長。

〔健康增進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長(山田日好君) 議第26号の内容説明を申し上げます。

まず初めに、歳出の主なものからご説明いたしますので、予算書186、187ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費には368万6,000円を計上しました。

主なものは、12節委託料で国保連合会共同電算処理事務委託料のほか、制度改正に伴う基 幹電算システムの改修委託料、同システムのバッチ処理委託料など、計304万1,000円でござ います。

2款保険給付費、1項療養諸費では、被保険者の構成の変化や医療費の動向を勘案し、保 険給付費を計上いたしました。

次ページをご覧になっていただき、1目一般被保険者療養給付費で8億600万円、3目一般被保険者療養費では700万円を負担金補助及び交付金として計上いたしました。

2項の高額療養費につきましても医療費等の動向を勘案し、1目一般被保険者高額療養費に1億4,000万円を負担金補助及び交付金として計上いたしました。

次の3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭費については、それぞれ記載のとおりの金額を計上いたしました。

続きまして、190、191ページをご覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金については、国保の広域化に伴い、静岡県が市町ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定する納付金であります。

1 項医療給付費分を 2 億141万8,000円、 2 項後期高齢者支援金分を6,944万4,000円、 3 項 介護納付金分を2,389万7,000円計上いたしました。

6 款保健事業費、1 目特定健康診査事業費1,547万円の主なものは、12節の委託料1,439万 3,000円でございます。

続きまして、192、193ページをご覧ください。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費660万8,000円の主なものは、18節の成人病健診補助

金76万円、人間ドック受診費補助金300万円でありまして、国保被保険者へのがん検診・人間ドック受診に対する補助でございます。また、令和3年度までは、レセプトの2次点検は、会計年度職員を雇い上げ、自前で点検していましたが、コロナ禍の受診控えによる点検数の減少、効率化を勘案し、2次点検を国保連合会に委託することとしたため、会計年度職員の報酬等が皆減となり、委託料としてレセプト点検委託料を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

180、181ページにお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税には 2 億31万3,000円を計上いたしました。

内訳は、1節医療給付分現年課税分1億3,277万4,000円、2節後期高齢者支援金等分現年 課税分4,991万9,000円、3節介護納付金分現年課税分1,402万円などでございます。

次に、6款県支出金には、1目保険給付費等交付金を9億8,887万5,000円計上し、内訳は、1節保険給付費等交付金普通交付金9億5,622万2,000円、2節保険給付費等交付金特別交付金3,265万3,000円となります。

続きまして、182、183ページをご覧ください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金には9,369万6,000円を計上し、内訳は1 節保険基盤安定繰入金6,591万6,000円、財政安定化支援事業繰入金2,074万5,000円、その他につきましては記載のとおりでございます。

9款1項繰越金に224万6,000円を計上しました。

続きまして、178、179ページの下段をご覧ください。

以上のことから、歳出の合計額を12億9,066万円としたいもので、財源内訳につきましては、特定財源として国県支出金9億8,887万5,000円、その他1,208万4,000円とするほか、一般財源を2億8,970万1,000円と見込んでおります。前年度と比較しますと6,922万1,000円の減となります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたます。

〇議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第26号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第27号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題とします。
内容説明を求めます。

福祉介護課長。

[福祉介護課長 髙橋健一君登壇]

〇福祉介護課長(髙橋健一君) それでは、議第27号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明いたします。

予算書の212ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でありますが、363万7,000円を計上いたしました。

主なものは、12節委託料のバッチ処理委託料及び18節負担金補助及び交付金の賀茂郡介護 認定審査会負担金132万4,000円でございます。

続いて、2項介護認定審査会費、2目認定調査等費823万8,000円でありますが、主なものは、1節報酬で、認定調査の会計年度任用職員2名分の報酬325万3,000円、11節役務費、主治医意見書作成料327万8,000円でございます。

2 款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費でありますが、 3億8,008万円を計上いたしました。18節負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費 負担金が主なものでございます。

次に、214ページをお開きください。

3 目地域密着型介護サービス給付費 1 億2,100万円でございますが、これも18節負担金補助及び交付金でありまして、認知症対応型の共同生活介護や通所介護、小規模事業所の通所介護等の利用に対するものでございます。

5目施設介護サービス給付費でありますが、5億8,102万6,000円を計上いたしました。特別養護老人ホーム、老人保健施設等施設サービス利用に対するものでございます。

9目居宅介護サービス計画給付費でありますが、5,300万円を計上いたしました。要介護認定者へのケアプランの作成料でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は、要支援認定者が対象となりますが、914万円を計上いたしました。

216ページ、217ページをご覧ください。

4項1目高額介護サービス費に3,600万円を計上いたしました。要介護認定者の一定の条件を超えた自己負担に対する支給でございます。

次に、218ページにかけてご覧ください。

5項1目特定入所者介護サービス費に4,200万円を計上いたしました。これは、施設や短期入所サービス利用者の食費・居住費に対するものでございます。

4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費でありますが、1,816万2,000円を計上いたしました。

主なものは、12節委託料の介護予防食事サービス事業委託料、18節負担金補助及び交付金の介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業費負担金336万円です。

220ページ、221ページをご覧ください。

2項1目一般介護予防事業費209万5,000円ですが、これは、一般高齢者を対象とする事業で、18節負担金補助及び交付金の108万円が主なものになります。これは、高齢者サロン活動運営補助金であります。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 2,031万3,000円です。これは、地域包括支援センター職員3名分の人件費でございます。

次に、222、223ページ、下段をご覧ください。

3目在宅医療・介護連携推進事業費122万8,000円ですが、主なものは12節委託料の119万2,000円でありまして、1市5町で賀茂圏域の拠点となる医療機関に医療・介護連携推進事業に関する委託をするものでございます。

次に、224ページをお開きください。

7目生活支援体制整備事業費227万8,000円ですが、主なものは、12節委託料でありまして、 南伊豆町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター事業を委託する220万3,000円でありま す。

次に、226ページをお開きください。

8款1項1目予備費ですが、急な給付費上昇による負担金を考え、100万円を計上いたしました。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

206、207ページをお開きください。

1 款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料ですが、2億6,438万9,000円を 見込みました。

1節現年度分保険料として、特別徴収保険料が2億4,752万7,000円、普通徴収保険料のほうが1,606万2,000円となっております。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金ですが、1節の現年度分として 2億1,515万4,000円を計上いたしました。

2項国庫補助金、1目調整交付金ですが、現年度分として7,280万8,000円を計上いたしました。

続いて、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金に3億3,318万9,000円。

次のページの6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金を1億8,590万5,000円とし、それぞれ現年分として計上いたしました。

9 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金を1億5,425万4,000円、2目地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援事業分を255万3,000円、3目地域支援事業繰入金の包括支援事業等分を457万7,000円、それぞれ現年分として計上いたしました。

次の4目その他一般会計繰入金3,311万円でありますが、1節事務費等繰入金で、内訳は 事務費等繰入金1,184万8,000円、低所得者保険料軽減負担金繰入金2,126万2,000円を計上い たしました。

210、211ページをご覧ください。

歳入の最後となりますが、11款諸収入、3項5目雑入ですが、296万9,000円で、内容につきましては、説明欄に記載のとおり、各種介護予防事業等の利用者負担金を計上いたしました。

歳入の主なものは以上となります。

それでは、204ページ、205ページの下段をご覧ください。

歳出合計本年度予算額12億9,624万4,000円、前年度予算額13億378万1,000円、比較753万7,000円の減でございます。

本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金4億9,526万円、その他 5億308万5,000円、一般財源2億9,789万9,000円となっております。

以上で、内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第27号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。 ここで 2 時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長(谷 正君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第28号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題と します。

内容説明を求めます。

健康增進課長。

〔健康增進課長 山田日好君登壇〕

○健康増進課長(山田日好君) 議第28号の内容説明を申し上げます。

歳出の主なものからご説明いたしますので、246、247ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますが、116万9,000円を計上いた しました。

主なものは、12節委託料の後期高齢者システム保守委託料66万円、13節使用料及び賃借料の32万6,000円でございます。

次に、2項1目徴収費ですが、85万8,000円を計上しました。

主なものは、12節委託料のバッチ処理委託料並びに国保連合会共同電算処理事務委託料68 万円でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億4,634万5,000円を計上いたしました。

内訳は、18節負担金補助及び交付金の保険料負担金が1億4,047万7,000円、事務費負担金が586万8,000円でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

242、243ページをお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料ですが、1億128万5,000円を計上しました。

内訳は、1節現年分保険料の特別徴収保険料が7,599万9,000円、普通徴収保険料が2,479万5,000円、2節滞納繰越分保険料が49万1,000円となっております。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金を788万2,000円、2目保険基盤安定繰入金を3,918万2,000円、それぞれ計上いたしました。

以上が歳入の主なものでございます。

240、241ページの下段をご覧ください。

以上のことから、歳出の合計額を1億4,868万3,000円としたいもので、財源内訳につきま しては、特定財源として、その他が789万2,000円、一般財源が1億4,079万1,000円でござい ます。前年度と比較しますと1,335万円の増となります。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第28号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第29号 令和4年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長(渡邊雅之君) 議第29号の内容説明を申し上げます。

予算書251ページの令和4年度南伊豆町南上財産区特別会計予算案をご覧いただきたいと 思います。

歳入歳出の総額をそれぞれ59万5,000円としたいものでございます。

歳出につきましては、予算書260、261ページにお示しのとおり、1款 1 項 1 目一般管理費に59万5,000円を計上いたしました。

また、歳入につきましては、258、259ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項1目財産貸付収入の土地貸付収入に48万8,000円、2目利子及び配当金の財政調整基金利子に1,000円、3款1項1目繰越金に10万6,000円を計上いたしました。

以上のことから、歳入歳出それぞれ59万5,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- ○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。 よって、質疑を終わります。
- **○議長(谷 正君)** 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議はご ざいませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第29号議案は予算決算常任委員会に付託することにて決定しました。

◎議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第30号 令和4年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長(渡邊雅之君) 議第30号の内容説明を申し上げます。

予算書265ページの令和4年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算案をご覧いただきたいと 思います。 歳入歳出の総額をそれぞれ40万円としたいものでございます。

歳出につきましては、予算書274、275ページにお示しのとおり、1款1項1目一般管理費に40万円を計上いたしました。

また、歳入につきましては、272、273ページをご覧ください。

1款1項1目繰越金で6万円、3款1項1目財産貸付収入として33万9,000円を見込み、

2目利子及び配当金には財政調整基金利子1,000円を計上いたしました。

以上のことから、歳入歳出それぞれ40万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第30号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第31号 令和4年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 渡邊雅之君登壇]

○総務課長(渡邊雅之君) 議第31号の内容説明を申し上げます。

予算書279ページの令和4年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算案をご覧いただきたいと 思います。

歳入歳出の総額をそれぞれ524万円としたいものでございます。

歳出につきましては、予算書288、289ページにお示しのとおり、1款1項1目一般管理費に524万円を計上いたしました。

歳入につきましては、286、287ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入として515万8,000円を見込み、2 目利子及び配当金に7,000円のほか、3 款 1 項 1 目繰越金に7万5,000円を計上いたしました。

以上のことから、歳入歳出それぞれ524万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第31号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第32号 令和4年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題とします。 内容説明を求めます。 総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長(渡邊雅之君) 議第32号の内容説明を申し上げます。

予算書293ページの令和4年度南伊豆町土地取得特別会計予算案をご覧ください。

歳入歳出の総額をそれぞれ1,000円としたいものでございます。

予算書302、303ページをご覧ください。

歳出につきましては、繰出金1,000円のみであります。

また、歳入につきましては、300ページ、301ページをご覧ください。

1款1項3目利子及び配当金を1,000円といたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第32号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎詳等 2.2 早 の L 和 | 説明 | 断段 | 禾昌 仝 八 式

◎議第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第33号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 佐藤由紀子君登壇〕

〇教育委員会事務局長(佐藤由紀子君) 議第33号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

314、315ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますが、3,179万7,000円を計上いたしました。本特別会計の全歳出であります。

主なものは、賀茂地区指導主事3人分の人件費で、2節給料、一般職給1,439万円、3節職員手当等947万1,000円、4節共済費482万9,000円となっております。

人件費以外のものでは、8節旅費、普通旅費144万円、10節需用費、消耗品費33万9,000円、22節償還金、利子及び割引料の共同設置町負担金返還金94万6,000円等を計上しました。

次に、歳入をご説明申し上げます。

312、313ページをお願いします。

1款1項1目負担金、1節共同設置町負担金で3,085万2,000円を計上いたしました。指導 主事を共同設置する賀茂地区5町の負担金でございます。

負担割合は7割が5町の均等割、2割が各町の学校数割、1割が各町の児童生徒数割となっております。

負担金以外の歳入といたしましては、前年度繰越金として94万5,000円を計上してございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第33号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第34号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道係長。

〔上下水道係長 山田 亘君登壇〕

〇上下水道係長(山田 亘君) 議第34号の内容説明を申し上げます。

予算書319ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を2億6,749万1,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表地方債によることとし、第3条で一時借入金の最高額を3億円と定めました。

次に、330、331ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款1項1目公共下水道建設費5,964万6,000円において、公営企業会計導入委託料、公共下水道ストックマネジメント計画策定委託料を予定しております。また、2款1項1目総務管理費3,547万5,000円では、窓口収納事務等外部委託に伴う水道事業会計への負担金などであります。

次ページをご覧ください。

2款2項1目管渠費909万円については、主なものとして、管渠の状況を確認するための 管渠内面調査・清掃委託料等を見込んでおります。

次ページをご覧ください。

2款2項2目処理場ポンプ場費4,180万8,000円については、主なものとして、クリーンセンター等維持管理業務委託料を見込んでおります。3款公債費の1億2,047万2,000円の内訳

は、3款1項1目元金1億625万5,000円と2目利子1,421万7,000円でございます。

次に328、329ページをご覧ください。

これら歳出に係る財源の主なものをご説明いたします。

1 款 1 項 1 目負担金では、受益者負担金として27万7,000円を見込みました。 2 款使用料及び手数料では、下水道使用料と未納対応の督促手数料で4,059万7,000円を見込み、3 款国庫支出金で国庫補助金2,152万5,000円、5 款繰入金には、一般会計繰入金として1億9,846万1,000円、7 款諸収入では2万1,000円、8 款町債に660万円を見込み、これら詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第34号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- O議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。
 - よって、質疑を終わります。
- ○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第34号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

〇議長(谷 正君) 議第35号 令和4年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を 議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道係長。

〔上下水道係長 山田 亘君登壇〕

〇上下水道係長(山田 亘君) 議第35号の内容説明を申し上げます。

予算書339ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を1,905万5,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表地方債によることとしました。

350、351ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、1款1項1目総務管理費737万5,000円では、主なものとして施設修繕料と施設管理委託料を見込み、2款公債費872万円については、1項1目の元金872万円、2目利子76万8,000円であります。

3款1項1目子浦漁業集落環境整備事業費の219万2,000円は、公営企業会計導入委託料を 見込んでおります。

次に、348、349ページをご覧ください。

これら歳出の財源につきましては、1款1項1目漁業集落排水事業費分担金として、受益者分担金122万円を見込みました。

また、2款1項1目施設使用料を440万4,000円見込み、3款繰入金で1,148万1,000円、4 款諸収入5万円、8款町債に190万円を見込み、これら詳細につきましては、説明欄記載の とおりでございます。

議第35号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第35号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

〇議長(谷 正君) 議第36号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を 議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道係長。

〔上下水道係長 山田 亘君登壇〕

〇上下水道係長(山田 亘君) 議第36号の内容説明を申し上げます。

予算書353ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を3,285万1,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表地方債によることとしました。

364、365ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、1款1項1目総務管理費658万5,000円の主なものは、施設修繕料で250万円、施設管理委託料として369万6,000円を見込み、2款公債費368万7,000円については、1項1目の元金313万5,000円、2目利子の55万2,000円であります。

3款1項1目中木漁業集落環境整備事業費2,257万9,000円では、公営企業会計導入委託料で187万9,000円、排水処理施設等改修工事で2,070万円を見込んでおります。

次に、362、363ページをご覧ください。

これら歳出の財源につきましては、1款1項1目漁業集落排水事業費分担金として、受益者分担金396万1,000円を見込みました。

また、2款1項1目の施設使用料を369万6,000円見込み、3款繰入金で538万6,000円、5 款諸収入4万7,000円、6款国庫支出金985万円、7款県支出金181万1,000円、8款町債810 万円を見込んでおります。これらの詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。 議第36号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第36号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第37号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を 議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道係長。

〔上下水道係長 山田 亘君登壇〕

〇上下水道係長(山田 亘君) 議第37号の内容説明を申し上げます。

予算書367ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算の総額を2,406万2,000円と定め、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算によることとし、第2条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表地方債によることとしました。

378、379ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、1款 1 項 1 目総務管理費では、施設管理として628万円を見込み、2 款公債費の550万3,000円については、1 項 1 目の元金407万6,000円、2 目利子の142万7,000円であります。

3款1項1目妻良漁業集落環境整備事業費1,227万9,000円は、当該施設の改築工事と公営 企業会計導入委託が主なものであります。

次に、376、377ページをご覧ください。

これらの歳出の財源といたしましては、1款1項1目漁業集落排水事業費分担金として受益者分担金266万円を見込みました。

また、2款1項1目施設使用料338万4,000円見込み、3款繰入金で727万7,000円、5款諸収入で7万7,000円、6款国庫支出金で470万円、7款県支出金で86万4,000円、8款町債で510万円を見込んでおります。これらの詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

議第37号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第37号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷 正君) 議第38号 令和4年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道係長。

〔上下水道係長 山田 亘君登壇〕

〇上下水道係長(山田 亘君) 議第38号の内容説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第2条において、業務の予定量を定めました。

- 1 総配水量 126万8,000立方メートル
- 2 給水戸数 5,444戸
- 3 建設改良事業 1億2,111万円
- (1) 工事費他 1億1,645万4,000円
- (2) 事務費 465万6,000円。

2ページをご覧ください。

第3条では収益的収入及び支出の予定額を規定いたしました。

収入では、第1款水道事業収益を3億3,696万9,000円と見込み、支出には、第1款水道事業費用として3億6,438万7,000円を計上いたしました。

第4条では資本的収入及び支出の予定額を規定いたしました。

収入では、第1款資本的収入を1億908万7,000円と見込み、支出には、第1款資本的支出を2億1,817万9,000円としたほか、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億909万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額675万7,000円、過年度損益勘定留保資金5,505万1,000円、当年度充当額4,728万4,000円で補填するものといたしました。3ページをご覧ください。

第5条の企業債については、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は本表に記載のとおりであります。

以下、第6条は一時借入金、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条において議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条では、棚卸資産の購入限度額を記載のとおりで定めております。

次に、予算書25ページの予算実施計画説明書をご覧ください。

収益的収入及び支出の収入については、1款水道事業収益を3億3,696万9,000円と見込み、 内訳では、1項営業収益で2億3,485万2,000円、2項営業外収益で1億211万7,000円であり ます。

予算書27、28ページをご覧ください。

支出では、1款水道事業費用を3億6,438万7,000円と見込み、内訳では、1項営業費用で3億4,773万9,000円のほか、次ページ、2項営業外費用で1,564万8,000円としました。

予算書31、32ページをご覧ください。

資本的収入及び支出については、収入で、1款資本的収入を1億908万7,000円見込み、内 訳では、1項他会計繰入金2,047万2,000円、2項国県補助金2,163万5,000円、3項企業債 5,260万円、5項建設改良工事負担金を1,438万円としました。

各項目の詳細については、右説明欄の付記のとおりであります。

予算書33、34ページをご覧ください。

支出では、1 款資本的支出を2億1,817万9,000円と見込み、内訳では、1 項建設改良費で1億2,111万円、2項企業債償還金で8,706万9,000円でありまして、3項予備費を1,000万円としました。

このほか、予算書4ページから24ページまで予算に関する必須資料として付してございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

また、別資料として水道事業会計主要事業説明資料を添付させていただきましたので、併せてご確認をお願いいたします。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

○議長(谷 正君) 本議案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、議第38号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長(谷 正君) 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。 本日はこれをもって散会とします。

散会 午後 2時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署名議員 清水清一

署名議員漆田修

令和4年3月定例町議会

(第3日 3月3日)

令和4年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程(第3号)

令和4年3月3日(木)午前11時45分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 発議第1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 黒 田 利貴男 君 2番 宮 田 和 彦 君

3番 比野下 文 男 君 4番 加 畑 毅 君

5番 谷 正君 6番 長 田 美喜彦 君

7番 稲葉勝男君 8番 清水清一君

9番 漆 田 修 君 10番 齋 藤 要 君

11番 横嶋隆二君

欠席議員(なし)

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係 長 内藤彰一

開議 午前11時45分

◎開議宣告

〇議長(谷 正君) 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和4年3月南伊豆町議会定例会本会議第3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長(谷 正君) 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(谷 正君) 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

8番議員 清水清一君

9番議員 漆田 修君

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) これより、議案審議に入ります。

発議第1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議を議題とします。

本案は、比野下文男君が提出者で所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

比野下文男君。

[3番 比野下文男君登壇]

○3番(比野下文男君) 発議第1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議。 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定 により提出します。

令和4年3月3日提出。

南伊豆町議会議長 谷正様。

提出者 南伊豆町議会議員 比野下文男。

賛成者同じく稲葉勝男、齋藤要、清水清一、宮田和彦、黒田利貴男、長田美喜彦、横嶋隆 二、漆田修、加畑毅。

提出理由。

ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な 国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できず、断固 として非難するためです。ご審議お願いします。

〇議長(谷 正君) 趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、発議第1号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会宣告

○議長(谷 正君) 本日の議事が終了したので会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

なお、来る3月17日9時半から3月定例会4日目の会議を、午前9時30分から今議場で開催しますので、よろしくご参集をお願いします。

本日はどうもお疲れさまでございました。

散会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署名議員 清水清一

署名議員漆田修

令和4年3月定例町議会

(第4日 3月17日)

令和4年3月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程(第4号)

令和4年3月17日(木)午前9時30分開議

日程第 会議録署名議員の指名 1 議第12号 南伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について 日程第 2 議第13号 南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例制定につい 日程第 3 7 日程第 議第 5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定に 4 ついて 日程第 議第25号 令和4年度南伊豆町一般会計予算 5 日程第 6 議第26号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算 日程第 7 議第27号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計予算 日程第 8 議第28号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算 日程第 9 議第29号 令和4年度南伊豆町南上財産区特別会計予算 日程第10 議第30号 令和4年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算 日程第11 議第31号 令和4年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算 日程第12 議第32号 令和4年度南伊豆町土地取得特別会計予算 議第33号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導 日程第13 主事共同設置事業特別会計予算 日程第14 議第34号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算 日程第15 議第35号 令和4年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算 日程第16 議第36号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算 日程第17 議第37号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算 日程第18 議第38号 令和4年度南伊豆町水道事業会計予算 日程第19 議第39号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について 日程第20 議第40号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制

定について

日程第21 議第41号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する 条例制定について

日程第22 各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 黒 田 利貴男 君 2番 宮 田 和 彦 君

3番 比野下 文 男 君 4番 加 畑 毅 君

5番 谷 正君 6番 長 田 美喜彦 君

7番 稲葉勝男君 8番 清水清一君

9番 漆 田 修 君 10番 齋 藤 要 君

11番 横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岡 部 克 仁 君 副町 長 橋 本 元 治 君 育 佐 野 薫 君 教 長 総務課長 渡邊 雅之君 勝田智史君 企 画 課 長 菰 田 一 郎 君 地方創生室長 地域整備課長 商工観光課長 大 野 孝 行 君 飯 田 満寿雄 君 町 民 課 長 齋藤 重 広 君 健康増進課長 山田日好君 教育委員会 長事務局長 福祉介護課長 髙 橋 健 一 君 佐 藤 由紀子 君 会計管理者 生活環境課長 高 野 克 巳 君 佐藤 禎 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係 長 内藤彰一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長(谷 正君) 定刻になりました。ただいまの出席議員は定足数に達しております。 これより令和4年3月南伊豆町議会定例会本会議第4日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長(谷 正君) 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(谷 正君) 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

8番議員 清水清一君

9番議員 漆田 修君

◎議第12号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) これより議案審議に入ります。

議第12号 南伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定についてを議題とし ます。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○第1常任委員長(宮田和彦君) 改めて、おはようございます。

第1常任委員会委員長の宮田です。

本委員会に付託された議第12号 南伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制 定について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のために出席した町当 局の職員は記載のとおりです。

なお、これにつきましては、他の付託件目についても同様に記載のとおりですので、以降 省略させていただきます。

議事件目、付託件目、議第12号 南伊豆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制 定について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

問い、答えということで朗読します。

- 問 条例提案の理由は。
- 答 平成29年の地方自治法の改正に伴うものである。
- 問 町長等の任期中に過失行為を行い、中途辞職した場合は、次の町長が責任を負うのか。
- 答 事象があった時点の町長等の責任になる。
- 問 過失に対する支払方法は。
- 答 支払方法について、本条例では規定していない。事象に応じて判断する。
- 問 退職後に賠償責任を求められたときの条例適用の有無は。
- 答 条例の施行後に起きた事案は全て適用される。

以上です。

○議長(谷 正君) 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

- **○議長(谷 正君)** 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。討論はありませんか。 〔発言する人なし〕
- ○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第12号議案について、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 [賛成者挙手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第12号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第13号及び議第5号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第13号 南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例制定について及び議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 宮田和彦君登壇〕

○第1常任委員長(宮田和彦君) 本委員会に付託された議第13号 南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例制定について及び議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第13号から朗読します。

議第13号 南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例制定について、委員会 決定、原案のとおり可決することに決定。

議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

問い、答えということで朗読します。

議第13号 南伊豆町加納テニスコートの設置及び管理に関する条例制定について。

問 身体障害者がプレーできる構造にしているか。また、協議をしているか。

答 ワンチームで職員間含めて協議した。駐車場からフラットになっているので使用は可能である。

問 今後のアピールはどのように考えているか。

答 町外者には観光事業者やホームページ等で周知していく。町内者向けには学校関係者、広報、スポーツ協会等を通じて周知する。

問 合宿の優先予約等は考えているか。

答 通常は3か月前からであるが、町内に宿泊する合宿等については誘致を鑑み例外を設ける。

問 大勢の合宿では町内者が使用できないのではないか。

答 今後、使用制限を本条例施行規則で定め対応する。

議第5号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

問 加納テニスコートの夜間照明料金の使用形態の取決めは。

答 加納テニスコートの夜間照明料金は明記していない。

問 将来的な夜間照明料金の運用管理の考えは。

答 夜間照明の設置が決まり次第、制定する。

以上です。

○議長(谷 正君) 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をしてください。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第13号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 次に、議第5号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第13号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第13号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第5号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第5号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第25号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議題25号 令和4年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員長(比野下文男君) おはようございます。

予算決算常任委員会委員長の比野下です。

本委員会に付託された議第25号 令和4年度南伊豆町一般会計予算について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局職員は記載のとおりです。

なお、これにつきましては、他の付託件目についても同様に記載のとおりですので、以降 省略させていただきます。

また、審議中にあった質疑または意見要望事項についても、委員会において全員賛成で可 決することに決定した付託件目では省略させていただきます。

議事件目、付託件目、議第25号 令和4年度南伊豆町一般会計予算について、委員会決定、 原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。

以上です。

○議長(谷 正君) 委員会報告に対する質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。 横嶋議員。
- ○11番(横嶋隆二君) 議第25号 令和4年度南伊豆町一般会計予算に当たって、賛成の討論を行います。

新型コロナ禍が始まって3年目の予算になります。少子高齢化が進行する中で、町の発展 方向を財政状況をにらみながら進める。こういう基本的な観点に当たって、社会情勢は、長 引く30年来の不況が続く、それに加えて、新型コロナ禍が襲うという状態であります。

こうした中で、岡部町政2期目の2年目でありますけれども、生活関連施策を重視して、 今年度は起債も大幅に抑えることを進めながら、子育て支援施策では、高校生のバス通学費 助成や保育所など子育て支援施策、これは来年度から、津波対策も含めて、認定こども園が 1園になりますけれども、プラス、出産祝い金等々の助成施策、高齢者に当たっては、高齢 化率が高い中でも、食事サービスを含めた各種の支援施策で、日本で最初に敬老会が誕生し た南伊豆町にふさわしく、元気な高齢者が多い町となっております。

また、地域づくりの観点では、来年度、新たに広葉樹林の整備計画に着手することになりました。これは画期的なものであって、単なる木質バイオマスの発電だけではない利用、活用も含めて、将来にわたって持続可能な地域をつくっていく上で、新たな展開が幾重にも考えられるところであります。こうした点を評価するものであります。

同時に、注文としては、ごみ処理施設建設に当たっては、喫緊の課題とはいいながらも、 今日のCO₂削減の観点、燃やさない施設の在り方、また財政的な観点からも、見直しを強 く求めるものであります。

また、予算の中には、国主導で地方創生関連で、GIGAスクール、DX(デジタルトランスフォーメーション)が、これはそのまま国の予算がどっと入ってきております。GIGAスクールに関しては、ITを子供に慣れさせるということは大事ではありますけれども、教育の本来の子供の想像力や発想力をしっかりと育む、育成するということの観点を抜きには、この問題は、単なる子供たちを、いわゆる教育業界やIT業界の道具にしかねないとい

う危険な側面も持っております。こうした点は、今後、その扱いも含めて、注視をしていき たいと思います。

あくまでも教育は、子供の想像力、発想力をしっかりと育む、コミュニケーション能力を しっかりとつくっていく、こうしたことを強く求めていきたいと思います。

自治体DXに関してもそうです。 I Tが進んで、住民とのコミュニケーション等々がおろ そかになっては、これは本末転倒であります。

こうした点に注文をつけながら、全体の予算としては、住民生活を守る生活関連の観点が あるということで、ここを評価して、賛成の意見とさせていただきます。

○議長(谷 正君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第25号議案について、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第25号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第26号~議第28号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第26号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第27号令和4年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第28号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

[予算決算常任委員長 比野下文男君登壇]

○予算決算常任委員長(比野下文男君) 本委員会に付託された議第26号から議第28号までの 令和4年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第26号から朗読します。

議第26号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について、委員会決定、原案の

とおり可決することに決定。

議第27号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第28号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第26号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について、質疑、意見、要望は ありませんでした。

議第27号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計予算について、問い、答えということで 朗読します。

問 訪問リハビリは、今後研修を含め、どのような展望にて行われていくのか。

答 事業所の営業範囲の縮小もあり、訪問リハビリの実績はない。訪問型サービスCについては4人に実施予定。

問 人材確保について、どのような考えでいるのか。

答 介護への専門職は不足している。県の派遣を視野に入れた中で補っていくように考えている。

議第28号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について。

問 保険料負担金と事務費負担金とあるが、事務費負担金の高齢者割について、毎年高齢者が増加しているが、どのような数値を用いているか。

- 答 来年度の高齢者人口に対して案分されたものである。
- 問 保険料負担金の基盤安定分の積算根拠はどのようになっているのか。
- 答 基盤安定は保険料の軽減に応じて算出される。

以上です。

○議長(谷 正君) 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をしてください。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第26号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番(横嶋隆二君) 議第26号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算に当たって、反対の討論を行います。

反対の意見の趣旨は、この制度にあります。

現場では必死な取組をしております。また、医療事業に関しても、町内では珍しく7つの 診療所もあるという状況であります。

こうした下で、現場では奮闘されておりますが、国が国保事業、国民皆保険の趣旨にのっとって、しっかりと負担を国が政府が行って、国民の負担軽減をしっかりと行う。

このことを強く求めて、反対の意思とさせていただきます。

○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(谷 正君) 次に、議第27号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。 横嶋議員。
- 〇11番(横嶋隆二君) 議第27号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計予算に当たっての 反対討論であります。

この趣旨も、制度設計を国に対して強く改善を求めていくということであります。

現場では必死に取組を行っております。しかしながら、介護報酬等々の問題もありながら、 人材が集まらない状況。保険あって介護なしということがよく言われておりましたが、しっ かりと介護報酬が、これが充当されれば、この事業に携わる専門職も増えてくるのは当然の ことでありまして、今後の2025年問題、あるいはその先も含めて、訪問リハビリ等々の事業 を含めても、現場の声に応えて制度を変えるよう、国に対して強く求めるものであります。

〇議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

- ○議長(谷 正君) 次に、議第28号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。 横嶋議員。
- 〇11番(横嶋隆二君) 議第28号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算に当たっての反対討論であります。

これも制度そのものが、国民、高齢者を差別するものであると同時に、この間、負担増が されました。一方で、高齢者に当たっては、年金が漸減して、いわゆる減らされているとい う状況があります。

今、政府の予算案の中では、高齢者に一時金を支給せよなんていうことが言われています

が、年金を削って、とんでもないばらまきであって、本末転倒であります。

後期高齢者医療制度そのものをなくして、高齢者がこれまで社会に尽くしてきたことを、 しっかりと尊敬の念を持って医療費を無料にする、こういう視点こそ大事ではないでしょう か。

よって、反対の意思とさせていただきます。

- ○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。
 「「なし」と言う人あり〕
- ○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。 採決します。

議第26号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 賛成多数です。

よって、議第26号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。 採決します。

議第27号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 「賛成者挙手」

〇議長(谷 正君) 賛成多数です。

よって、議第27号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。 採決します。

議第28号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 [賛成者挙手]

〇議長(谷 正君) 賛成多数です。

よって、議第28号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第29号~議第32号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第29号 令和4年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第30号 令和4年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第31号 令和4年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算及び議第32号 令和4年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員長(比野下文男君) 本委員会に付託されました議第29号から議第32号までの令和4年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。
議事件目、付託件目、議第29号から朗読します。

議第29号 令和4年度南伊豆町南上財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のと おり可決することに決定。

議第30号 令和4年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のと おり可決することに決定。

議第31号 令和4年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算について、委員会決定、原案のと おり可決することに決定。

議第32号 令和4年度南伊豆町土地取得特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。 以上です。

○議長(谷 正君) 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑をしてください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第29号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

O議長(谷 正君) 次に、議第30号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(谷 正君) 次に、議第31号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。
[「なし」と言う人あり]

O議長(谷 正君) 次に、議第32号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。 [「なし」と言う人あり]]

○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。
「「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) ほかに討論ありませんか。
「「なし」と言う人あり」

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。
採決します。

議第29号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第29号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。 採決します。

議第30号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第30号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。 採決します。

議第31号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 [賛成者挙手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第31号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。 採決します。

議第32号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 [賛成者挙手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第32号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第33号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第33号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

[予算決算常任委員長 比野下文男君登壇]

○予算決算常任委員長(比野下文男君) 本委員会に付託された議第33号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第33号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。 以上です。

○議長(谷 正君) 委員会報告に対する質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第33号議案について、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第33号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第34号~議第37号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第34号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第35号 令和4年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第36号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第37号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員長(比野下文男君) 本委員会に付託されました議第34号から議第37号までの令和4年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。 議事件目、付託件目、議第34号から朗読します。

議第34号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算について、委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

議第35号 令和4度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算について、委員会決定、 原案のとおり可決することに決定。

議第36号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算について、委員会決定、 原案のとおり可決することに決定。

議第37号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算について、委員会決定、 原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。 以上です。

○議長(谷 正君) 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑をしてください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第34号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

- ○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。
 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(谷 正君) 次に、議第35号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。
 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。
 〔「なし」と言う人あり〕
- O議長(谷 正君) 次に、議第36号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。
 〔「なし」と言う人あり〕
- O議長(谷 正君) 次に、議第37号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。
 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。 採決します。

議第34号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第34号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第35号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第35号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第36号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 〔賛成者挙手〕 〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第36号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

採決します。

議第37号議案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第37号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第38号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第38号 令和4年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。 委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員長(比野下文男君) 本委員会に付託された議第38号 令和4年度南伊豆町水道事業会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第38号 令和4年度南伊豆町水道事業会計予算について、委員会 決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項は記載のとおりです。

以上です。

○議長(谷 正君) 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第38号議案は、委員会のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第38号議案は委員会報告のとおり可決することに決定しました。

◎議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第39号 南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) おはようございます。

議第39号の提案理由を申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有 する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されるこ とから、本条例での引用法律名等について改正するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第39号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第40号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長(岡部克仁君) 議第40号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2021年人事院勧告による官民格差等に基づく給与水準改定が行われるに当たって、当町においても一般職の給与条例の改正を行うものであります。

改正内容は、期末手当について0.075か月引き下げ、勤勉手当と合わせた支給月数を6月期・12月期それぞれ2.15か月とすること及び国家公務員の給与法改正が先送りとなり、実施を見合わせていた令和3年12月期末手当の引下げ相当額について、令和4年6月期手当から減額する特例措置を附則に規定し、調整を図るものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷 正君) 議第41号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を 改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

〇町長(岡部克仁君) 議第41号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2021年人事院勧告による一般職の給与条例の改正を受けて、特別職についても 同様に改正を行うもので、内容については前議案と同様であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(谷 正君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第41号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(谷 正君) 日程第22、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしたました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

- ○議長(谷 正君) 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。
 - 3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和4年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署名議員 清水清一

署名議員漆田修